

# 王寺町第3期障害者計画 及び第5期障害福祉計画



平成30年3月  
奈良県王寺町



## はじめに

近年、障害福祉分野においては、多くの関連法令の改正や制定があり、速やかな対応が求められています。

王寺町では、このような状況の中、国の方針に対応しつつ、町独自の就労支援や経済的支援を模索し、町内福祉事業所によるオープンカフェの運営支援や、町内就労事業所からの優先的な物品調達などに積極的に取り組んでまいりました。



本計画では、新たに今後6年間における障害福祉施策全般の基本方針を定める「第3期王寺町障害者計画」と、今後3年間における障害福祉サービスの見込量を定める「第5期王寺町障害福祉計画」を一体的に策定し、町として取り組むべき具体的な施策や目標値を提示しており、「障害のある人が担い手や働き手として活躍できる仕組みづくり」や「手話言語条例の制定に向けた取組」をはじめとして、独自性のある取組をさらに展開してまいります。

また、障害のある方が地域で安心して生活するには、ライフステージに応じた切れ目のない支援や経済的自立のための就労支援、そして障害のある方への理解促進が必要であるため、障害のある方を取り巻く全ての人や組織が一体となって、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

本計画で定めるこれらの取組を推進し、より一層充実した障害福祉施策を展開するにあたり、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました策定委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆さま、関係者、関係機関・団体の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

王寺町長 平井康之



# 目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の背景と趣旨.....	1
2. 近年の国等の動向.....	2
3. 基本理念.....	3
4. 基本的視点.....	4
5. 計画の位置づけ.....	6
6. 計画の期間.....	7
7. 計画の策定にあたって.....	8
第2章 障害者手帳所持者等の現状.....	9
1. 人口と障害のある人の状況.....	9
2. 身体障害者の状況.....	10
3. 知的障害者の状況.....	13
4. 精神障害者の状況.....	15
第3章 施策体系.....	17
第4章 施策の推進.....	18
基本目標1. 障害のある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現.....	18
基本目標2. 療育・教育施策の充実.....	31
基本目標3. 保健・医療施策の充実.....	41
基本目標4. 福祉施策の充実.....	48
基本目標5. 生活環境の整備.....	59
基本目標6. 積極的な社会参加の促進.....	68
基本目標7. 情報提供の充実.....	77
第5章 障害福祉サービス提供の見込み量等.....	84
1. 障害福祉計画(第5期)の策定に向けた国の基本指針.....	84
2. 国の基本指針に基づく成果目標.....	85
3. 障害福祉サービス等の活動指標.....	91
4. 地域生活支援事業の活動指標.....	103
5. 児童福祉法に基づく障害児支援サービスの活動指標.....	109
第6章 計画の推進体制.....	114
1. 推進体制の整備.....	114
2. 西和圏域における取組.....	114
3. 国・県との連携強化.....	114
4. 計画の進行管理.....	114
資料編.....	115
1. 王寺町附属機関の設置に関する条例.....	115
2. 王寺町障害福祉計画等策定委員会名簿.....	117
3. 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画の策定に関する諮問書・答申書.....	118
4. 用語集.....	123



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の背景と趣旨

本町では、これまで平成24年3月に「第2期王寺町障害者計画」を、平成27年3月には「第4期王寺町障害福祉計画」を策定し、障害のある人が権利の主体であるとともに、個性と人格を尊重する共生社会<sup>\*</sup>の実現に向けて取り組み、また、安心して地域で生活を送るために施策やサービス提供の充実に努めるなど、障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

この間における本町の主な取組としては、障害者雇用の環境づくりとして、町の公共施設における福祉事業所のオープンカフェ開設と運営を支援し、また就労施設からは経済的支援として優先的に物品を調達するなど、就労支援を積極的に展開してきました。これにより、雇用機会の創出や賃金向上といった面だけでなく、施設の賑わいや地域住民との交流も生まれ、地域の活性化にも繋がっています。

また、西和7町（三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町、平群町）の広域圏として、障害者等支援協議会を組織し、地域における課題解決や啓発活動などに関係機関や事業所等が協力して取り組み、地域に住む誰もが暮らしやすいまちづくりを推進してきました。

国においては、平成26年1月に障害者権利条約<sup>\*</sup>を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<sup>\*</sup>、平成25年法律第65号）」など、障害のある人の権利擁護<sup>\*</sup>等を目的とする国内法が整備されました。

また、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法<sup>\*</sup>の一部を改正する法律（障害者総合支援法<sup>\*</sup>及び児童福祉法<sup>\*</sup>の改正、平成28年法律第65号）」が成立し、平成30年4月から施行されます。この法律では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

本町においては、このような一連の改革や国及び県の方針、住民ニーズの状況を踏まえ、平成29年度で計画期間を満了する「第2期王寺町障害者計画」及び「第4期王寺町障害福祉計画」の進捗状況や目標数値を検証することで、新たに「第3期王寺町障害者計画」及び「第5期王寺町障害福祉計画」を策定します。なお、今般の児童福祉法の改正に基づき、「王寺町障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

[本文や表中における<sup>\*</sup>の用語は、最後尾の用語集で説明しています。]

## 2. 近年の国等の動向

### 障害者制度等の改革に向けた動き

#### 「障害者虐待防止法」（平成24年. 10月施行）

- ・ 障害のある人に対する虐待の禁止や障害者虐待の定義の明確化
- ・ 発見者に対する通報義務や市町村の立入調査権限などを制定

#### 「障害者優先調達推進法」（平成25年. 4月施行）

- ・ 障害のある人の仕事の確保と経済面の自立の促進
- ・ 国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを推進

#### 「障害者権利条約」（平成26年. 1月批准）

- ・ 平成19年に署名後、基本法改正、差別解消法制定等の国内法制度の整備

#### 「難病\*医療法」（平成27年. 1月施行）

- ・ 難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大
- ・ 相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援の充実

#### 「障害者雇用促進法」改正（平成28年. 4月施行）

- ・ 雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止
- ・ 法定雇用率\*算定に精神障害者を追加（平成30年4月1日から施行）

#### 「障害者差別解消法」（平成28年. 4月施行）

- ・ 地方自治体等における差別的取扱いの禁止
- ・ 地方自治体等における合意的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）
- ・ 差別解消に向けた取組に関する要領を策定（地方自治体は努力義務）

#### 「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（平成28年. 4月施行）

- ・ 公的機関だけでなく、県内の企業や団体、個人など、全ての人を対象に、障害を理由とする差別的取扱いを禁止

#### 「成年後見制度\*利用促進法」（平成28年. 5月施行）

- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

#### 「発達障害\*者支援法」改正（平成28年. 8月施行）

- ・ 障害の定義と発達障害への理解の促進、発達障害者支援地域協議会の設置

#### 「ユニバーサルデザイン\*2020行動計画」（平成29年. 2月閣議決定）

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、ユニバーサルデザイン化と心のバリアフリーを推進

#### 「障害者総合支援法及び児童福祉法」改正（平成30年. 4月施行）

- ・ 自立生活援助の創設・就労定着支援の創設
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- ・ 医療的ケア\*を要する障害児に対する支援

### 3. 基本理念

## 『人と人がふれあい、みんなで作るやわらぎのまち』

前計画の理念を継承し、上位計画となる「地域福祉計画」の理念を取り込んでいます。

前計画の「皆で考える」から「みんなで作る」に発展させ、「やすらぎあふれるまち」から、王寺町の代名詞であり一体的な意味を持つ「やわらぎのまち」に変更しており、障害のある人の周りの地域住民や関係機関、サービス事業所、ボランティア団体、NPO 法人、民間企業など、「障害のある人を取り巻く、地域における全ての人や組織が一体となり、地域共生社会の実現に向けて取り組むまち」をめざします。

#### ・前計画の基本理念【継承】

「**人と人がふれあい**、皆で考える やすらぎあふれるまち」



『**人と人がふれあい**、**みんな**で**作るやわらぎのまち**』



#### ・地域福祉計画の基本理念

「**みんな**にやさしく わらい顔があふれ ライフステージにあった **やわらぎのまちづくり**」

(「みんなに**や**さしく**わ**らい顔があふれ**ら**いふステージにあった**やわら****ぎ**のまちづくり  
～ぎゅっとつながるまち おうじ～」)

## 4. 基本的視点

---

国の基本計画では、障害者施策の各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ<sup>※</sup>の向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性<sup>※</sup>等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」「PDCAサイクル<sup>※</sup>等を通じた実効性のある取組の推進」の6つを掲げ、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について総合的かつ実効性の高い取組の推進を図ることとしています。

これらの横断的な視点や障害のある人を取り巻く社会の動向を踏まえ、本計画で定める施策を推進する上で、基本的視点を次のように位置付け、各関係機関、団体等との連携と協働のもと取り組んでいきます。

### (1) 地域共生社会の実現

地域には障害のある人、高齢者、子ども、様々な人が生活しています。全ての人が障害の有無、障害の種別などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあい、ともに協力していくことが当然であるという考え方を地域住民に広め、実際に行動できるように普及、啓発活動に努めます。また、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進していきます。

### (2) 障害のある人の主体性の尊重と参加

障害のある人が日常生活のあらゆる場面において、「権利の主体」として自らの意思によって自分らしい生き方を実現でき、自らの選択により福祉サービス等が利用できるように努め、地域での自立生活を支援します。そして、障害のある人が地域でよりよい生活を営む上で、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物や制度、慣行、観念等の社会的障壁<sup>※</sup>の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図り、一人ひとりが地域活動に参加し、自らが決定していけるよう制度・環境整備の充実に努め、機会の均等を図り、完全参加と平等をめざします。

### (3) 福祉コミュニティの実現と福祉サービスの充実

地域住民が、地域で感じる問題を自身の問題であると捉え、さらに、自身に問題が生じた際も地域で問題を共有し、住民同士が協力し支え合えるようなネットワークを形成する福祉コミュニティの実現を図り、法律に定められた公的な福祉サービスとの連携によって、問題解決ができる地域社会をめざします。

また、福祉サービス提供事業所や従事者の充実に努めるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、地域社会やボランティア、民間、NPOなどによる非公式な援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

#### (4) 障害特性等に配慮したきめ細かな支援

障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定することが重要です。また、障害のある子どもは、成人の障害のある人とは異なる支援を行う必要性があることに留意する必要があります。さらに、障害のある高齢者に係る施策については、条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するきめ細かな配慮が求められていることを踏まえ、障害者施策を策定し、実施していきます。

#### (5) 広域的な施策の取組

広範な障害者施策を地域的な偏りがなく着実に実施していくためには、町として人材・施設・設備など、地域の資源を最大限活用していくことはもとより、これまで連携・協力を積み重ねてきた県や西和7町などとの広域的な協力関係も重視し、効果的・効率的な取組を進めます。

#### (6) 総合的かつ分野横断的な施策と実効性のある取組の推進

今日、障害者施策は、保健、医療との連携をはじめ、教育、就労、まちづくりなど幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の関係部署はもとより、関係機関との連携を一層強化し、定期的な実績把握と達成状況の点検・評価に努め、総合的かつ分野横断的かつ、実効性のある取組を進めます。

## 5. 計画の位置づけ

---

### (1) 「障害者基本法<sup>\*</sup>」に基づく「市町村障害者計画」

障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、障害者施策全般における基本的な方針や取組を定める基本計画で、「障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現」を基本理念としています。

#### 障害者基本法

(障害者基本計画等)

#### 第十一条

3市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### (2) 「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」

障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス<sup>\*</sup>等における提供体制の整備や国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して目標値を定めるものとされていることから、「障害者計画」の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって策定します。

#### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(市町村障害福祉計画)

第八十八条市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### (3) 「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています（33条の20）。障害児福祉計画は、障害者総合支援法88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして策定することができるようになっており、本町は一体的に策定するものとします。

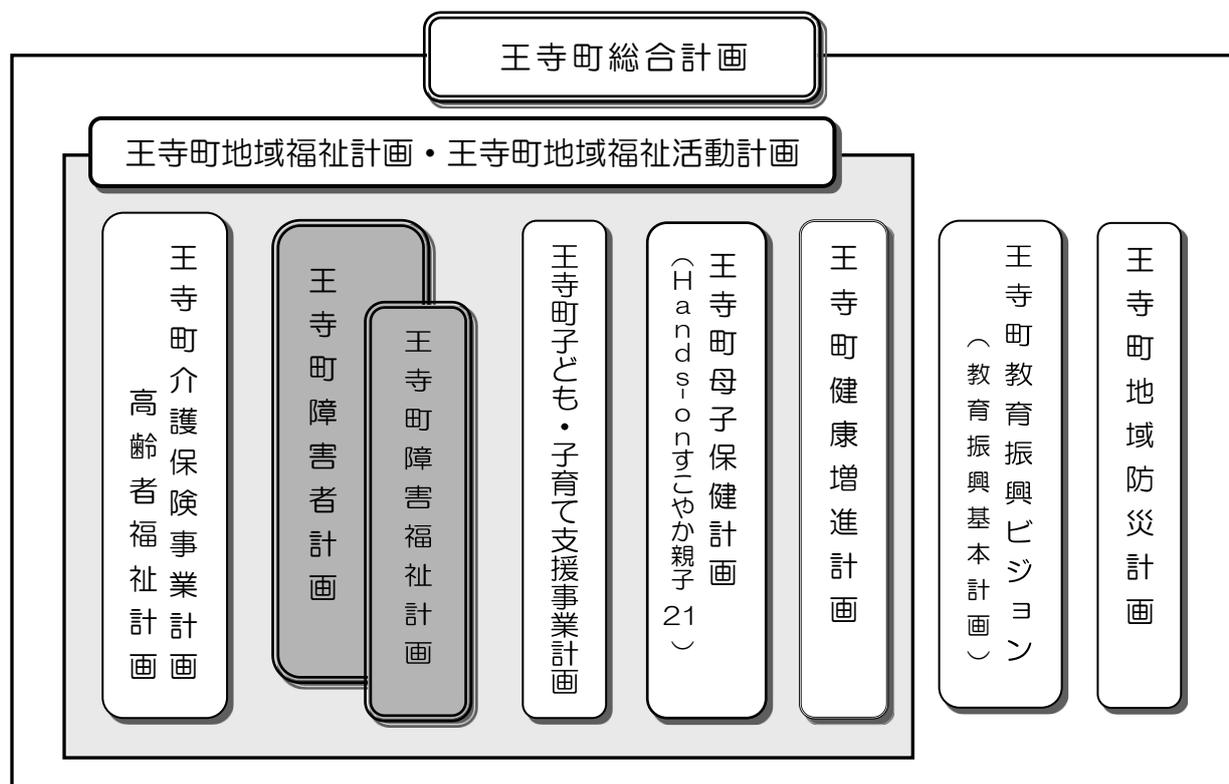
#### 児童福祉法

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の二十市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### (4) 他の計画との整合性

本計画は、本町のまちづくりの方向性を示した「王寺町総合計画」をはじめ、「王寺町地域福祉計画」・「王寺町地域福祉活動計画」、「王寺町子ども・子育て支援事業計画\*」、「王寺町母子保健福祉計画（『Hands-on すこやか親子 21』）」、「王寺町健康増進計画」、「王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「王寺町教育振興ビジョン（教育振興基本計画）」、「王寺町地域防災計画」など、障害福祉に関連する諸計画と整合性を図りながら策定しています。



## 6. 計画の期間

本計画の期間は、障害者計画は平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間、障害福祉計画・障害児福祉計画は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間としています。ただし法制度の改革や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
		見直し						
第 2 期王寺町障害者計画			第 3 期王寺町障害者計画					
第 4 期王寺町障害福祉計画			第 5 期王寺町障害福祉計画					

## 7. 計画の策定にあたって

学識経験者、保健・福祉の関係機関・関係団体の代表者、福祉サービス事業者、町行政職員などからなる「王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定委員会」において積極的な議論を交え、本計画の策定を行いました。

また、アンケート調査結果等から、本町の障害者施策における課題を分析し、施策への反映を行いました。

### (1) 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定委員会による検討

表 日程等

日 程		主な議題
第1回	平成29年10月20日（金）	・策定委員会の設置、アンケート結果の概要について
第2回	平成29年12月1日（金）	・計画骨子案について
第3回	平成30年1月30日（火）	・基本理念、計画素案について
第4回	平成30年2月26日（月）	・計画案、答申書案について

### (2) 王寺町障害者計画及び障害福祉計画策定のためのアンケート調査

障害者施策全般の基本計画である「第3期王寺町障害者計画」と障害福祉サービスの実施計画である「第5期王寺町障害福祉計画」の策定にあたり、生活実態と意向を明らかにするための基礎資料として実施しました。

- 調査対象 : ①各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス（精神通院医療助成を含む）利用者 880 人  
②町民（18歳以上の無作為抽出）1,000人（平成29年8月31日現在）
- 調査方法 : 郵送法
- 調査期間 : 平成29年9月15日（金）～平成29年9月29日（金）
- 回収結果 : ①各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス（精神通院医療助成を含む）利用者 419人  
②町民（18歳以上の無作為抽出）278人

表 回収状況

	調査対象数	有効回収数	有効回収率
各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者	880	419	47.6%
町民（18歳以上の無作為抽出）	1,000	278	27.8%

### (3) パブリックコメントの実施

平成30年2月1日（木）から2月14日（水）まで、計画素案を町の公式サイトや福祉介護課等の窓口で公開し、広く町民からの意見を募集しました。

## 第2章 障害者手帳所持者等の現状

### 1. 人口と障害のある人の状況

本町の人口に占める身体障害者手帳<sup>※</sup>所持者の比率をみると、平成24年度末の4.5%から、平成27年度末の4.7%まで増加しましたが、平成28年度末では4.6%と減少しています。

時系列にみると、身体障害者手帳所持者の比率は3.5%で推移していますが、療育手帳<sup>※</sup>所持者の比率、精神障害者保健福祉手帳<sup>※</sup>所持者の比率は増加傾向にあります。

また、平成24年度末と平成28年度末の数値を比較すると、総人口の伸び率は1.04倍であるのに対し、身体障害者手帳所持者の伸び率は1.03倍、療育手帳所持者の伸び率は1.07倍、精神障害者保健福祉手帳所持者の伸び率は1.42倍と、精神障害者保健福祉手帳の伸び率が高くなっています。

表 障害者手帳所持者の状況

(単位：上段：人、下段：%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口		22,778	23,020	23,280	23,505	23,674
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
身体障害者手帳	人数	798	815	823	830	823
	総人口に対する比率	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
療育手帳	人数	123	122	123	133	131
	総人口に対する比率	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
精神障害者 保健福祉手帳 <sup>※</sup>	人数	103	105	113	135	146
	総人口に対する比率	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
合計	人数	1,024	1,042	1,059	1,098	1,100
	総人口に対する比率	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6

(各年度末時点)

\* 合計人数では手帳を複数所持する人をダブルカウントしています。

## 2. 身体障害者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度末で 823 人となっています。

障害部位別にみると、肢体不自由が 55.2%と最も高く、次いで内部障害\* (31.8%)、聴覚・平衡機能障害 (6.4%) の順となっています。また、年齢別にみると、65 歳以上が 77.3%と最も高くなっています。

前回計画策定時の平成 23 年 3 月 31 日現在 (平成 22 年度末) と比較すると、65 歳以上の割合が 70.3%から 77.3%へと 7 ポイント増加しています。

表 障害部位別・年齢別・等級別の身体障害者手帳所持者数

(単位：人、比率：%)

障害部位別	年齢区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	身体障害者 全体に 占める比率	身体障害者 全体に 占める比率 (平成23年3 月31日現在)
視覚障害	18 歳未満	0	1	0	0	0	0	1	0.1	0.0
	18 歳～64 歳	4	8	1	1	0	0	14	1.7	2.1
	65 歳以上	8	10	7	2	5	3	35	4.3	5.2
	計	12	19	8	3	5	3	50	6.1	7.3
聴覚・平衡機 能障害	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.1
	18 歳～64 歳	0	5	1	3	0	3	12	1.5	2.0
	65 歳以上	1	7	3	10	0	20	41	5.0	4.6
	計	1	12	4	13	0	23	53	6.4	6.6
音声・言語・ そしゃく機 能障害	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	18 歳～64 歳	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.1
	65 歳以上	0	2	1	1	0	0	4	0.5	0.5
	計	0	2	1	1	0	0	4	0.5	0.7
肢体不自由	18 歳未満	5	1	1	0	0	0	7	0.9	0.9
	18 歳～64 歳	25	13	16	23	12	9	98	11.9	16.3
	65 歳以上	55	53	83	112	38	8	349	42.4	36.6
	計	85	67	100	135	50	17	454	55.2	53.8
内部障害	18 歳未満	2	0	2	0	0	0	4	0.5	0.4
	18 歳～64 歳	26	3	6	16	0	0	51	6.2	7.8
	65 歳以上	119	4	29	55	0	0	207	25.2	23.3
	計	147	7	37	71	0	0	262	31.8	31.6
合計	18 歳未満	7	2	3	0	0	0	12	1.5	1.4
	18 歳～64 歳	55	29	24	43	12	12	175	21.3	28.3
	65 歳以上	183	76	123	180	43	31	636	77.3	70.3
	計	245	107	150	223	55	43	823	100.0	100.0

(平成29年3月31日現在)

\* 障害が重複する場合は、重い障害の種別で計算しています。等級は総合等級で計算しています。

年齢別に平成24年度末と平成28年度末の数値を比較すると、18歳未満の伸び率は1.33倍、18歳～64歳の伸び率は0.91倍、65歳以上の伸び率は1.07倍と、18歳未満の伸び率が高くなっています。

表 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
18歳未満	人数	9	10	11	12	12
	比率	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
18歳～64歳	人数	192	191	188	188	175
	比率	24.1	23.4	22.8	22.7	21.3
65歳以上	人数	597	614	624	630	636
	比率	74.9	75.3	75.8	75.9	77.3
合計	人数	798	815	823	830	823
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末時点)

等級別に平成24年度末と平成28年度末の数値を比較すると、5級の伸び率が1.22倍と最も高く、次いで6級の伸び率の1.16倍となっています。

表 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	人数	244	249	246	242	245
	比率	30.5	30.5	29.9	29.2	29.8
2級	人数	104	100	104	111	107
	比率	13.0	12.2	12.6	13.4	13.0
3級	人数	140	142	141	149	150
	比率	17.5	17.4	17.1	18.0	18.2
4級	人数	229	243	237	231	223
	比率	28.7	29.7	28.8	27.8	27.1
5級	人数	45	43	49	52	55
	比率	5.6	5.3	6.0	6.3	6.7
6級	人数	37	40	46	45	43
	比率	4.6	4.9	5.6	5.4	5.2
合計	人数	799	817	823	830	823
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末時点)

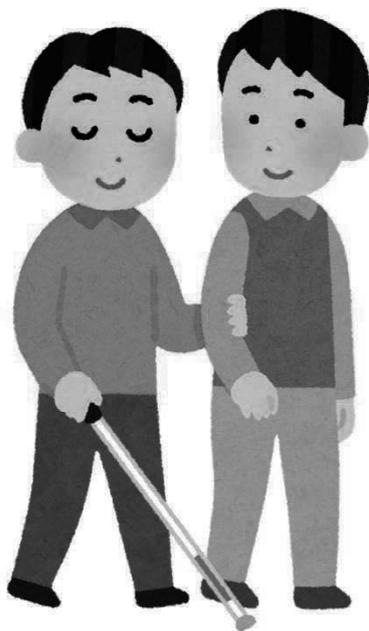
障害部位別に平成 24 年度末と平成 28 年度末の数値を比較すると、視覚障害の伸び率が 0.94 倍、聴覚・平衡機能障害の伸び率が 1.00 倍、音声・言語そしゃく機能障害の伸び率が 0.80 倍、肢体不自由の伸び率が 1.04 倍、内部障害の伸び率が 1.04 倍と、肢体不自由・内部障害の伸びが高くなっています。

表 障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
視覚障害	人数	53	57	57	53	50
	比率	6.6	7.0	6.9	6.4	6.1
聴覚・平衡機能障害	人数	53	53	53	56	53
	比率	6.6	6.5	6.4	6.7	6.4
音声・言語そしゃく機能障害	人数	5	6	6	4	4
	比率	0.6	0.7	0.7	0.5	0.5
肢体不自由	人数	436	440	450	454	454
	比率	54.6	54.0	54.7	54.7	55.3
内部障害	人数	251	259	257	263	262
	比率	31.5	31.8	31.2	31.7	31.8
合計	人数	798	815	823	830	823
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末時点)



### 3. 知的障害者の状況

本町の療育手帳所持者数は、平成 28 年度末で 131 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満が 38 人、18～64 歳が 87 人、65 歳以上が 6 人となっています。また、判定別では、A（重度）が 56 人、B（中軽度）が 75 人となっています。

前回計画策定時の平成 23 年 3 月 31 日現在（平成 22 年度末）と比較すると、年齢別では 18～64 歳が 67 人から 87 人と 20 人増加するとともに、18～64 歳において A（重度）が占める割合が 43.3%から 48.3%とへ 5 ポイント増加しています。

表 年齢別・判定別の療育手帳所持者数

（単位：上段：人、下段：％）

		A（重度）	B（中軽度）	合計
18歳未満	人数	9	29	38
	比率	23.7	76.3	100.0
18～64歳	人数	42	45	87
	比率	48.3	51.7	100.0
65歳以上	人数	5	1	6
	比率	83.3	16.7	100.0
計	人数	56	75	131
	比率	42.7	57.3	100.0

（平成29年3月31日現在）

表 年齢別・判定別の療育手帳所持者数（参考）

（単位：上段：人、下段：％）

		A（重度）	B（中軽度）	合計
18歳未満	人数	13	24	37
	比率	35.1	64.9	100.0
18～64歳	人数	29	38	67
	比率	43.3	56.7	100.0
65歳以上	人数	5	1	6
	比率	83.3	16.7	100.0
計	人数	47	63	110
	比率	42.7	57.3	100.0

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

年齢別に平成24年度末と平成28年度末の数値を比較すると、18歳未満の伸び率は1.03倍、18歳～64歳の伸び率は1.12倍、65歳以上の伸び率は0.75倍と、18歳～64歳の伸び率が高くなっています。

表 年齢別の療育手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
18歳未満	人数	37	36	39	41	38
	比率	30.1	29.5	31.7	30.8	29.0
18～64歳	人数	78	79	79	87	87
	比率	63.4	64.8	64.2	65.4	66.4
65歳以上	人数	8	7	5	5	6
	比率	6.5	5.7	4.1	3.8	4.6
合計	人数	123	122	123	133	131
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末時点)

判定別に平成24年度末と平成28年度末の数値を比較すると、判定A（最重度・重度）の伸び率が1.08倍、判定B（中度・軽度）の伸び率が1.06倍と、判定A（最重度・重度）の伸び率が高くなっています。

表 判定別の療育手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
判定A (最重度・重度)	人数	52	52	54	56	56
	比率	42.3	42.6	43.9	42.1	42.7
判定B (中度・軽度)	人数	71	70	69	77	75
	比率	57.7	57.4	56.1	57.9	57.3
合計	人数	123	122	123	133	131
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末時点)

## 4. 精神障害者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成28年度末で146人となっています。

等級別にみると、1級が13人、2級が93人、3級が40人となっています。また、年齢別にみると、18歳未満が2人、18～64歳が119人、65歳以上が25人となっています。

前回計画策定時の平成23年3月31日現在（平成22年度末）と比較すると、等級別では1級を除く2級、3級で増加しており、年齢別では、18歳未満、18～64歳、65歳以上のすべての年齢層で増加しています。

表 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	人数	13	15	14	16	13
	比率	12.6	14.3	12.4	11.9	8.9
2級	人数	63	61	70	83	93
	比率	61.2	58.1	61.9	61.5	63.7
3級	人数	27	29	29	36	40
	比率	26.2	27.6	25.7	26.7	27.4
合計	人数	103	105	113	135	146
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末時点)

表 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：上段：人、下段：%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
18歳未満	人数	1	1	2	0	2
	比率	1.0	1.0	1.8	0.0	1.4
18～64歳	人数	84	84	93	110	119
	比率	82.4	82.4	82.3	81.5	81.5
65歳以上	人数	17	17	18	25	25
	比率	16.7	16.7	15.9	18.5	17.1
合計	人数	102	102	113	135	146
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末時点)

表 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（参考、前回計画）

（単位：上段：人、下段：％）

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1級	人数	12	11	15	15	14
	比率	38.7	23.4	22.7	19.2	14.3
2級	人数	16	26	40	50	58
	比率	51.6	55.3	60.6	64.1	59.2
3級	人数	3	10	11	13	26
	比率	9.7	21.3	16.7	16.7	26.5
合計	人数	31	47	66	78	98
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（各年度末時点）

表 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（参考、前回計画）

（単位：上段：人、下段：％）

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
18歳未満	人数	0	0	0	0	0
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18～64歳	人数	23	37	51	63	81
	比率	74.2	78.7	77.3	80.8	82.7
65歳以上	人数	8	10	15	15	17
	比率	25.8	21.3	22.7	19.2	17.3
合計	人数	31	47	66	78	98
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（各年度末時点）

本町の自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数は、平成28年度末で261人となっています。また、年齢別にみると、18歳未満が4人、18～64歳が202人、65歳以上が55人となっています。

平成25年度末と平成28年度末の数値を比較すると、18歳未満の伸び率が1.00倍、18～64歳の伸び率が1.08倍、65歳以上の伸び率が1.25倍と、高齢者の伸び率が高くなっています。

表 年齢別の自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数の推移

（単位：上段：人、下段：％）

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
18歳未満	人数	4	3	4	4
	比率	1.7	1.1	1.5	1.5
18～64歳	人数	187	212	207	202
	比率	79.6	79.1	76.4	77.4
65歳以上	人数	44	53	60	55
	比率	18.7	19.8	22.1	21.1
合計	人数	235	268	271	261
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0

（各年度末時点）

# 第3章 施策体系

基本理念：『人と人がふれあい、みんなで作るやわらぎのまち』

## 基本目標 1. 障害のある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 交流・ふれあいの促進
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 地域住民の自主的活動の促進
- (5) 障害のある人への差別解消や虐待防止、権利擁護の推進【追加】

## 基本目標 2. 療育・教育施策の充実

- (1) 就学相談・指導の充実
- (2) ニーズに応じた保育・教育の充実
- (3) 切れ目のない相談支援体制の整備【新規】

## 基本目標 3. 保健・医療施策の充実

- (1) 障害等の早期発見と原因となる疾病等の予防
- (2) 医療サービスの充実
- (3) 精神障害者・難病患者への支援

## 基本目標 4. 福祉施策の充実

- (1) 生活安定のための支援の充実
- (2) 障害福祉サービス等の充実
- (3) 地域生活への移行支援

障害福祉サービス提供の見込み量等  
(第5章：障害福祉計画)

## 基本目標 5. 生活環境の整備

- (1) 住宅、建築物のバリアフリー化の推進
- (2) 道路・移動手段の整備
- (3) 防災・災害時対策、生活安全対策の強化

## 基本目標 6. 積極的な社会参加の促進

- (1) 就労支援の充実
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の振興
- (3) 文化・芸術活動の振興

## 基本目標 7. 情報提供の充実

- (1) 情報バリアフリー化の推進
- (2) コミュニケーション支援体制の充実

## 施策の推進にあたっての基本的視点

- (1) 地域共生社会の実現
- (2) 障害のある人の主体性の尊重と参加
- (3) 福祉コミュニティの実現と福祉サービスの充実
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 広域的な施策の取組
- (6) 総合的かつ分野横断的な施策と実効性のある取組の推進

## 第4章 施策の推進

### 基本目標1. 障害のある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現

#### (1) 啓発・広報活動の推進

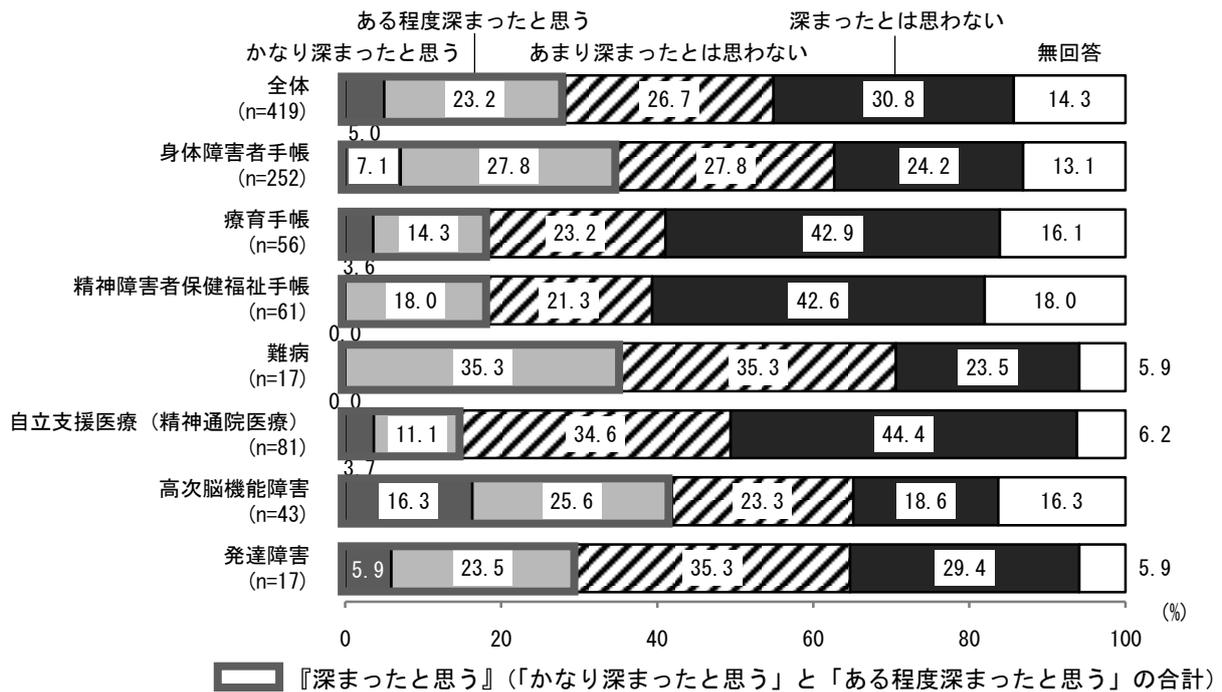
##### 基本的な方針

地域において、全ての人が障害の有無、障害の種別などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあい、ともに協力する「共生社会」を実現するためには、障害及び障害のある人に関する正しい理解が必要であるため、広報等を活用した啓発活動をさらに推進していきます。

##### 現状と課題

- 広報紙（「王伸」、「かわら版おうじ」）や町の公式サイトを通じて、随時、障害福祉に関する情報やイベント情報などを掲載していますが、精神障害や発達障害、高次脳機能障害※、難病等の一般的にまだ広く周知がされていない障害や、外見からはわかりにくい障害については、より一層の情報提供により、正しい知識を普及させる必要があります。
- 「障害者週間」の啓発では、これまでの広報紙等の掲載に加え、平成24年度より町内障害者支援事業所利用者の作品展を役場庁舎内で開催するなど、広く町民への周知に努めています。一方で啓発が特定時期に限られ、障害特性等の周知や開催場所等にも課題を残しています。
- 障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権の意識啓発を図るため、「差別をなくす町民集会」や「人権学習懇談会」の開催、毎月の街頭啓発、広報紙「なかま王寺」の発刊などを実施しています。
- 西和7町の広域において、地域住民や事業所を対象にした啓発事業を合同で実施しています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、障害のある人に対する町民の理解が『深まったと思う』（「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」の合計）の割合は3割を切っており、広報紙や町の公式サイト等における情報提供、人権意識を高めるためのイベント等の開催を通じて、さらに啓発活動を推進し、障害や障害のある人に対する理解の浸透を図る必要があります。

図 障害のある人に対する町民の理解（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）



資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：『深まったと思う』（「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」の合計）の割合は28.2%と3割を切っている  
 障害種別：自立支援医療（精神通院医療）利用者において、『深まったと思う』の割合は14.8%と他と比較して最も低くなっている一方で、高次脳機能障害の人では41.9%と他と比較して最も高く4割を超える割合になっている



【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
<p>広報紙等の啓発促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙や町の公式サイトへの特集記事の掲載等で情報発信に努め、精神障害等の一般的にまだ広く周知がされていない障害や、外見からはわかりにくい障害について、正しい知識の普及に取り組みます。</li> <li>• 町の公式サイトでは、国や県の情報源とリンクさせることで情報量を充実します。</li> </ul>	<p>政策推進課 福祉介護課</p>
<p>啓発強化期間の取組の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「障害者週間」での町内障害者支援事業所の作品展を、開催場所の見直しや町外障害者支援事業所への出展依頼など、一層の充実を図ります。</li> </ul>	<p>福祉介護課</p>
<p>イベント等での意識啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係部署と連携し、リーフレットの配布などを通じて、意識啓発に取り組みます。</li> <li>• 「差別をなくす町民集会」や「人権学習懇談会」などの取組や街頭啓発、広報紙「なかま王寺」の発刊等の活動を通じて、障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権の意識啓発を図ります。</li> <li>• 町内障害者支援事業所等からの調達による記念品（クッキー等）の配布を提案し、物品等を通じた事業所活動の周知を図ります。</li> </ul>	<p>福祉介護課 住民課 生涯学習課</p>
<p>西和7町の広域における取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 啓発イベントの合同実施や、啓発強化期間での連携を通じて、広域における相乗効果を図ります。</li> </ul>	<p>福祉介護課</p>

## (2) 交流・ふれあいの促進

### 基本的な方針

地域での障害のある人の居場所づくりや交流等を促進するためには、サロン活動や地域住民のボランティア活動への支援など、地域福祉の推進が重要であり、「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」と連動し、取組を実施していきます。

### 現状と課題

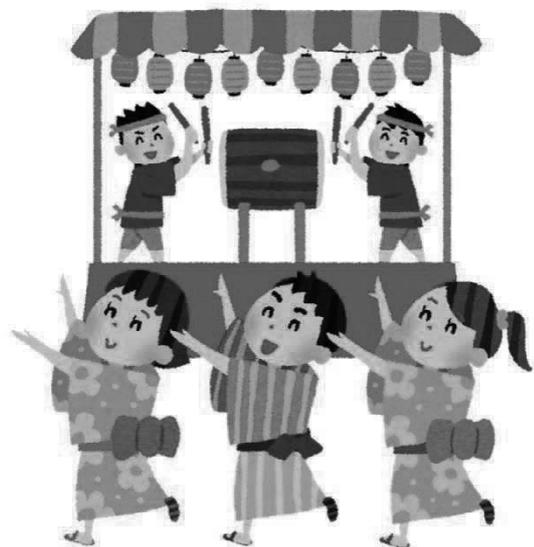
- 障害のある人を交えた住民同士の交流やふれあいは、地域に住む障害のある人が抱える問題を身近なものとして考える機会であり、積極的にサロン活動を支援することで、居場所づくりと交流機会の拡大を推進しています。特に就労支援事業所を拠点としたサロン活動では、障害のある人と地域住民が共に地域に根ざした活動を行っています。
- 福祉作業所が運営するオープンカフェでは、地域住民との交流が生まれています。
- 「差別をなくす町民集会」や文化・芸術イベントなどの町主催行事では、特別支援学校\*の生徒がボランティアとして携わり、参加者やスタッフとの交流が生まれています。
- 三郷町と共催による「人権フェスタ」では、町内事業所が模擬店を出店し、イベントの賑わいに貢献するとともに、参加者との交流も生まれています。
- 定期的な交流の機会として、社会福祉協議会の主催による「福祉まつり」を開催し、町内事業所や障害者団体等の関係団体の参加・参画により交流を深めており、参加団体数も増加しています。
- 町主催の行事では、障害のある人が参加しやすいイベントとなるよう手話通訳や要約筆記、駐車スペースの確保等の配慮に努めています。一方で、イベントごとに、手話通訳や要約筆記等の配慮には、ばらつきがある状態です。
- 障害のある人やその家族からなる当事者団体の活動では、高齢化や参加者の固定化等による影響が懸念されます。
- あいさつに一言添えた声かけを行う「あいさつ+1（プラスわん）運動」の実施により、地域におけるコミュニケーションの増進に取り組んでいます。
- 西和7町合同により、障害のある人やその家族による自発的な活動を支援しています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、この1年に参加した活動について、「参加していない」の割合が5割以上となっていることから、地域における居場所づくりや交流拠点としての「サロン活動」、障害のある人に配慮したイベント開催などを通じて、障害のある人の交流機会の拡大を図る必要があります。

表 この1年に参加した活動について（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	動 文 化 ・ ス ポ ー ツ 活 動	等 の 学 習 活 動 ・ 講 演 会	会 ・ 活 動 障 害 者 団 体 の 集	自 治 会 活 動 や 祭 り な ど の 地 域 の 行 事	興 味 な ど の サー クル 活 動	先 の 行 事 通 園 ・ 通 所 ・ 通 学	ア 福 祉 ・ ボ ラ ン テ ィ 活 動	そ の 他	参 加 し て い な い	無 回 答
全 体	419 100.0	40 9.5	29 6.9	21 5.0	101 24.1	49 11.7	50 11.9	21 5.0	10 2.4	229 54.7	14 3.3
身体障害者手帳	252 100.0	26 10.3	25 9.9	13 5.2	65 25.8	41 16.3	20 7.9	17 6.7	4 1.6	132 52.4	9 3.6
療育手帳	56 100.0	2 3.6	-	2 3.6	8 14.3	2 3.6	18 32.1	1 1.8	1 1.8	30 53.6	2 3.6
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	7 11.5	2 3.3	8 13.1	11 18.0	5 8.2	6 9.8	3 4.9	4 6.6	37 60.7	1 1.6
難病	17 100.0	-	-	-	2 11.8	1 5.9	-	-	1 5.9	13 76.5	-
自立支援医療 (精神通院医療)	81 100.0	8 9.9	3 3.7	7 8.6	20 24.7	6 7.4	10 12.3	2 2.5	1 1.2	47 58.0	3 3.7
高次脳機能障害	43 100.0	1 2.3	3 7.0	1 2.3	8 18.6	8 18.6	2 4.7	2 4.7	-	25 58.1	3 7.0
発達障害	17 100.0	3 17.6	-	1 5.9	5 29.4	-	13 76.5	1 5.9	-	3 17.6	-

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「参加していない」の割合が54.7%で最も高く、参加したことがある活動でみると「自治会活動や祭りなどの地域の行事」の割合が高い  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、発達障害のある人や子どもでは「通園・通所・通学先の行事」の割合が最も高くなっている



【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
交流機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サロン活動の活性化や、町内事業所への支援を通じて、居場所づくりと交流機会を拡大します。</li> <li>• 「あいさつ+1（プラスわん）運動」をさらに推進し、コミュニケーション増進に取り組みます。</li> <li>• 「差別をなくす町民集会」や文化・芸術イベントなどの町主催行事を通じて、特別支援学校の生徒との交流機会の場を設けます。</li> <li>• 「人権フェスタ」では、町内事業所に参加を呼びかけ、イベントを通じた活動や交流の場を設けます。</li> </ul>	社会福祉協議会 福祉介護課 生涯学習課 住民課 文化交流課
交流イベントへの参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「福祉まつり」の開催では、企画・準備段階から障害のある人や障害のある人に関わる団体等に参画を呼びかけ、意見を取り入れるなどの工夫・改善を行います。</li> </ul>	社会福祉協議会
町主催行事における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害のある人に対する「合理的配慮<sup>*</sup>の提供」の視点から、手話通訳や要約筆記、障害のある人のための駐車スペースの確保などの配慮について、担当部署への周知や確認を行います。</li> </ul>	福祉介護課
当事者団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでの活動補助に加えて、各団体の一覧等の広報紙等への掲載により、周知と募集を図るなど、活動の活性化に向けた支援を行います。</li> </ul>	社会福祉協議会 福祉介護課
西和7町の広域における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 西和7町合同により、障害のある人やその家族の自発的活動への支援を引き続き実施します。（地域生活支援事業；自発的活動支援事業）</li> </ul>	福祉介護課

### (3) 福祉教育の推進

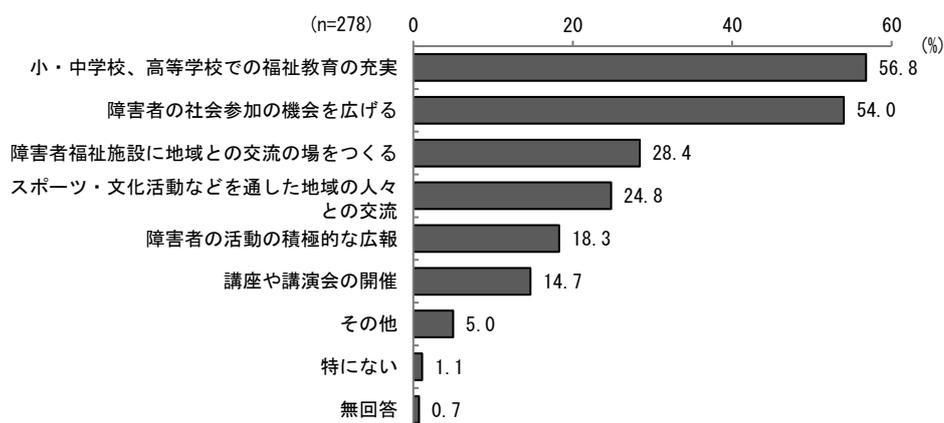
#### 基本的な方針

障害のある人の人権を尊重し、ともに支えあう存在であるという認識を持ち、豊かであたたかみのある地域社会を築くため、生涯を通じた福祉教育を推進します。

#### 現状と課題

- 学校教育の福祉教育では、町内にある福祉作業所への訪問活動を実施するとともに、点字や手話の学習、車いすやアイマスクによる疑似体験学習、車いすダンス鑑賞会などを通じて、障害のある人への理解を深める活動を進めています。
- 町職員や学校職員に対し、障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権尊重に関する研修を実施し、意識の向上に努めています。
- 障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権の意識啓発を図るため、住民を対象にした「人権学習懇談会」や「家庭教育学級」などを地域で実施しています。
- 西和7町の広域においても、障害に対する理解促進を図るため、住民を対象にした研修や講演会等を実施しています。
- アンケート結果：町民（18歳以上の無作為抽出）では、障害のある人への理解を深めるために社会全体が力を入れるべきこととして、「小・中学校、高等学校での福祉教育の充実」の割合が5割以上と最も高くなっており、福祉教育を通じた障害や障害のある人への理解促進に努める必要があります。

図 障害のある人への理解を深めるために社会全体が力を入れるべきこと  
(町民(18歳以上の無作為抽出))

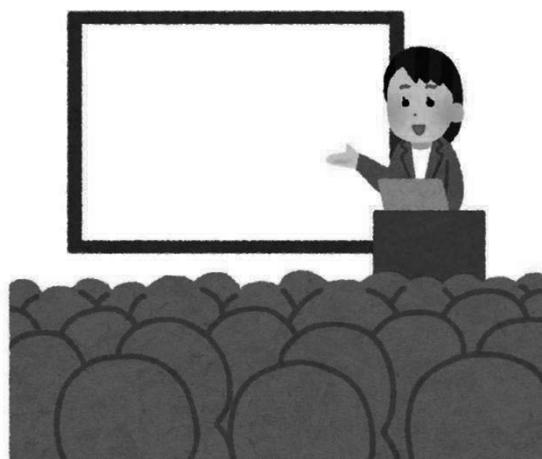


資料：障害者施策に関するアンケート調査（町民(18歳以上の無作為抽出)）

町民：「小・中学校、高等学校での福祉教育の充実」の割合が56.8%で最も高い

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
学校等における福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 優しさや思いやりの心を育むため、地域に根ざしたボランティア学習や車いす、アイマスク等の体験的な活動を引き続き実施します。</li> <li>• 手話言語条例制定の取組と連動し、点字や手話などの学習導入を検討します。</li> </ul>	学校教育課 社会福祉協議会
職員や住民への福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町職員や教職員の人権研修、地域住民を対象にした「人権学習懇談会」や「家庭教育学級」では、障害者差別解消法や障害特性等の周知も取り入れ、さらなる理解促進に取り組みます。</li> <li>• 障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の周知を図り、職員向けの対応研修や手話言語条例制定の取組と連動した手話講座等の実施を検討します。</li> </ul>	生涯学習課 総務課 福祉介護課
西和7町の広域における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住民を対象にした障害に対する理解促進のための講演会等を、引き続き合同で実施します。</li> </ul>	福祉介護課



#### (4) 地域住民の自主的活動の促進

##### 基本的な方針

障害のある人への支援として、地域における一体的な連携体制の構築に取り組みます。

地域の中で「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、障害のある人が活躍できる環境や仕組みづくりを推進します。

##### 現状と課題

- 地域において、障害のある人の居場所づくりや交流等を促進するためには、地域住民のボランティア活動等の自主的活動が重要となります。
- 町内各地域ではサロン開設数も増加し、公共施設や自治会館等に加えて町内事業所でも開催されるなど、交流活動にも進展が見られますが、ボランティア活動等の住民活動には、一層の取組や支援が必要です。
- 障害のある人への支援では、これまでの分野別のものから、地域住民との協働も含めた関係機関による一体的な連携体制が求められています。
- 民生児童委員協議会では、町内の福祉事業所へのボランティア活動や西和養護学校との交流を通じて支援活動を実施しています。
- 地域の中で「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、障害のある人も地域福祉の担い手や働き手として活躍できる環境や仕組みづくりを推進する必要があります。
- アンケート結果：町民（18歳以上の無作為抽出）では、障害のある人へのボランティア活動の希望は5割近くあり、「ぜひ活動したい」と「できれば活動したい」の合計、その内容としては「相談や見守り、話し相手」の割合が5割近くで最も高く、これらの結果を踏まえて、取り組む必要があります。

図 障害のある方へのボランティア活動  
(町民(18歳以上の無作為抽出))

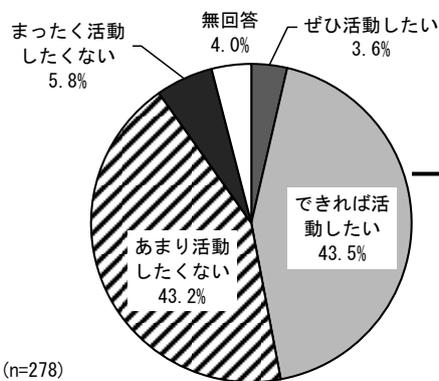
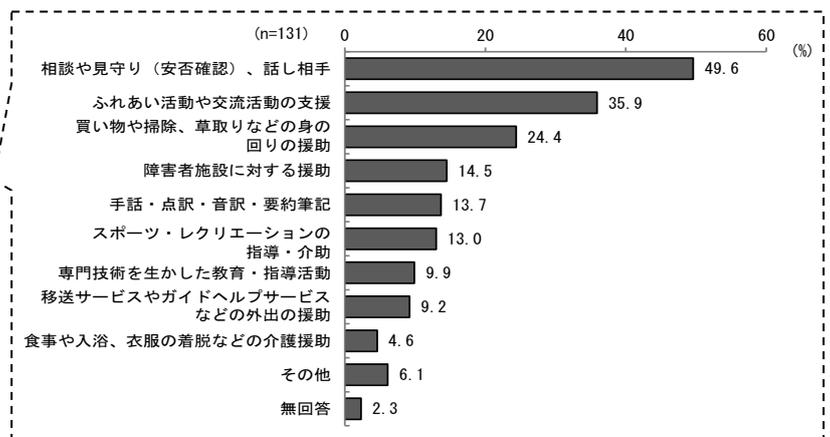


図 どのようなボランティア活動をしたいと思うか  
(町民(18歳以上の無作為抽出))



資料：障害者施策に関するアンケート調査（町民(18歳以上の無作為抽出)）

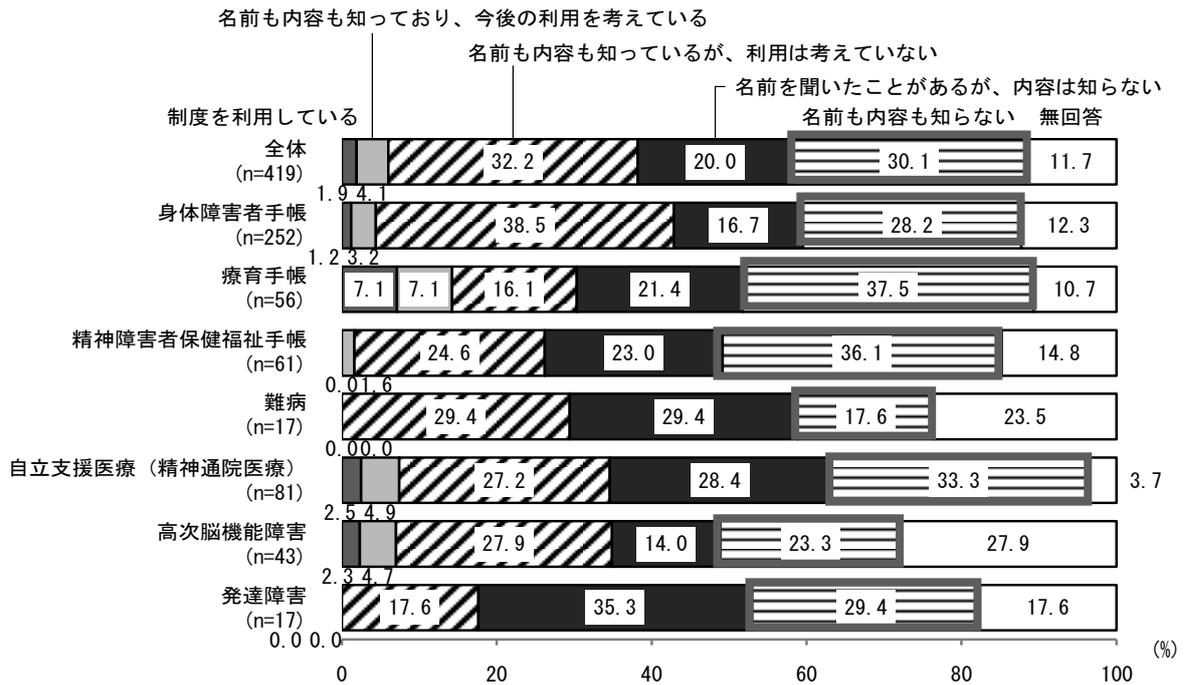
町民：『活動したい』（「ぜひ活動したい」と「できれば活動したい」の合計）の割合が47.1%となっており、『活動したい』と回答した人に活動の内容をきいたところ「相談や見守り（安否確認）、話し相手」の割合が49.6%で最も高くなっている

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の自主的活動を推進するため、住民一人ひとりが活動の担い手であり、地域課題を自分達の問題としてとらえ、より良い地域社会の構築をめざすことを目的とした「地域福祉計画」ならびに「地域福祉活動計画」の取組を推進します。</li> </ul>	社会福祉協議会 福祉介護課
ボランティア拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア養成講座等の開催やボランティア活動の拠点確保により、人材育成やボランティア団体の支援に努めます。</li> </ul>	社会福祉協議会
手話奉仕員養成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話奉仕員養成講座の実施により、支援活動の担い手と住民意識の拡大をめざします。</li> </ul>	社会福祉協議会
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動に興味のある人や、ボランティアを必要とする人が、容易に情報を入手できるよう、活動団体等の把握と情報の一元化に努め、両者を結びつける取組を推進します。</li> <li>障害のある人へのボランティア活動に関するアンケート結果を踏まえ、傾聴ボランティアや見守りボランティアを育成し、町内の福祉サービス事業所等と連携しながら、活躍できる機会の提供に努めます。</li> </ul>	社会福祉協議会 福祉介護課
地域福祉推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動のコーディネート機能を担う社会福祉協議会を中心に、自発的な支援活動を実施する各種団体や各分野の関係機関の連携により、「地域包括ケアシステム※（これまでの高齢者対象のものから福祉全般に広げたもの）」を構築し、地域一体で支援を行います。</li> </ul>	社会福祉協議会 福祉介護課
民生児童委員・主任児童委員の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の担い手である民生児童委員・主任児童委員に、障害福祉サービスや障害特性等が記載された冊子等を配布し、障害のある人やその家族からの相談や見守り等における活用を図ります。</li> </ul>	福祉介護課
障害のある人が活躍できる環境・仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人も地域福祉の担い手や働き手として活躍できる環境や仕組みづくりについて、町内就労支援事業所等と協働し、就労支援の取組や介護保険サービスにおける総合事業等において検討を行います。</li> </ul>	福祉介護課 社会福祉協議会



図 成年後見制度の認知度（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）



資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「名前も内容も知らない」の割合が30.1%と、約10人に3人は名前も内容も知らないと回答している  
 障害種別：「名前も内容も知らない」の割合が療育手帳所持者で37.5%と他と比較して最も高く、難病の人では17.6%と他と比較して割合が最も低くなっている



【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
障害者差別解消法の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不利益な取扱い」や「合理的配慮の提供」における具体的な事案を示し、理解促進を図ります。</li> <li>行政サービスを提供する町職員への周知を図り、職員向けの対応研修の実施等を検討します。</li> </ul>	福祉介護課 総務課
障害者虐待防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生時における迅速な対応を図り、相談支援事業所等との密な連携体制を維持し、広報紙等による啓発を推進します。</li> <li>西和7町障害者等支援協議会において、構成団体の事業所や関係機関を交えて、啓発活動をさらに推進します。</li> </ul>	福祉介護課
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害により判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、成年後見制度の周知に努め、利用促進に取り組みます。</li> <li>平成30年度より西和圏域でNPO法人が設立され、その運営を支援し、成年後見制度法人後見支援事業を実施する予定であり、相談支援事業と合わせて、より一層の体制整備を図り、障害のある人の権利擁護を推進します。</li> </ul>	福祉介護課
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を担う生活支援員の登録や確保等に努め、障害等により判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、日常の金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行います。</li> </ul>	社会福祉協議会

## 基本目標2. 療育・教育施策の充実

---

### (1) 就学相談・指導の充実

#### 基本的な方針

障害のある子ども一人ひとりの発達や障害などの状況に応じた就学指導を行い、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができるよう、教職員の資質向上や人権意識向上に努めます。

#### 現状と課題

- 発達障害など多様化する障害への理解や対応が求められています。また、人権意識の向上では、障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の理解啓発に関しても、研修等を通じて理解を深める必要があります。
- 小学校、中学校または特別支援学校の小学部・中学部への入学前において、障害のある子どもを対象に、就学指導委員会を開催し、一人ひとりの発達や障害程度、特性に応じた就学指導を実施しています。
- 保健センターの健診業務に携わる臨床心理士<sup>\*</sup>による保育園・幼稚園等への巡回相談や教育相談を通じて専門的な助言等を受け、指導体制の強化を図っています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、学校生活を送る上で心配な点について、「友達との関係づくり」や「教職員の理解や配慮」が高くなっており、「教職員の理解や配慮」については、教職員の資質向上に努める必要があります。

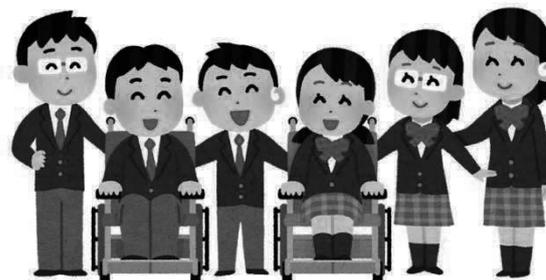


表 学校生活を送る上で心配な点（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	通 う の が 大 変	習 サ ポ ー ト 体 制	カ リ キ ュ ー ラ ム や 学 校	面 ト イ レ な ど の 設 備	介 助 体 制	友 達 と の 関 係 づ く り	教 職 員 の 理 解 や 配 慮	今 後 の 進 路	保 護 者 ・ 生 徒 へ そ の 理 解	相 談 体 制
全 体	419 100.0	33 7.9	20 4.8	21 5.0	8 1.9	56 13.4	52 12.4	31 7.4	31 7.4	18 4.3	
身体障害者手帳	252 100.0	14 5.6	5 2.0	13 5.2	4 1.6	11 4.4	25 9.9	8 3.2	11 4.4	4 1.6	
療育手帳	56 100.0	11 19.6	10 17.9	5 8.9	2 3.6	17 30.4	13 23.2	12 21.4	11 19.6	6 10.7	
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	9 14.8	5 8.2	1 1.6	1 1.6	18 29.5	8 13.1	7 11.5	6 9.8	6 9.8	
難病	17 100.0	1 5.9	-	-	-	1 5.9	1 5.9	2 11.8	-	-	
自立支援医療 (精神通院医療)	81 100.0	9 11.1	1 1.2	3 3.7	2 2.5	17 21.0	10 12.3	8 9.9	5 6.2	7 8.6	
高次脳機能障害	43 100.0	2 4.7	2 4.7	2 4.7	1 2.3	1 2.3	3 7.0	1 2.3	1 4.7	-	
発達障害	17 100.0	1 5.9	5 29.4	3 17.6	-	11 64.7	8 47.1	8 47.1	6 35.3	4 23.5	

	い 普 通 学 級 に 入 れ な い	ら 家 族 の 同 伴 を 求 め る	入 医 療 的 な ケ ア ( 吸 入 ・ 導 尿 な ど)	の こ れ ま で の 療 育 等	動 集 団 生 活 や 団 体 行	放 課 後 の 居 場 所	育 人 権 教 育 や 福 祉 教	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	2 0.5	4 1.0	3 0.7	11 2.6	41 9.8	7 1.7	17 4.1	15 3.6	146 34.8	139 33.2
身体障害者手帳	1 0.4	2 0.8	3 1.2	2 0.8	11 4.4	2 0.8	7 2.8	7 2.8	91 36.1	105 41.7
療育手帳	-	1 1.8	-	7 12.5	9 16.1	4 7.1	1 1.8	-	12 21.4	11 19.6
精神障害者 保健福祉手帳	1 1.6	-	-	-	15 24.6	2 3.3	8 13.1	4 6.6	16 26.2	19 31.1
難病	-	-	-	-	2 11.8	-	1 5.9	1 5.9	5 29.4	8 47.1
自立支援医療 (精神通院医療)	1 1.2	1 1.2	-	1 1.2	13 16.0	1 1.2	7 8.6	6 7.4	37 45.7	12 14.8
高次脳機能障害	-	1 2.3	1 2.3	1 2.3	1 2.3	-	-	2 4.7	9 20.9	24 55.8
発達障害	-	-	-	4 23.5	4 23.5	2 11.8	-	1 5.9	-	2 11.8

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「特にない」を除くと、「友達との関係づくり」の割合が 13.4%で高く、続いて「教職員の理解や配慮」が 12.4%となっている  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、発達障害のある人や子どもでは「友達との関係づくり」の割合が最も高くなっている

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教職員の資質向上や人権意識向上、発達障害等を含む障害全般に関する知識や理解の浸透などをめざし、様々な研修等へ参加を促し、多様なニーズに応じた保育や教育を提供します。</li> <li>• 障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」に対応した研修等を通じて、保育・教育環境における理解啓発に努めます。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課
就学指導委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医師、教職員、児童福祉施設等の職員等で構成する就学指導委員会を開催します。</li> <li>• 一人ひとりの発達や障害などの状況に応じた就学指導を行います。</li> <li>• 保護者とのきめ細やかな情報交換や教育相談などを行える体制づくりを一層強化します。</li> </ul>	学校教育課
指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保健センターの健診業務に携わる臨床心理士による保育園・幼稚園等への巡回相談や教育相談を通じた助言等により指導体制の強化を図ります。</li> <li>• 障害児支援サービスの保育所等訪問支援事業を促進します。</li> </ul>	保健センター 学校教育課 福祉介護課

## (2) ニーズに応じた保育・教育の充実

### 基本的な方針

障害のある子ども一人ひとりの個性と可能性を最大限に伸ばし、社会で自立していく力を養うため、「王寺町教育振興ビジョン」ならびに「学校教育の指導方針」、「王寺町子ども・子育て支援事業計画」と連動し、豊かな人間関係の中で、それぞれの個性や障害の状況に応じた保育や教育を進めます。

障害のある子どもが、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができ、また、可能な限り障害のない子どもとともに保育や教育を受けることができるよう配慮しつつ、必要な施策や整備を図ります。

### 現状と課題

- 障害のある子どもが、集団との関わりの中で個性を十分に発揮し、社会性を身につけるため、保育園、幼稚園、学校教育において、管轄する部署がそれぞれ定める計画や方針に基づき、一人ひとりの障害の状況や、発達に応じた保育・教育を行っています。
- 町立の幼稚園では、障害のある子どもの発達と適性に応じた保育の提供に努めるとともに、受入れのために、必要に応じて職員の加配<sup>※</sup>や設備の整備・改修を行っています。
- 町立の小学校や中学校では、必要に応じて特別支援学級を設置し、教職員の加配や設備の整備・改修により、障害程度が比較的重度の子どもに対しても柔軟に対応しています。
- 町内の私立保育園では、保育士加配の補助等を通じて受け入れ体制の充実を図っています。
- 放課後支援としては、児童福祉の放課後児童健全育成事業（学童保育）と障害福祉の放課後等デイサービスを実施しています。放課後児童健全育成事業のうち、町営事業では、指導員の加配や研修等により受け入れ体制の整備や理解啓発を図り、町内の私立保育園の運営法人による民営事業では、指導員加配の補助等を通じて体制整備を促進しています。また、放課後等デイサービスにおいては、障害児福祉計画に基づき利用を促進しています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、学校生活を送る上で心配な点について、「友達との関係づくり」や「教職員の理解や配慮」が高くなっており、「友達との関係づくり」については、障害にかかわらず、ともに学び触れ合うことのできる環境づくりが重要となります。

表 学校生活を送る上で心配な点（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	通 う の が 大 変	習 サ ポ ー ト 体 制	カ リ キ ュ ー ラ ム や 学 校	面 ト イ レ な ど の 設 備	介 助 体 制	友 達 と の 関 係 づ く り	教 職 員 の 理 解 や 配 慮	今 後 の 進 路	保 護 者 ・ 生 徒 へ そ の 理 解	相 談 体 制
全 体	419 100.0	33 7.9	20 4.8	21 5.0	8 1.9	56 13.4	52 12.4	31 7.4	31 7.4	18 4.3	
身体障害者手帳	252 100.0	14 5.6	5 2.0	13 5.2	4 1.6	11 4.4	25 9.9	8 3.2	11 4.4	4 1.6	
療育手帳	56 100.0	11 19.6	10 17.9	5 8.9	2 3.6	17 30.4	13 23.2	12 21.4	11 19.6	6 10.7	
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	9 14.8	5 8.2	1 1.6	1 1.6	18 29.5	8 13.1	7 11.5	6 9.8	6 9.8	
難病	17 100.0	1 5.9	-	-	-	1 5.9	1 5.9	2 11.8	-	-	
自立支援医療 (精神通院医療)	81 100.0	9 11.1	1 1.2	3 3.7	2 2.5	17 21.0	10 12.3	8 9.9	5 6.2	7 8.6	
高次脳機能障害	43 100.0	2 4.7	2 4.7	2 4.7	1 2.3	1 2.3	3 7.0	1 2.3	1 4.7	-	
発達障害	17 100.0	1 5.9	5 29.4	3 17.6	-	11 64.7	8 47.1	8 47.1	6 35.3	4 23.5	

	い 普 通 学 級 に 入 れ な い	ら 家 族 の 同 伴 を 求 め る	入 医 療 的 な ケ ア ( 吸 入 ・ 導 尿 な ど)	の こ れ ま で の 療 育 等	動 集 団 生 活 や 団 体 行	放 課 後 の 居 場 所	育 人 権 教 育 や 福 祉 教	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	2 0.5	4 1.0	3 0.7	11 2.6	41 9.8	7 1.7	17 4.1	15 3.6	146 34.8	139 33.2
身体障害者手帳	1 0.4	2 0.8	3 1.2	2 0.8	11 4.4	2 0.8	7 2.8	7 2.8	91 36.1	105 41.7
療育手帳	-	1 1.8	-	7 12.5	9 16.1	4 7.1	1 1.8	-	12 21.4	11 19.6
精神障害者 保健福祉手帳	1 1.6	-	-	-	15 24.6	2 3.3	8 13.1	4 6.6	16 26.2	19 31.1
難病	-	-	-	-	2 11.8	-	1 5.9	1 5.9	5 29.4	8 47.1
自立支援医療 (精神通院医療)	1 1.2	1 1.2	-	1 1.2	13 16.0	1 1.2	7 8.6	6 7.4	37 45.7	12 14.8
高次脳機能障害	-	1 2.3	1 2.3	1 2.3	1 2.3	-	-	2 4.7	9 20.9	24 55.8
発達障害	-	-	-	4 23.5	4 23.5	2 11.8	-	1 5.9	-	2 11.8

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「特にない」を除くと、「友達との関係づくり」の割合が 13.4%で高く、続いて「教職員の理解や配慮」が 12.4%となっている  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、発達障害のある人や子どもでは「友達との関係づくり」の割合が最も高くなっている

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
<p>保育園や幼稚園等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の早期発見や早期指導に対応するため、保健センターの健診業務に携わる臨床心理士が実施する保育園・幼稚園等への巡回相談や教育相談、障害児支援サービスの保育所等訪問支援事業を行います。</li> <li>・関係機関が情報共有を図り、保育園や幼稚園等での集団保育を支援します。</li> </ul>	<p>保健センター 福祉介護課 学校教育課</p>
<p>特別支援教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援を必要とする子どもの障害や発達段階に応じた指導内容を充実させるため、一人ひとりの実態を的確に把握し、「個別の教育支援計画」に基づいて「個別の指導計画」を作成し、教育的支援を効果的かつ効率的に進め、楽しさを実感できる特別支援学級や通級指導教室をめざします。</li> <li>・体験的、問題解決的な学習の充実を図り、障害等に応じた自立をめざすとともに、自ら意欲的に学ぶ態度を育成します。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
<p>交流学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時と場を適切に生かした計画的な交流学習を推進し、様々な経験を通して自ら他の人に関わろうとする姿勢を養うとともに、助け合い、支え合う力を育みます。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
<p>受け入れ体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園を含む学校教育では、障害のある子どもやその保護者の意向に沿うよう、入園・入学する子どもに応じた教職員の加配や支援員の配置促進を行い、安全で過ごしやすい環境づくりに向けた改善に努めます。</li> <li>・私立の保育園では、保育士加配の補助等を通じて受け入れ体制の充実を図ります。</li> </ul>	<p>学校教育課 福祉介護課</p>
<p>学校施設等の整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもの一人ひとりのニーズに可能な限り対応できるよう、施設等の整備・改修を進め、障害のある子どもが地域において過ごし学ぶことができる環境づくりを促進します。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
<p>放課後支援の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業（学童保育）では、町営・民営ともに、指導員の加配や研修等により受け入れ体制の整備や理解啓発を行います。</li> <li>・放課後等デイサービスでは、障害福祉計画ならびに障害児福祉計画に基づき、事業を促進します。</li> </ul>	<p>福祉介護課</p>

### (3) 切れ目のない相談支援体制の整備

#### 基本的な方針

障害のある子どもの支援において、本人やその家族に対する乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない効果的な支援を身近な地域で提供するため、関係機関による連携体制の構築や情報共有を図ります。

障害児支援サービスでは、国の基本指針における「障害児支援の提供体制の整備」として、新たに「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携した支援」や「重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の構築」などが盛り込まれており、事業の推進に取り組みます。

#### 現状と課題

- 乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない効果的な支援を、身近な地域で提供するため、関係機関による連携体制の構築や情報共有を図り、子どもの障害や発達段階に応じた指導や保護者への相談支援をより充実させる必要があります。
- 保健センターの健診業務に携わり、子どもの発達状況を把握する臨床心理士により、保育園や幼稚園等への巡回相談や教育相談を通じて、子どものライフステージに応じた切れ目のない発達支援や保護者への相談支援を実施しています。
- 障害児支援サービスにおける障害児相談支援事業の推進により、障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援事業所の相談支援員を介して、ライフステージの移行時における円滑な支援体制を構築しています。また、相談支援を通じて、通所支援以外に障害福祉サービスの短期入所や地域生活支援事業の日中一時支援等も推奨し、保護者の負担軽減を図っています。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害のある子どもへの支援体制の強化や、発達障害のある子どもへの支援の充実、医療的ケアを必要とする子どもへの総合的な支援体制の構築に取り組む必要があります。また、障害児支援サービスにおいても、国の基本指針として、新たに「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携した支援」などが盛り込まれており、事業を推進する必要があります。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、悩みや困り事の相談先について、「ご家族や親戚」が7割以上となっている一方で、「役場（福祉介護課や保健センター）」や「社会福祉協議会」は1割以下となっており、相談先としての周知や機能強化を図る必要があります。また、今後、福祉や生活に関する相談体制に希望することについて、「どこに相談したらよいか、わかるようにしてほしい」が4割以上となっており、相談先の周知や支援体制の強化を図る必要があります。

表 悩みや困り事の相談先（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	ご 家 族 や 親 戚	友 人 ・ 知 人	近 所 の 人	職 場 の 上 司 や 同 僚	の 職 員	ホ ー ム ヘル ス サ ー ビ ス 事 業 所 な ど	施 設 の 支 援 員 な ど	グ ル ー プ ホ ー ム な ど	会 社 や 障 害 者 団 体 や 家 族	や か か り つ の け 医 師 や 視 覚 師
全 体	419 100.0	<b>310</b> <b>74.0</b>	117 27.9	21 5.0	20 4.8	30 7.2	21 5.0	6 1.4	94 22.4		
身体障害者手帳	252 100.0	<b>195</b> <b>77.4</b>	73 29.0	17 6.7	9 3.6	19 7.5	9 3.6	3 1.2	44 17.5		
療育手帳	56 100.0	<b>38</b> <b>67.9</b>	9 16.1	3 5.4	2 3.6	3 5.4	5 8.9	2 3.6	4 7.1		
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	<b>35</b> <b>57.4</b>	19 31.1	1 1.6	7 11.5	9 14.8	5 8.2	2 3.3	27 44.3		
難病	17 100.0	<b>14</b> <b>82.4</b>	1 5.9	1 5.9	-	1 5.9	2 11.8	-	5 29.4		
自立支援医療 （精神通院医療）	81 100.0	<b>56</b> <b>69.1</b>	29 35.8	1 1.2	7 8.6	6 7.4	6 7.4	2 2.5	35 43.2		
高次脳機能障害	43 100.0	<b>28</b> <b>65.1</b>	7 16.3	3 7.0	-	3 7.0	2 4.7	1 2.3	7 16.3		
発達障害	17 100.0	<b>15</b> <b>88.2</b>	1 5.9	-	-	2 11.8	2 11.8	-	4 23.5		

	ケ ア マ ネ ジ ャ ー	病 院 の ケ ー ス ワ ー カ ー や 介 護 保 険 の ケ ア マ ネ ジ ャ ー	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	の 先 生	通 園 施 設 や 保 育 園、 学 校	ど の 民 間 の 窓 口	相 談 支 援 事 業 所 な ど	や 役 場 （ 福 祉 介 護 課 や 保 健 セ ン タ ー）	社 会 福 祉 協 議 会	そ の 他	い 相 談 す る 人 は い な い	無 回 答
全 体	34 8.1	7 1.7	15 3.6	7 1.7	7 1.7	34 8.1	5 1.2	13 3.1	21 5.0	17 4.1		
身体障害者手帳	27 10.7	6 2.4	3 1.2	2 0.8	25 9.9	4 1.6	4 1.6	10 4.0	10 4.0			
療育手帳	1 1.8	-	12 21.4	2 3.6	1 1.8	-	6 10.7	2 3.6	4 7.1			
精神障害者 保健福祉手帳	4 6.6	-	1 1.6	3 4.9	6 9.8	1 1.6	2 3.3	5 8.2	3 4.9			
難病	2 11.8	-	1 5.9	1 5.9	2 11.8	-	1 5.9	-	-			
自立支援医療 （精神通院医療）	6 7.4	-	-	2 2.5	7 8.6	1 1.2	2 2.5	7 8.6	1 1.2			
高次脳機能障害	4 9.3	1 2.3	-	-	4 9.3	1 2.3	2 4.7	4 9.3	3 7.0			
発達障害	-	-	5 29.4	2 11.8	1 5.9	-	1 5.9	-	-			

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「ご家族や親戚」の割合が74.0%で最も高い  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、療育手帳所持者や、発達障害のある人や子どもでは「通園施設や保育園、幼稚園、学校の先生」、難病の人では「グループホーム※や施設の支援員」「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」「役場（福祉介護課や保健センター）」の割合も高くなっている

表 今後、福祉や生活に関する相談体制に希望すること（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	う よ い に し て ほ し い	ど こ に 相 談 し た ら よ い か 、 わ か る よ う に し て ほ し い	休 日・夜 間など いつで も必 ず あ ら う な 時 に す ぐ ら い で 相 談 で き る よ う に し て ほ し い	き る 場 が ほ し い	近 く で い る と こ ろ の 近 く で 気 楽 に 相 談 で き る 場 が ほ し い	け 付 け て ほ し い	電 話 や F A X 、 メ ー ル な ど で の 相 談 を 受 け 付 け て ほ し い	情 報 提 供 だ け で な く 、 問 題 の 解 決 に 至 る よ う な 対 応 を し て ほ し い	情 報 提 供 だ け で な く 、 問 題 の 解 決 に 至 る よ う な 対 応 を し て ほ し い	知 識 を 向 上 さ せ て ほ し い	技 術 、 障 害 の 制 度 に 関 する 知 識 を 向 上 さ せ て ほ し い	相 談 員 の 対 応 ・ 態 度 、 面 接 技 術 、 障 害 の 制 度 に 関 する 知 識 を 向 上 さ せ て ほ し い	1 か 所 で い ろ い ろ な 問 題 に 関 して 相 談 で き る よ う に し て ほ し い	相 談 を 実 施 し て ほ し い	施 設 入 所 者 の 相 談 に も 対 応 で き る よ う に 、 定 期的 な 訪 問 を 実 施 し て ほ し い	相 談 者 の 同 意 な し に 個 人 情 報 が 他 に 伝 わ ら な い よ う 、 十 分 な 配 慮 を し て ほ し い	相 談 者 の 同 意 な し に 個 人 情 報 が 他 に 伝 わ ら な い よ う 、 十 分 な 配 慮 を し て ほ し い	乳 幼 児 期 に お け る 相 談 体 制 を 充 実 し て ほ し い	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	419 100.0	172 41.1	84 20.0	79 18.9	28 6.7	77 18.4	57 13.6	86 20.5	14 3.3	55 13.1	13 3.1	9 2.1	61 14.6	36 8.6								
身体障害者手帳	252 100.0	103 40.9	44 17.5	49 19.4	17 6.7	47 18.7	27 10.7	58 23.0	8 3.2	27 10.7	4 1.6	5 2.0	42 16.7	19 7.5								
療育手帳	56 100.0	21 37.5	12 21.4	9 16.1	4 7.1	9 16.1	13 23.2	10 17.9	5 8.9	7 12.5	6 10.7	-	5 8.9	8 14.3								
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	26 42.6	18 29.5	17 27.9	5 8.2	9 14.8	9 14.8	11 18.0	-	8 13.1	1 1.6	3 4.9	5 8.2	6 9.8								
難病	17 100.0	5 29.4	5 29.4	4 23.5	1 5.9	3 17.6	1 5.9	6 35.3	1 5.9	2 11.8	1 5.9	1 5.9	1 5.9	1 5.9								
自立支援医療 (精神通院医療)	81 100.0	35 43.2	21 25.9	13 16.0	9 11.1	18 22.2	12 14.8	13 16.0	1 1.2	19 23.5	-	3 3.7	12 14.8	5 6.2								
高次脳機能障害	43 100.0	16 37.2	6 14.0	8 18.6	2 4.7	6 14.0	8 18.6	9 20.9	2 4.7	3 7.0	-	-	5 11.6	8 18.6								
発達障害	17 100.0	10 58.8	3 17.6	3 17.6	-	5 29.4	5 29.4	5 29.4	1 5.9	1 5.9	5 29.4	-	-	1 5.9								

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「どこに相談したらよいか、わかるようにしてほしい」の割合が41.1%で最も高い  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、「住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい」、「相談員の対応・態度、面接技術、障害の制度に関する知識を向上させてほしい」「相談者の同意なしに個人情報に他に伝わらないよう、十分な配慮をしてほしい」「乳幼児期における相談体制を充実してほしい」の割合が高い障害種別もある



【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
相談支援体制の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援を展開するため、保健センターの健診や臨床心理士の巡回相談・教育相談による早期発見と早期指導、保育・教育現場における子どもの障害や発達段階に応じた指導、障害児支援サービスの相談支援や保育所等訪問支援など、関係機関の事業推進とともに、保護者からの同意を得て情報共有を図り、適正かつ効果的な支援を促進します。</li> <li>・障害児支援サービスの「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携した支援」に向け、障害福祉計画ならびに障害児福祉計画に基づき取り組みます。</li> </ul>	保健センター 学校教育課 福祉介護課
巡回指導等による相談支援強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士による巡回相談の回数増加等を検討し、充実を図ります。</li> <li>・教育相談では、内容に応じて関係機関や専門機関につなげ、子どものライフステージに応じた切れ目のない発達支援や保護者への相談支援を実施します。</li> </ul>	保健センター 学校教育課 福祉介護課
特別な支援が必要な子どもへの支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児支援サービスに新たに盛り込まれた「重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の構築」に向け、障害福祉計画ならびに障害児福祉計画に基づき、取り組みます。</li> </ul>	福祉介護課
西和7町の広域における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童発達支援センター※の整備」や「重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の構築」において、西和7町の広域内で提供可能な事業所を確保できるよう協議を進め、支援体制の構築に取り組みます。</li> </ul>	福祉介護課

## 基本目標3. 保健・医療施策の充実

---

### (1) 障害等の早期発見や原因となる疾病等の予防

#### 基本的な方針

「王寺町母子保健計画」に基づき、健康診査等における早期発見や発達相談等における育児支援、専門の医療・療育機関等へのつなぎによる早期療育を推進するとともに、関係機関との連携体制を強化します。

生活習慣病に起因する障害の発生を抑制するため、「王寺町健康増進計画」に基づき、住民と職員が協働で健康づくりの推進に取り組み、予防に関する生活習慣改善の普及をはじめ、障害の原因となる疾病の発生予防、障害の早期発見とそのフォローのための各種対策を実施します。

#### 現状と課題

- 心身の発達段階に応じた乳幼児健康診査を実施し、各種の健診の結果を把握するとともに、発達に遅れがあると思われる場合には、経過健診を実施するなど早期発見に努めています。
- 平成29年1月より、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）」を開設し、保護者の相談に応じるとともに、必要にあわせて専門の医療機関等につなげ、支援しています。
- 発達の遅れや育児に不安を抱える保護者に対しては、家庭訪問や電話等による個別フォロー、年4回の発達相談、療育教室（こぐまちゃんクラス）の実施により育児支援に努めるとともに、専門の医療・療育機関や障害児支援サービスを紹介するなど療育支援につなげています。
- 母子保健事業と連動する児童福祉の「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」では、民生児童委員・主任児童委員を中心に、子育て家庭への見守り体制を構築しています。
- 高齢化や生活スタイルの多様化により生活習慣病の割合が増加し、これらが原因で重い障害となる事例が増加していることから、生活習慣の改善を推奨し、障害の原因となる疾病の発生予防、障害の早期発見とそのフォローのために各種対策の一層の充実を図る必要があります。
- 地域交流センターに設置している「奈良県健康ステーション（王寺）」では、「体組成計<sup>\*</sup>」や「血管年齢計」、「骨健康度測定器」、「血圧計」など最新の健康測定機器での無料チェックと合わせて、活動量計<sup>\*</sup>の2週間体験が随時できるなど、気軽な利用により、生活習慣病の予防や改善を図っています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、障害のある児童・生徒の育成や教育に望むことについて、「早期発見・早期療育システムの充実」が3割以上となっており、早期発見・早期療育に向けた取組の充実が求められています。



【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
母子保健施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「王寺町母子保健計画」に基づき、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診徹底や早期発見に努めます。</li> <li>•すくすく子育て支援センターの妊娠期からの切れ目のない支援や、発達の遅れや育児に不安を抱える保護者への個別フォロー、療育教室、臨床心理士の巡回相談等により、育児支援を強化し、専門の医療・療育機関や障害児支援サービス等につなげ、早期療育を推進します。</li> <li>•早期療育を実施する機関の把握や関係機関との連携に努め、保護者への適切な情報提供を行います。</li> </ul>	保健センター
生活習慣病の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「王寺町健康増進計画」に基づき、健康的な生活習慣の推奨や疾病の早期発見・早期治療のための健康診査を行います。</li> <li>•保健師・管理栄養士等が行う各教室への参加促進、各種がん検診等の受診率向上などをめざし、生活習慣病に起因する障害の発生抑制に取り組みます。</li> <li>•「奈良県健康ステーション（王寺）」の利用拡大に努め、生活習慣病の予防や改善を図ります。</li> </ul>	保健センター
地域における支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」では、民生児童委員・主任児童委員の見守り体制とともに、地域福祉の取組として、地域一体となった支援体制の推進を図ります。</li> </ul>	福祉介護課 保健センター
連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>•障害福祉計画ならびに障害児福祉計画に基づき、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携した支援」に取り組みます。</li> </ul>	福祉介護課

## (2) 医療サービスの充実

### 基本的な方針

障害のある人が地域で安心して健康に過ごせるよう、医療費助成等の実施による負担軽減や医療機関との連携による支援体制の強化を図ります。

### 現状と課題

- 疾病や事故の後遺症等により障害となった場合など、治療から機能訓練までの一貫した支援により社会復帰をできるだけ早め、自立した生活へと促すために医療サービスは不可欠です。
- 身体障害を軽減または除去するための医療（更生医療及び育成医療）や精神疾患に対する継続的な治療（精神通院医療）において、その医療費の自己負担の一部を公費負担しています。その他にも、重度障害者や精神障害者の医療費助成等の支援を行っています。
- 入院後や治療後等において、障害のある人が身近な地域で、引き続き安心して医療を受けるためには、医療機関との連携が重要になります。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、医療機関利用時に困ることについて、「特に困ることはない」を除くと、「医療費が高い」が高くなっており、医療費における負担軽減の取組が重要となります。

表 医療機関利用時に困ること（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	が 通 院 の 介 助 の 確 保 が む ず か し い	保 が む ず か し い 送 迎 サ ー ビ ス の 確 保	な が バ リ ア フ リ ー に な つ て い な い	施 設 の 構 造 や 設 備 が バ リ ア フ リ ー に な つ て い な い	ケ ー シ ョ ン が と り に く い よ く わ か ら な い 、 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン が と り に く い	求 め ら れ る な ど	入 院 を 断 ら れ る 一 個 室 を 求 め ら れ る な ど	自 宅 で の 医 療 が 受 け に 難 い （ 往 診 、 訪 問 看 護 、 訪 問 リ ハ ビ リ ）	リ ハ ビ リ を 続 け ら れ る 病 院 が 少 な い	重 度 の 障 害 者 に 対 し て 受 け ら れ る 病 院 が 少 な い	こ と に 周 り の 偏 見 を 感 じ る	医 療 費 が 高 い	そ の 他	い ち に 困 る こ と は な い	無 回 答
全 体	419	35	28	9	19	6	11	33	16	44	45	44	193	44	44	44
	100.0	8.4	6.7	2.1	4.5	1.4	2.6	7.9	3.8	10.5	10.7	10.5	46.1	10.5	10.5	10.5
身体障害者手帳	252	26	24	6	9	3	9	26	12	3	24	18	135	21	21	21
	100.0	10.3	9.5	2.4	3.6	1.2	3.6	10.3	4.8	1.2	9.5	7.1	53.6	8.3	8.3	8.3
療育手帳	56	3	2	1	6	2	-	5	5	2	3	5	25	7	7	7
	100.0	5.4	3.6	1.8	10.7	3.6	-	8.9	8.9	3.6	5.4	8.9	44.6	12.5	12.5	12.5
精神障害者 保健福祉手帳 難病	61	4	1	2	4	1	1	3	2	25	8	12	13	8	8	8
	100.0	6.6	1.6	3.3	6.6	1.6	1.6	4.9	3.3	41.0	13.1	19.7	21.3	13.1	13.1	13.1
自立支援医療 (精神通院医療)	17	2	2	1	1	-	2	4	2	1	3	4	4	2	2	2
	100.0	11.8	11.8	5.9	5.9	-	11.8	23.5	11.8	5.9	17.6	23.5	23.5	11.8	11.8	11.8
高次脳機能障害	81	6	2	3	3	1	2	2	3	28	14	14	28	6	6	6
	100.0	7.4	2.5	3.7	3.7	1.2	2.5	2.5	3.7	34.6	17.3	17.3	34.6	7.4	7.4	7.4
発達障害	43	6	7	-	1	-	2	6	3	-	5	5	14	5	5	5
	100.0	14.0	16.3	-	2.3	-	4.7	14.0	7.0	-	11.6	11.6	32.6	11.6	11.6	11.6
発達障害	17	1	-	-	1	1	-	1	-	1	3	1	8	3	3	3
	100.0	5.9	-	-	5.9	5.9	-	5.9	-	5.9	17.6	5.9	47.1	17.6	17.6	17.6

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「特に困ることはない」の割合が46.1%で最も高く、医療機関利用時に困る具体的な内容においては、「医療費が高い」の割合が10.7%で高くなっている  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院医療）利用者では「精神科を利用することに周りの偏見を感じる」の割合が高く、難病の人では「リハビリを続けられる病院が少ない」の割合が高くなっている

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
自立支援医療の給付 （更生医療・育成医療・精神通院医療）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定医療機関において、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。</li> </ul>	福祉介護課
心身障害者医療費助成 （福祉医療）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1歳から75歳未満で、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2の交付を受けている人を対象に、医療費の一部を助成します。</li> </ul>	国保健康推進課
重度心身障害老人等医療費助成 （福祉医療）	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害者医療費助成やひとり親家庭等医療費助成の対象となる後期高齢者医療の加入者に対し、医療費の一部を助成します。</li> </ul>	国保健康推進課
精神障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている人を対象に、医療費の一部を助成します。</li> </ul>	国保健康推進課
精神障害者通院医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者または社会保険各法の被扶養者であって、自立支援医療制度（精神通院医療）で自己負担された人に医療費を助成します。</li> </ul>	福祉介護課
医療費支払方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児以外の福祉医療対象者の医療費支払方法を検討し、県等に自動償還払い*から現物給付*への変更要望を行います。</li> </ul>	国保健康推進課

### (3) 精神障害者・難病患者への支援

#### 基本的な方針

精神障害のある人や難病患者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関のより一層の連携を深め、相談支援や地域生活の支援等に取り組みます。また、難病や精神障害、精神保健福祉の範囲に含まれる発達障害及び高次脳機能障害等は一般的にまだ広く周知がされていないため、理解啓発を促進します。

#### 現状と課題

- 精神障害のある人や難病患者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、委託相談事業所や県、保健所、精神科病院等の関係機関と連携し、相談支援や支援体制の充実を図っています。
- 障害福祉サービスでは、新たに国の基本指針として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が盛り込まれており、保健、医療、福祉等の関係機関のより一層の連携による支援体制の強化に取り組む必要があります。
- 西和7町の広域では、精神障害の理解啓発や活動支援を合同で実施しており、西和7町障害者等支援協議会では、地域移行支援を円滑なものとするため不動産業界への協力依頼や啓発活動などを実施しています。
- 精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病等は一般的にまだ広く周知がされていないため、一層の理解啓発に取り組む必要があります。【再掲】

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
地域生活への移行支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>•障害福祉サービスにおける地域移行支援や地域定着支援、地域生活支援センター事業など、精神障害のある人を対象とした事業を推進します。</li> </ul>	福祉介護課
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>•精神障害を専門とする委託相談事業所との連携で相談支援をさらに充実し、県や保健所、精神科病院などの関係機関とは、個別対応や情報共有を通じて、連携を強化します。</li> <li>•「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、取り組めます。</li> <li>•難病患者への対応において、関係機関との連携のもと、より適切なサービスや支援ができるよう取り組めます。</li> </ul>	福祉介護課
西和7町の広域における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>•西和7町の広域において、精神障害の理解啓発や活動支援のための事業を合同で実施し、効果の拡大を図ります。</li> <li>•西和7町障害者等支援協議会では、地域移行への支援事業をより円滑なものとするための不動産業界への協力依頼や啓発活動等、高次脳機能障害に関する研修等を今後さらに推進していきます。</li> </ul>	福祉介護課
精神障害（発達障害や高次脳機能障害を含む）や難病の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>•精神障害や発達障害、難病、新たに精神保健福祉の対象となった高次脳機能障害などは、一般的にまだ広く周知がされていないため、広報紙や町の公式サイトで正しい知識の普及に取り組めます。</li> <li>•「大人の発達障害」について、専門の医療機関や相談支援事業所等の情報提供に努めます。</li> </ul>	福祉介護課

## 基本目標4. 福祉施策の充実

---

### (1) 生活安定のための支援の充実

#### 基本的な方針

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、経済的な安定が重要であるため、各種手当や年金の支給等により、自立した生活を支援します。

#### 現状と課題

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、経済的な安定は重要な条件の一つです。国、都道府県、市町村などが各種手当や年金、税制上の優遇措置を行っており、経済的な支援を実施しています。
- 障害手帳の取得により、受けることができる支援制度や申請手続きなどを、交付時に説明し、利用を推奨しています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、王寺町に力をいれてほしい障害福祉分野について、「年金・手当等の充実や医療費軽減など経済的支援」が3割以上となっており、各種手当や年金の支給などの経済的な支援が求められています。





【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
障害児福祉手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の20歳未満の重度障害児で常時介護を必要とする人に手当を支給します。</li> </ul>	福祉介護課
特別障害者手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度の障害が2つ以上重複するなど、日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅で重度の障害のある人に手当を支給します。</li> </ul>	福祉介護課
児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>父または母のいない児童や、父または母が重度の障害の状態にある場合、父または母、あるいは父母に代わって児童を養育している人に手当を支給します。</li> </ul>	福祉介護課
特別児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度の障害がある20歳未満の児童を、家庭で養育している父母あるいは父母にかわってその児童を養育している人に手当を支給します。</li> </ul>	福祉介護課
障害基礎年金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>初診日が国民年金加入期間中または、20歳以前の病気・けがのため、1・2級の障害状況になった人で、一定の要件を満たした場合に年金が支給されます。</li> </ul>	国保健康推進課
重度障害者（児）援護資金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の単独事業で、重度の障害者（児）に対し、生活の安定と福祉の増進に寄与する費用として支給します。身体障害、知的障害、精神障害共通の制度です。</li> </ul>	福祉介護課
障害手帳取得に伴う支援の推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害手帳の取得を条件とした各種支援制度や申請手続きの説明を、交付時に行うとともに、相談時においても対象と思われる人に説明し、利用推奨と支援拡大を促進します。</li> <li>◇税の免除等の説明（所得税、住民税等の障害者控除、自動車税等の減免）</li> <li>◇交通機関の運賃割引の説明（鉄道、バス、タクシー等）</li> <li>◇やわらぎの手帳優待乗車証の説明と交付手続き（町内バス路線の運賃免除）【町独自】</li> <li>◇福祉タクシー利用券の説明と交付手続き（タクシーの基本料金の一部助成）【町独自】</li> <li>◇駐車禁止除外指定車標章の説明（所轄警察署）</li> <li>◇有料道路の利用料割引の説明と申請手続き</li> <li>◇NHK受信料の免除等の説明と申請手続き</li> <li>◇携帯電話の基本使用料割引の説明</li> <li>◇生活福祉資金の貸付の説明（社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度）</li> </ul>	福祉介護課

## (2) 障害福祉サービス等の充実

### 基本的な方針

障害のある人が地域で安心して暮らすため、各種障害福祉サービスによる生活支援や日中の活動場所の確保、支援体制の強化などに取り組み、自立や社会参加を促進します。

障害福祉サービスをより分かりやすく便利に利用できるように、制度や申請手続き、事業所などの情報提供をより一層推進します。

### 現状と課題

- 障害のある人が地域で安心して暮らすためには、各種の障害福祉サービスによる生活支援や相談支援を充実し、自立や社会参加にむけた環境整備を推進する必要があります。
- 障害福祉サービスの制度は変更が多く、新たな事業により支援体制の強化が図られる一方で、より細分化・複雑化されており、分かりやすい制度の説明や最新情報など、一層の情報提供が必要とされています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、現在の困りごとや悩みについて、「健康や身体のこと」や「自分の老後」が2割以上となっており、安心して暮らせるよう、相談支援の強化を図る必要があります。また、障害福祉サービスへの希望について、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が3割以上となっており、サービス情報の提供拡大を図る必要があります。

表 現在の困りごとや悩み（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	進 学 ・ 学 校 選 び	友 だ ち づ く り	恋 愛 ・ 結 婚	就 職 や 職 場 選 び	子 育 て や 子 ど も の 教 育	家 事 ・ 家 族 の 世 話	自 分 の 老 後	親 の 老 後	銀 行 な ど の 手 続 き ・ 買 い 物 や 町 役 場 き	自 由 な 外 出 や 街 歩 き	余 暇 （ 趣 味 ・ 旅 行 な ど） の 過 ご し
全 体	419 100.0	13 3.1	20 4.8	15 3.6	31 7.4	10 2.4	22 5.3	105 25.1	43 10.3	22 5.3	25 6.0	11 2.6
身体障害者手帳	252 100.0	2 0.8	3 1.2	3 1.2	9 3.6	7 2.8	9 3.6	65 25.8	14 5.6	15 6.0	15 6.0	3 1.2
療育手帳	56 100.0	8 14.3	9 16.1	-	5 8.9	2 3.6	1 1.8	7 12.5	13 23.2	5 8.9	3 5.4	5 8.9
精神障害者 保健福祉手帳 難病	61 100.0	2 3.3	4 6.6	10 16.4	10 16.4	-	6 9.8	22 36.1	10 16.4	2 3.3	4 6.6	1 1.6
自立支援医療 （精神通院医療）	17 100.0	1 5.9	1 5.9	-	2 11.8	1 5.9	-	5 29.4	-	3 17.6	1 5.9	-
高次脳機能障害	81 100.0	-	3 3.7	7 8.6	15 18.5	2 2.5	11 13.6	32 39.5	16 19.8	-	6 7.4	3 3.7
発達障害	43 100.0	-	1 2.3	-	1 2.3	-	1 2.3	14 32.6	4 9.3	2 4.7	3 7.0	2 4.7
発達障害	17 100.0	5 29.4	6 35.3	-	2 11.8	1 5.9	-	1 5.9	1 5.9	-	2 11.8	2 11.8

	な お 手 続 き の 管 理 や 法 的	ス 福 祉 の 利 用 ・ 保 健 サ ー ビ ス	健 康 や 身 体 の こ と	近 所 づ き あ い	家 庭 問 題	住 ま い の 確 保	社 会 情 勢 や 福 祉 制 度 の 変 化 へ の 対 応	保 災 害 時 の 安 全 の 確 保	の 家 族 の 急 病 な ど へ の 対 応	緊 急 対 応 （ 自 分 や 家 族 の 急 病 な ど へ の 対 応）	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	29 6.9	20 4.8	117 27.9	9 2.1	11 2.6	2 0.5	17 4.1	45 10.7	53 12.6	10 2.4	101 24.1	31 7.4	
身体障害者手帳	13 5.2	14 5.6	77 30.6	1 0.4	3 1.2	2 0.8	12 4.8	34 13.5	42 16.7	5 2.0	73 29.0	16 6.3	
療育手帳	10 17.9	3 5.4	8 14.3	4 7.1	-	1 1.8	2 3.6	5 8.9	7 12.5	1 1.8	12 21.4	1 1.8	
精神障害者 保健福祉手帳 難病	4 6.6	3 4.9	16 26.2	3 4.9	4 6.6	-	1 1.6	6 9.8	7 11.5	1 1.6	4 6.6	8 13.1	
自立支援医療 （精神通院医療）	1 5.9	1 5.9	3 17.6	1 5.9	-	-	1 5.9	1 5.9	5 29.4	2 11.8	3 17.6	1 5.9	
高次脳機能障害	6 7.4	3 3.7	29 35.8	2 2.5	7 8.6	-	3 3.7	5 6.2	6 7.4	3 3.7	11 13.6	5 6.2	
発達障害	3 7.0	2 4.7	9 20.9	1 2.3	-	-	1 2.3	6 14.0	8 18.6	1 2.3	9 20.9	5 11.6	
発達障害	-	1 5.9	2 11.8	1 5.9	-	-	-	1 5.9	1 5.9	-	3 17.6	-	

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「健康や身体のこと」の割合が27.9%で最も高い  
 障害種別：「自分の老後」の割合が高いほか、「親の老後」「友だちづくり」「緊急対応（自分や家族の急病などへの対応）」の割合も高く、障害種別でそれぞれ困りごとや悩みに違いがあることがうかがえる

表 障害福祉サービスへの希望（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	情報があるのか、もっとほしい	どんなサービスがあるのか、もっとほしい	利用しやすい方法や手続き方法を知りたい	利用できる事業所の情報がほしい	方法で情報を提供してほしい	障害特性に合ったサービスを提供してほしい	サービスの回数や時間が増やしてほしい	利用の条件を緩やかにしてほしい	態度や技術・知識を向上してほしい	費用負担を軽くしてほしい	その他	特に困っていることはない	サービスを利用していない	無回答
全体	419 100.0	150 35.8	84 20.0	67 16.0	54 12.9	26 6.2	25 6.0	33 7.9	62 14.8	3 0.7	64 15.3	51 12.2	66 15.8		
身体障害者手帳	252 100.0	81 32.1	49 19.4	37 14.7	27 10.7	18 7.1	14 5.6	16 6.3	43 17.1	-	44 17.5	33 13.1	37 14.7		
療育手帳	56 100.0	22 39.3	12 21.4	20 35.7	9 16.1	2 3.6	5 8.9	7 12.5	5 8.9	2 3.6	8 14.3	5 8.9	7 12.5		
精神障害者 保健福祉手帳 難病	61 100.0	24 39.3	14 23.0	7 11.5	10 16.4	3 4.9	3 4.9	4 6.6	10 16.4	-	4 6.6	4 6.6	17 27.9		
自立支援医療 (精神通院医療)	17 100.0	7 41.2	7 41.2	4 23.5	-	2 11.8	1 5.9	1 5.9	4 23.5	-	-	2 11.8	3 17.6		
高次脳機能障害	81 100.0	37 45.7	16 19.8	10 12.3	13 16.0	3 3.7	6 7.4	8 9.9	11 13.6	1 1.2	9 11.1	9 11.1	11 13.6		
発達障害	43 100.0	9 20.9	7 16.3	6 14.0	4 9.3	-	3 7.0	5 11.6	12 27.9	-	5 11.6	3 7.0	9 20.9		
	17 100.0	7 41.2	5 29.4	8 47.1	6 35.3	4 23.5	1 5.9	5 29.4	6 35.3	-	-	1 5.9	-		

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全体：「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が35.8%で最も高い  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、高次脳機能障害の人では「費用負担を軽くしてほしい」が、発達障害のある人や子どもでは「利用できる事業所の情報がほしい」の割合が最も高くなっている

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
障害福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害のある人が地域で安心して暮らすため、障害福祉計画に基づく各種障害福祉サービスやその他のサービスの充実を図り、地域生活における自立や社会参加を推進します。</li> <li>◇障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援サービス</li> <li>◇補装具給付事業</li> <li>◇小児慢性特定疾病自動日常生活用具<sup>※</sup>給付事業</li> <li>◇軽度・中等度難聴児補聴器助成事業 <span style="float: right;">など</span></li> </ul>	福祉介護課
相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害のある人が地域で安心して暮らすため、障害福祉計画に基づき、各種相談業務や関係機関との連携を推進し、支援体制を強化します。</li> <li>◇一般相談支援事業の推進（委託相談事業所）</li> <li>◇計画相談支援事業の推進（指定特定相談支援事業所<sup>※</sup>）</li> <li>◇精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（保健、医療、福祉等の関係機関）</li> <li>◇障害児相談支援事業の推進（指定障害児相談支援事業所）</li> <li>◇障害児支援の提供体制の整備（保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関） <span style="float: right;">など</span></li> </ul>	福祉介護課
サービス情報の提供拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害福祉サービスの制度や利用方法、事業所情報等の案内をさらに充実します。</li> <li>◇窓口相談の説明や冊子配布</li> <li>◇委託相談事業の一般相談支援</li> <li>◇サービス利用計画作成時における指定特定相談支援事業所の計画相談支援 <span style="float: right;">など</span></li> <li>• 町の公式サイトでは、国や県の情報源とのリンクにより、新たな制度や事業所情報等を掲載し、情報提供の拡大を推進します。【再掲】</li> </ul>	福祉介護課

### (3) 地域生活への移行支援

#### 基本的な方針

障害により福祉施設や病院などに長期間入所・入院している人が、分け隔てられることなく、地域で暮らせるよう、地域生活への移行支援や地域生活支援拠点\*等の整備を推進します。

#### 現状と課題

- 福祉施設や病院などに長期間入所・入院している人が、地域で自立した生活をおくることは、国の基本指針として、障害福祉計画の成果目標に設定される重要項目であり、各種障害福祉サービスの実施を通じて取り組む必要があります。
- 障害のある人が地域で安心して暮らすため、障害のある人やその家族の高齢化に伴う問題等を見据え、緊急時の相談や対応が図れる「地域生活支援拠点」の整備は、障害福祉計画の成果目標であり、その実現に向けて取り組む必要があります。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、家族等の介護者が亡き後のグループホームの利用を行う場合、あるいは一人暮らしを行う場合に特に必要なことについて、「福祉サービスの安定した提供」が2割以上となっており、また、地域で自立した生活をするために必要なことについても、「収入が確保できること」に続いて、「ホームヘルパーによる手助けをしてもらえること」が2割以上となっており、安定したサービス提供体制が求められています。さらに、町民（18歳以上の無作為抽出）では、障害のある人が地域の中で生活するために重要だと思うものについて、「地域の人たちの障害に対する理解の促進」が5割以上となっており、地域住民に対する、障害や障害のある人への理解促進に取り組む必要があります。

表 家族等の介護者が亡き後のグループホームの利用を行う場合、あるいは一人暮らしを行う場合に特に必要なこと（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	保 住 ま い の 場 所 の 確	定 福 祉 サ ー ビ ス の 安	で 夜 間 や 休 日 も 関 連	れ 病 院 急 時 の 施 設 や 夜 間 の 入 居	対 地 域 の 住 民 の 障 害 促 進	護 金 が 管 理 や 機 関	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	419 100.0	73 17.4	101 24.1	22 5.3	46 11.0	8 1.9	26 6.2	13 3.1	60 14.3	70 16.7
身体障害者手帳	252 100.0	36 14.3	77 30.6	15 6.0	34 13.5	1 0.4	6 2.4	3 1.2	37 14.7	43 17.1
療育手帳	56 100.0	8 14.3	10 17.9	2 3.6	1 1.8	3 5.4	9 16.1	1 1.8	9 16.1	13 23.2
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	16 26.2	10 16.4	4 6.6	7 11.5	1 1.6	6 9.8	2 3.3	6 9.8	9 14.8
難病	17 100.0	2 11.8	5 29.4	3 17.6	4 23.5	1 5.9	1 5.9	-	-	1 5.9
自立支援医療 (精神通院医療)	81 100.0	21 25.9	9 11.1	4 4.9	10 12.3	2 2.5	6 7.4	8 9.9	12 14.8	9 11.1
高次脳機能障害	43 100.0	9 20.9	11 25.6	2 4.7	6 14.0	1 2.3	-	1 2.3	5 11.6	8 18.6
発達障害	17 100.0	4 23.5	4 23.5	1 5.9	-	1 5.9	3 17.6	-	2 11.8	2 11.8

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全体：「福祉サービスの安定した提供」の割合が24.1%で最も高い  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、療育手帳所持者、発達障害のある人や子どもでは「金銭管理や権利擁護ができる機関」、難病の人では「夜間や休日でも対応できる相談機関」などの割合も高くなっている

表 地域で自立した生活をするために必要なこと（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

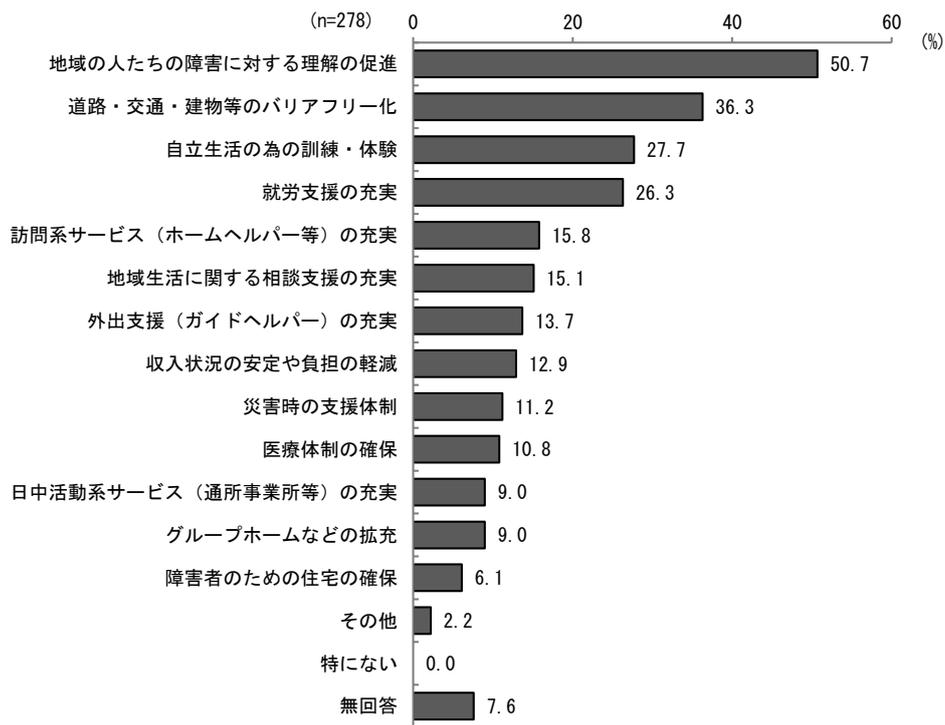
	全 体	ての保 証人 や契 約を 助け る人 が い る こ と	住 ま い を 契 約 す る と き	に 公 営 住 宅 に 優 先 的 に 入 居 で き る こ と	も ら え る 手 助 け を し て よ ら な い こ と	ホ ー ム ヘ ル パ ー に よ る 手 助 け を し て よ ら な い こ と	ガ イ ド ヘ ル パ ー に よ る 外 出 の 手 助 け を し て よ ら な い こ と	こ と 通 所 施 設 が 増 え る	グ ル ー プ ホ ー ム が 増 え る こ と	あ る こ と 働 く 場 所 が 近 く に あ る こ と	自 立 し た 生 活 を 支 援 す る た め の 就 労 支 援 す る こ と	験 が で き る こ と ひ と り で 暮 ら す こ と	き の 交 流 の あ る 人 と す る こ と 活 動 が あ る こ と	障 害 の あ る 人 と す る こ と
全体	419 100.0	41 9.8	21 5.0	85 20.3	25 6.0	26 6.2	23 5.5	63 15.0	50 11.9	21 5.0	32 7.6			
身体障害者手帳	252 100.0	18 7.1	14 5.6	63 25.0	22 8.7	17 6.7	10 4.0	19 7.5	18 7.1	8 3.2	21 8.3			
療育手帳	56 100.0	4 7.1	1 1.8	7 12.5	3 5.4	2 3.6	8 14.3	13 23.2	11 19.6	5 8.9	7 12.5			
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	13 21.3	4 6.6	6 9.8	1 1.6	6 9.8	4 6.6	13 21.3	9 14.8	5 8.2	3 4.9			
難病	17 100.0	1 5.9	1 5.9	1 5.9	1 5.9	-	-	2 11.8	3 17.6	-	2 11.8			
自立支援医療 (精神通院医療)	81 100.0	14 17.3	3 3.7	11 13.6	1 1.2	4 4.9	4 4.9	20 24.7	15 18.5	4 4.9	5 6.2			
高次脳機能障害	43 100.0	2 4.7	2 4.7	9 20.9	4 9.3	4 9.3	3 7.0	3 7.0	3 7.0	2 4.7	2 4.7			
発達障害	17 100.0	3 17.6	-	1 5.9	-	2 11.8	5 29.4	7 41.2	6 35.3	-	2 11.8			

	対 地 域 の 理 解 が 深 ま る こ と	あ る こ と 活 動 の 場 所 が 流 れ る こ と	地 域 の 理 解 が 深 ま る こ と	し ん が 族 の 理 解 が 深 ま る こ と	身 近 に あ る こ と	気 に 相 談 を し て よ ら な い こ と	こ と 入 が 確 保 で き る	こ と 護 問 を 利 用 で き る	訪 問 医 療 や 訪 問 を し て よ ら な い こ と	な る こ と 安 心 に 生 活 し て よ ら な い こ と	こ と し ん が 族 の 理 解 が 深 ま る こ と	災 害 時 の 支 援 が あ る こ と	そ の 他	こ と 特 に 必 要 と 感 じ る	無 回 答
全体	45 10.7	25 6.0	33 7.9	65 15.5	117 27.9	40 9.5	47 11.2	69 16.5	11 2.6	41 9.8	33 7.9				
身体障害者手帳	22 8.7	18 7.1	21 8.3	32 12.7	53 21.0	33 13.1	42 16.7	56 22.2	6 2.4	26 10.3	20 7.9				
療育手帳	13 23.2	4 7.1	4 7.1	10 17.9	16 28.6	2 3.6	1 1.8	5 8.9	4 7.1	4 7.1	4 7.1				
精神障害者 保健福祉手帳	9 14.8	-	6 9.8	12 19.7	26 42.6	3 4.9	1 1.6	6 9.8	2 3.3	3 4.9	7 11.5				
難病	2 11.8	-	3 17.6	4 23.5	7 41.2	2 11.8	4 23.5	3 17.6	1 5.9	1 5.9	1 5.9				
自立支援医療 (精神通院医療)	9 11.1	5 6.2	6 7.4	15 18.5	35 43.2	3 3.7	3 3.7	10 12.3	1 1.2	8 9.9	6 7.4				
高次脳機能障害	4 9.3	3 7.0	7 16.3	4 9.3	8 18.6	6 14.0	4 9.3	10 23.3	1 2.3	2 4.7	5 11.6				
発達障害	4 23.5	1 5.9	-	3 17.6	5 29.4	-	-	1 5.9	1 5.9	1 5.9	-				

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全体：「収入が確保できること」の割合が27.9%で最も高い  
 障害種別：身体障害者手帳所持者では「ホームヘルパーによる手助けをしてもらえること」が、高次脳機能障害の人では「災害時の支援がしっかりしていること」が、発達障害のある人や子どもでは「働く場所が近くにあること」の割合が最も高くなっているが、その他では全体同様「収入が確保できること」の割合が最も高くなっている

図 障害のある人が地域の中で生活するために重要だと思うもの（町民(18歳以上の無作為抽出)



資料：障害者施策に関するアンケート調査（町民(18歳以上の無作為抽出)

町民：「地域の人たちの障害に対する理解の促進」の割合が50.7%で最も高い

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
障害福祉サービスの地域移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害により福祉施設や病院などに長期間入所・入院している人が、地域で自立して暮らせるよう、障害福祉計画に基づき、各種障害福祉サービスにおける地域生活への移行支援を推進します。</li> <li>◇地域移行支援（障害福祉サービス）</li> <li>◇地域定着支援（障害福祉サービス）</li> <li>◇共同生活援助（障害福祉サービス）</li> <li>◇自立生活援助（障害福祉サービス）</li> <li>◇理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）</li> <li>◇成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）</li> <li>◇成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	福祉介護課
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害のある人が地域で安心して暮らすため、西和7町圏における各事業所等の連携や役割分担に応じた面的整備に取り組みます。</li> </ul>	福祉介護課
地域住民への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害のある人の周りで暮らす地域住民の理解促進を図るため、広報紙等での啓発促進や、サロン活動などの交流活動を通じた理解の浸透に努めます。</li> </ul>	福祉介護課 社会福祉協議会

## 基本目標5. 生活環境の整備

### (1) 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

#### 基本的な方針

障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化やバリアフリー化、多目的トイレの設置、専用駐車スペースの確保等の取組を推進します。

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の視点から、可能な限り公共施設等の整備を進め、民間建築物に対しても理解と協力を図ります。

#### 現状と課題

○障害ある人が利用しやすい環境となるよう、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化やバリアフリー化、多目的トイレの設置、専用駐車スペースの確保等の取組を推進する必要があります。

○公共施設の整備を実施していますが、前期計画期間では、次のような取組を実施しています。特に、新たに建設予定の「(仮称) 泉の広場防災センター」では、設計段階から身体障害者協会等の当事者団体にヒアリングを行い、意見を取り入れながら整備を進めています。

- ・各公共施設における身体障害者用駐車スペースの設置（奈良県おもいやり駐車場制度）
- ・「相聞の広場」におけるバリアフリー化やオストメイト<sup>\*</sup>対応トイレの設置
- ・建設予定の「(仮称) 泉の広場防災センター」におけるバリアフリー化やオストメイト対応トイレの設計
- ・「王寺町おでかけサポートガイド（王寺町周辺の観光施設ガイド）」の作成による、車いすの乗り入れやオストメイト対応トイレ等の表記による外出サポート
- ・コミュニティ施設事業の地域集会所等補助による各地区公民館のバリアフリー改修工事

○町営住宅では、障害のある人や高齢者が安全に暮らせるよう、低層階への優先的な入居先の確保に努めています。

○障害のある人が自宅で安心して生活できるよう、地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の住宅改修費助成により、住宅の各種改造や機器の取り付けに対し、助成を行っています。

○障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の視点から、可能な限り、障害のある人が利用しやすい公共施設となるよう整備を進める必要があります。また、不特定多数の人々が利用する民間の建築物においても、設備の改善を働きかける必要があります。

○アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、外出時に困ることについて、「特に困ることはない」を除くと、「道路や駅に階段や段差が多い」が高くなっており、公共施設等におけるバリアフリー化が求められています。

表 外出時に困ること（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	降 電 車 や バ ス の 乗 り が 困 難	段 道 路 や 駅 に 階 段 や 段 差 が 多 い	用 誘 導 や 視 覚 障 害 者 が わ か り に く い	信 号 や 視 覚 障 害 者 な ど	備 外 出 先 の 建 物 の 設 備 が 不 便 （ ト イ レ な ど ）	換 え が わ か り に く い	切 符 の 買 い 方 や 乗 り 方 が わ か り に く い	お 願 い し に く い （ ま た は お 願 い し に く い ）	困 っ た 時 に 周 圍 の 人 の 手 助 け が な い （ ま た は お 願 い し に く い ）	介 助 者 が 確 保 で き な い	発 作 な ど 突 然 の 身 体 の 変 化 が 心 配	外 出 に お 金 が か か る	周 圍 の 目 が 気 に な る	そ の 他	特 に 困 る こ と は な い	無 回 答
全 体	419 100.0	68 16.2	104 24.8	18 4.3	18 4.3	67 16.0	35 8.4	11 2.6	30 7.2	18 4.3	47 11.2	70 16.7	41 9.8	24 5.7	136 32.5	21 5.0	
身体障害者手帳	252 100.0	50 19.8	78 31.0	18 7.1	18 7.1	51 20.2	12 4.8	11 4.4	15 6.0	22 8.7	32 12.7	9 3.6	9 3.6	85 33.7	12 4.8		
療育手帳	56 100.0	6 10.7	8 14.3	-	-	9 16.1	9 16.1	12 21.4	2 3.6	4 7.1	5 8.9	8 14.3	1 1.8	20 35.7	2 3.6		
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	8 13.1	10 16.4	-	-	9 14.8	11 18.0	6 9.8	1 1.6	15 24.6	20 32.8	19 31.1	10 16.4	10 16.4	3 4.9		
難病	17 100.0	6 35.3	6 35.3	2 11.8	2 11.8	4 23.5	1 5.9	1 5.9	2 11.8	2 11.8	2 11.8	-	2 11.8	2 11.8	1 5.9		
自立支援医療 （精神通院医療）	81 100.0	12 14.8	14 17.3	-	-	6 7.4	7 8.6	6 7.4	2 2.5	18 22.2	26 32.1	18 22.2	8 9.9	22 27.2	3 3.7		
高次脳機能障害	43 100.0	10 23.3	19 44.2	4 9.3	4 9.3	11 25.6	4 9.3	-	2 4.7	5 11.6	6 14.0	1 2.3	4 9.3	8 18.6	2 4.7		
発達障害	17 100.0	-	1 5.9	-	-	1 5.9	3 17.6	3 17.6	1 5.9	3 17.6	3 17.6	4 23.5	1 5.9	5 29.4	2 11.8		

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「特に困ることはない」の割合が32.5%で最も高く、外出時に困る具体的な内容においては、「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が24.8%で高くなっている  
 障害種別：「外出にお金がかかる」「電車やバスの乗り降りが困難」「周囲の目が気になる」「困った時に周囲の人の手助けがない（またはお願いしにくい）」「外出先の建物の設備が不便（トイレなど）」の割合が高いなど、障害種別ごとに外出時に困ることが異なっていることがうかがえる



【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、計画段階からバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。</li> </ul>	まちづくり推進課
多目的トイレ（オストメイト対応）の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害のある人が、不安なく外出できるよう設置や既存設備の改修等を行います。</li> </ul>	まちづくり推進課 建設課
居住空間の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町営住宅では、障害のある人や高齢者の低層階への優先的な入居等の配慮に努めます。</li> <li>• 障害のある人の在宅での生活支援として、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業における住宅改修費助成を実施するとともに、さらに周知を図り、利用を促進します。</li> </ul>	建設課 福祉介護課
合理的配慮に基づく整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の視点から、可能な限り障害のある人が利用しやすい公共施設となるよう整備に努めます。</li> <li>• 不特定多数の人々が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物に対しても、理解と協力を求め、設備改善の働きかけや啓発を行います。</li> </ul>	まちづくり推進課 福祉介護課

## (2) 道路・移動手段の整備

### 基本的な方針

障害のある人が地域における活動や社会参加において、外出が容易にできる生活環境の整備に努め、障害福祉サービス等の移動支援や交通費助成等の支援により、外出支援や社会参加を促進します。

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の視点から、可能な限り道路環境等の整備に努め、交通事業者等に対しても理解と協力を図ります。

### 現状と課題

- 障害のある人が、安全で自由に行動するためには、道路環境等の整備や移動の支援、交通費の助成などが非常に重要となります。
- 誰もが安全に移動できる生活環境として、葛下川や大和川の河川沿いにおけるハイキングコースやジョギングコースを整備し、階段等の手すりも設置しています。
- 町民の利用頻度の高い地域であるJR王寺駅を中心として、点字ブロック、音声式信号機などを取り付け、障害のある人の安全な移動の確保に努めています。
- 平成19年4月から「王寺町放置自転車等の防止に関する条例」を施行し、警察や関係団体との連携により、啓発活動や取締りに取り組み、安全な歩道空間の確保に努めています。
- JR 畠田駅前広場及びアクセス道路の整備事業に着手しており、障害のある人だけでなく、誰もが利用しやすい道路環境となるよう、整備を進めています。
- 障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の視点から、交通事業者等に対し、障害のある人が利用しやすい環境づくりや利用時における配慮において、理解と協力を得る必要があります。
- 障害福祉サービスにおいて、障害のある人の移動を支援する各種事業を実施しています。
- 障害のある人の外出や社会参加を支援するため、町独自の施策として、町内バス路線における運賃免除やタクシーの基本料金の一部助成を実施しています。
- 障害手帳の交付時における各種の移動支援の制度説明や手続きにより、障害のある人やその家族における外出機会の拡大と負担軽減に努めています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、外出時の主な交通手段について、「自家用車（本人または家族の運転）」を除くと、「徒歩」が高くなっており、「安全な歩行空間の確保」が重要となります。

表 外出時の主な交通手段（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	徒 歩	自 家 用 車 （ 本 人 ま た は 家 族 の 運 転 ）	自 転 車	バ イ ク	車 い す （ 電 動 ま た は 手 動 ）	迎 施 設 や 病 院 等 の 送 り 取 り	路 線 バ ス	電 車	タ ク シ ー	そ の 他	無 回 答
全 体	376 100.0	99 26.3	<b>179</b> <b>47.6</b>	21 5.6	13 3.5	12 3.2	19 5.1	46 12.2	88 23.4	7 1.9	5 1.3	1 0.3
身体障害者手帳	224 100.0	41 18.3	<b>123</b> <b>54.9</b>	8 3.6	8 3.6	12 5.4	11 4.9	27 12.1	41 18.3	5 2.2	1 0.4	-
療育手帳	48 100.0	14 29.2	<b>22</b> <b>45.8</b>	4 8.3	-	2 4.2	3 6.3	4 8.3	16 33.3	1 2.1	1 2.1	-
精神障害者 保健福祉手帳	55 100.0	<b>21</b> <b>38.2</b>	20 36.4	4 7.3	3 5.5	1 1.8	2 3.6	5 9.1	14 25.5	-	1 1.8	-
難病	14 100.0	6 42.9	<b>7</b> <b>50.0</b>	-	-	1 7.1	-	1 7.1	4 28.6	1 7.1	-	-
自立支援医療 （精神通院医療）	75 100.0	<b>28</b> <b>37.3</b>	26 34.7	4 5.3	4 5.3	-	5 6.7	10 13.3	22 29.3	1 1.3	3 4.0	1 1.3
高次脳機能障害	39 100.0	10 25.6	<b>21</b> <b>53.8</b>	1 2.6	1 2.6	-	2 5.1	6 15.4	6 15.4	1 2.6	1 2.6	-
発達障害	16 100.0	9 56.3	<b>10</b> <b>62.5</b>	3 18.8	-	-	-	2 12.5	2 12.5	-	-	-

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「自家用車（本人または家族の運転）」の割合が47.6%で最も高い  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられ、「自家用車（本人または家族の運転）」や「徒歩」「電車」が主な交通手段となっていることがうかがえる

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
生活道路の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用の多い箇所や要望のある箇所では、点検や現状把握に努め、生活道路の安全を確保します。</li> </ul>	建設課
安全な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字ブロックの取り付けや音声式信号機設置の関係機関への要望、王寺町放置自転車等の防止に関する条例の取組などにより、安全な歩行空間を確保します。</li> </ul>	建設課 まちづくり推進課
交通機関の利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事業者と協力しながら駅周辺の整備などを検討し、利用しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>JR 畠田駅前広場及びアクセス道路の整備事業では、誰もが利用しやすい道路環境の整備に取り組みます。</li> </ul>	まちづくり推進課 福祉介護課
障害福祉サービス等の移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスにおける各種の移動支援の事業を推進します。</li> </ul>	福祉介護課
心身障害者無料バス運賃助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>町独自の施策として、身体障害者手帳（1～4級）と療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に、やわらぎの手帳優待乗車証（バス定期券）を交付し、町内バス路線の運賃免除により、外出を支援します。</li> </ul>	福祉介護課
タクシー基本料金助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>町独自の施策として、身体障害者手帳（1・2級）と療育手帳（A）の所持者に交付し、基本料金の一部助成により、外出を支援します。</li> </ul>	福祉介護課
障害手帳による外出支援の周知【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害手帳の取得を条件とする各種の移動の支援制度を周知や推奨により、外出を支援します。</li> </ul>	福祉介護課

### (3) 防災・災害時対策、生活安全対策の強化

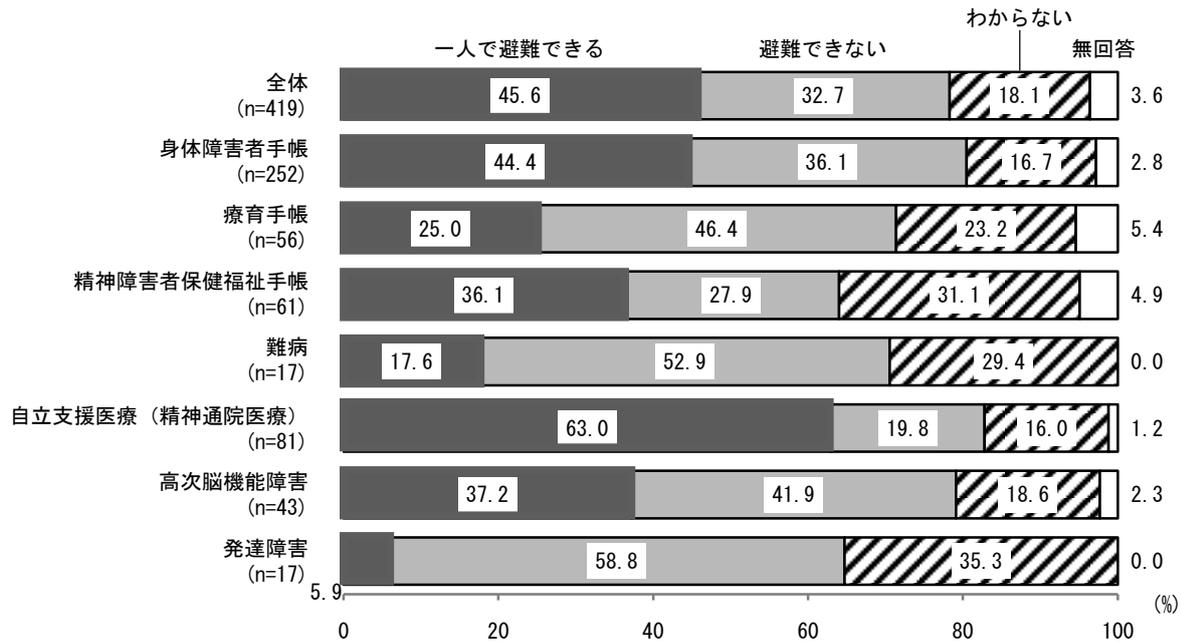
#### 基本的な方針

障害のある人が地域で安全に暮らせるよう、地域全体で防災・生活安全対策に取り組むことが重要であり、災害や犯罪に遭った場合に被害を最小限にとどめることができるよう、さまざまな取組や支援を実施します。

#### 現状と課題

- 障害のある人が地域で安全に暮らせるよう「王寺町地域防災計画」に基づく、平常時からの防災活動や訓練、見守り等の支援体制の構築が重要となります。
- 地域住民の合意に基づき、日常からの防災意識の醸成や防災活動への取組、災害時等の救助・救護・避難活動など、地域住民が連帯感をもって自発的に迅速な活動を行う「自主防災組織」の設立を促進し、運営活動を補助しています。
- 防災訓練や防災フォーラムの実施により、参加関係機関の連携体制を強化し、住民の防災意識を高めるとともに、広報紙や町の公式サイトへの掲載、防災マップの配布などにより、災害時の対応や避難方法、避難所等の情報を周知しています。
- 王寺町安心安全メールにより、防災・防犯に関する情報を配信しています。
- 平常時から自主防災組織や町内自治会に要支援者情報を提供できるよう、障害のある人や一人暮らしの高齢者、要介護者を対象に、同意の確認を行い、避難行動要支援者名簿を作成しています。
- 福祉避難所を整備し、障害のある人が利用できる避難所を確保する必要があります。
- 防災関連施設の整備として、照明灯の設置等を実施しています。また、避難所機能を併せ持つ防災拠点として、「(仮称) 泉の広場防災センター」の整備に取りかかっています。
- 住民の防犯意識を高めるため、広報紙等への掲載などにより、啓発を実施しています。
- 地域防犯活動の支援として、西和警察署と連携したイベント活動や自治会で設置する防犯カメラ設置費用の補助を行っています。
- 関係機関や協力団体と連携し、青色防犯パトロール車による巡回指導を実施しています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、災害などの緊急時の場合、一人で避難できるかについて、「避難できない」または「わからない」が5割以上となっており、平常時からの防災活動や訓練、自治会や民生児童委員との連携による避難体制の構築に取り組む必要があります。また、災害時に困ることについて、「医療的ケアが受けられない(医薬品の入手を含む)」「避難場所の設置(トイレ等)や生活環境が不安」などが3割以上となっており、避難所の充実が求められています。

図 災害などの緊急時の場合、一人で避難できるか(各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者)



資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全体：「一人で避難できる」の割合は45.6%と5割を切っている  
 障害種別：「一人で避難できる」の割合は、自立支援医療（精神通院医療）利用者のみ63.0%と6割を超えているが、その他では5割を切っている

表 災害時に困ること（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全体	医療的ケアが受けられない（医薬品の入手を含む）	補装具や日常生活用具の使用が困難になる（入手が困難になるなど）	救助を求められないこと	どこに避難すればよいかかわからない	迅速に避難できないこと	安全な避難場所がないこと	被害状況、情報入手が困難なこと	避難場所の確保が困難なこと	周囲とのコミュニケーションがとれないこと	生活環境が不安なこと	避難場所の設備が不足すること	介護・介助が必要な人がいないこと	相談できる人がいないこと	その他	特になし	無回答											
全体	419	165	62	45	84	128	60	62	150	50	47	17	39	42	100.0	39.4	14.8	10.7	20.0	30.5	14.3	14.8	35.8	11.9	11.2	4.1	9.3	10.0
身体障害者手帳	252	97	52	20	43	93	30	23	101	38	11	8	27	23	100.0	38.5	20.6	7.9	17.1	36.9	11.9	9.1	40.1	15.1	4.4	3.2	10.7	9.1
療育手帳	56	6	6	14	23	14	10	22	19	4	12	2	5	7	100.0	10.7	10.7	25.0	41.1	25.0	17.9	39.3	33.9	7.1	21.4	3.6	8.9	12.5
精神障害者保健福祉手帳	61	33	4	11	10	11	13	13	15	4	16	3	4	9	100.0	54.1	6.6	18.0	16.4	18.0	21.3	21.3	24.6	6.6	26.2	4.9	6.6	14.8
難病	17	9	2	3	3	8	4	4	7	2	3	-	-	1	100.0	52.9	11.8	17.6	17.6	47.1	23.5	23.5	41.2	11.8	17.6	-	-	5.9
自立支援医療（精神通院医療）	81	50	6	7	15	17	13	13	31	5	17	4	7	5	100.0	61.7	7.4	8.6	18.5	21.0	16.0	16.0	38.3	6.2	21.0	4.9	8.6	6.2
高次脳機能障害	43	13	11	5	9	14	4	6	15	4	1	3	1	4	100.0	30.2	25.6	11.6	20.9	32.6	9.3	14.0	34.9	9.3	2.3	7.0	2.3	9.3
発達障害	17	-	-	4	7	7	4	5	7	-	2	2	1	-	100.0	-	-	23.5	41.2	41.2	23.5	29.4	41.2	-	11.8	11.8	5.9	-

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全体：「医療的ケアが受けられない（医薬品の入手を含む）」の割合が39.4%で最も高い  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、療育手帳所持者、発達障害のある人や子どもでは「どこに避難すればよいかかわからない」、精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院医療）利用者では「相談できる人がいない」の割合が高くなっている

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
自主防災組織の設立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災活動の啓発を随時実施します。</li> <li>設立手続きや組織結成後の活動を支援します。</li> <li>訓練や研修等の活動や運営の費用を補助します。</li> </ul>	総務課
王寺町防災訓練や王寺町防災フォーラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に的確な判断と迅速な行動ができるよう、住民や関係機関、町による防災訓練や防災フォーラムを実施します。</li> </ul>	総務課
防災マップ配布等による避難情報等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災マップの配布や町の公式サイトへの掲載により、避難場所等の防災に関する知識を周知します。</li> </ul>	総務課
王寺町安心安全メールによる防災・防犯情報の配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難防災情報等の防災行政無線で放送した情報を配信します。</li> <li>台風接近時における特別警報等の情報を配信します。</li> <li>王寺町や近隣市町で発生した犯罪情報を配信します。</li> <li>メール登録を推奨する広報を随時掲載します。</li> </ul>	総務課
避難行動要支援者名簿の整備や活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者名簿を整備します。</li> <li>自治会や民生児童委員等と連携し、避難行動要支援者名簿の情報共有を図り、災害時における避難行動の想定や、平常時の見守り活動に活用します。</li> </ul>	総務課 福祉介護課
福祉避難所の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所に指定されている文化福祉センターでは、設備の充実や物資・機材等の備蓄を図ります。</li> <li>障害のある人が必要とする備品（紙おむつ、災害時オストメイトの装具等）や医療品を備蓄します。</li> <li>特別擁護老人ホームや西和養護学校との協定締結を検討し、定員枠や収容可能人数等の把握に努めます。</li> </ul>	総務課 社会福祉協議会 福祉介護課
防災関連施設の整備による防災体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所機能を併せ持った防災拠点として、「(仮称) 泉の広場防災センター」を整備します。</li> </ul>	総務課
防犯意識の啓発促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>西和警察署と連携し、広報紙等への掲載や街頭啓発等を実施します。</li> </ul>	総務課
地域防犯活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>西和警察署と連携し、地域防犯活動の活性化にかかるイベントを実施します。</li> <li>自治会で設置する防犯カメラ設置費用の1/2を補助します。</li> </ul>	総務課
青色防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や協力団体との連携により、青色防犯パトロール車による巡回指導を実施し、安全、安心のまちづくりを推進します。</li> </ul>	生涯学習課

## 基本目標6. 積極的な社会参加の促進

### (1) 就労支援の充実

#### 基本的な方針

障害のある人の自立した生活には、働く場所の確保や障害特性等の理解促進、安定した収入などが必要です。一般就労<sup>\*</sup>の支援では、企業への雇用促進や職場環境における配慮等の啓発を行い、福祉的就労<sup>\*</sup>の支援では、障害福祉サービスによる社会参加や物品等の優先調達等による工賃向上を促進し、県・労働局や西和7町の広域と連動しながら相乗効果を図ります。また、町独自の支援として、障害者雇用に積極的な町内優良企業の広報紙掲載や表彰を行い、町内就労支援事業所等との協働により、障害のある人が地域福祉の担い手や働き手として活躍できる環境や仕組みづくりの導入を検討します。

#### 現状と課題

- 障害のある人の一般就労を促進するため、町として独自に支援策を検討する必要があります。
- 奈良県と奈良労働局が連携して積極的に展開する雇用促進事業やハローワーク（公共職業安定所）が実施する公共職業訓練等の情報提供を行い、西和7町の広域においても、障害者等支援協議会の取組などを通じて、圏域内の雇用事業主に法定雇用率や「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」などを周知し、雇用促進に取り組む必要があります。
- 奈良県の障害者雇用状況では、民間企業の実雇用率は平成28年、29年の2年連続全国1位、雇用率達成企業割合は全国第5位〔奈良県労働局 平成29年12月12日付〕と高い水準になっています。  
また、平成30年4月1日からは精神障害者の雇用義務化や法定雇用率の引き上げ、対象事業所の範囲変更が予定されており、周知や広報に努める必要があります。
- 障害のある人の障害者就労施設等における福祉的就労や一般就労への移行に向けた支援など、障害福祉サービスにおける各種就労支援事業〔就労移行支援事業、就労継続支援事業A型、就労継続支援事業B型、就労定着支援〕を推進するとともに、確実に履行する必要があります。
- 特別支援学校等に通う生徒の卒業に伴う進路指導では、学校関係者や障害者就業・生活支援センター<sup>\*</sup>、委託相談事業所、就労サービス事業所等との連携により、体験実習から職場定着までの一貫した支援を行っています。
- 特別支援学校等からの要請があれば、図書貸出業務や文化イベント開催準備などの職場体験や職場実習、ボランティアの受け入れを行っています。
- 障害者就労施設等で就労する人の経済的自立を促進するため、「王寺町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、庁内各課に発注を依頼するなど、優先的な物品調達を図り、年度ごとに実績公表と目標額策定を行っています。特に王寺町のマスコットキャラクターである雪丸関連グッズの販売により、実績を伸ばしています。

【障害者就労施設等からの物品等の調達状況】

平成 28 度実績	平成 29 度目標
1, 218, 642 円	1, 300, 000 円

- 町の公共施設における福祉事業所のオープンカフェの運営支援では、機材等の備品を補助し、雇用機会だけでなく、施設の賑わいや地域住民との交流、地域の活性化を創出しています。
- 役場庁舎において、町内や近隣の福祉事業所が開催する毎月定例の生産品販売会や、町内福祉作業所への資源ごみの回収委託を通じて、収益増加や工賃向上を支援しています。
- 就労支援の取組として、障害のある人も地域福祉の担い手や働き手として活躍できる環境や仕組みづくりを実現するため、町内就労事業所等と協働し、介護保険サービスにおける総合事業等を参考に検討する必要があります。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、障害者の就労支援に必要だと思うことについて、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が4割以上となっており、職場環境における理解促進を図る必要があります。また、町民（18歳以上の無作為抽出）では、障害のある人にとって暮らしやすいまちをつくるために重要だと思う活動について、「障害のある人の働く場の確保」が4割以上となっており、就労支援や雇用促進の取組が求められています。

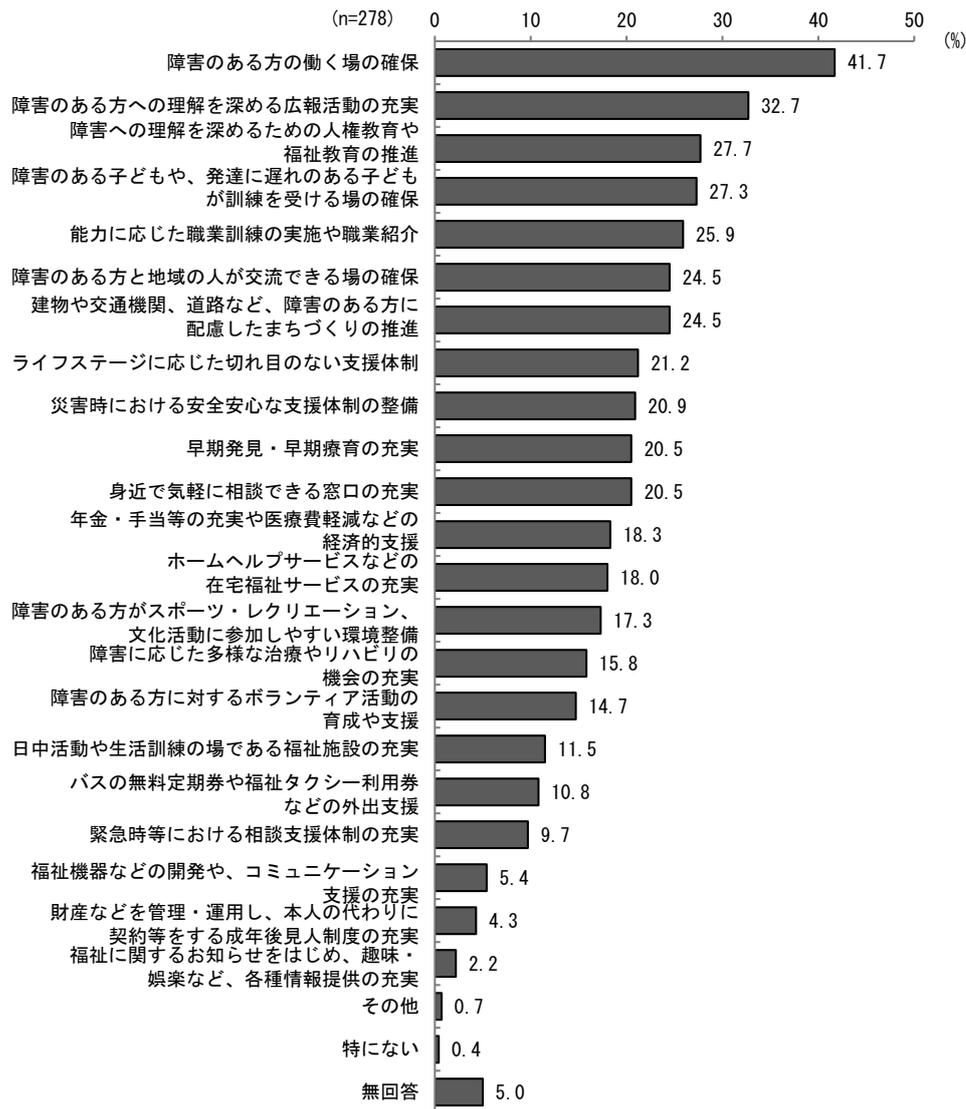
表 障害者の就労支援に必要だと思うこと（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	通 勤 手 段 の 確 保	慮 ア フ リ ー 等 の 配 バ	リ 勤 務 場 所 に よ る 配 バ	日 数 等 の 配 慮	短 時 間 勤 務 や 勤 務	在 宅 勤 務 の 拡 充	に 職 場 の 上 司 や 同 僚 の 理 解 が あ る こ と	に 職 場 の 上 司 や 同 僚 の 理 解 が あ る こ と （ 障 害 者 の 雇 用 の 拡 大 ）	と 等 が 受 け ら れ る こ と	職 場 で 介 助 や 援 助 が 受 け ら れ る こ と	職 場 と 支 援 機 関 の 連 携 （ ジ ョ ブ ブ ロ ウ チ な ど ）	就 労 後 の フ ォ ロ ウ ア ッ プ （ 職 場 と 支 援 機 関 の 連 携 ）	の た め の 取 組 み	就 労 訓 練 （ 能 力 向 上 ）	支 援 （ 支 援 ）	場 外 で の 相 談 対 応	仕 事 に つ い て の 職 場 の 理 解 、 協 力	ご 家 族 の 理 解 、 協 力	町 内 の 就 業 先	そ の 他	無 回 答
全 体	419 100.0	116 27.7	77 18.4	119 28.4	83 19.8	175 41.8	133 31.7	69 16.5	102 24.3	53 12.6	83 19.8	97 23.2	69 16.5	28 6.7	88 21.0							
身体障害者手帳	252 100.0	71 28.2	58 23.0	61 24.2	53 21.0	84 33.3	67 26.6	38 15.1	42 16.7	21 8.3	32 12.7	48 19.0	35 13.9	15 6.0	65 25.8							
療育手帳	56 100.0	9 16.1	2 3.6	9 16.1	3 5.4	28 50.0	28 50.0	8 14.3	22 39.3	10 17.9	17 30.4	13 23.2	15 26.8	4 7.1	9 16.1							
精神障害者 保健福祉手帳 難病	61 17 100.0	17 6 35.3	4 5 29.4	22 1 5.9	11 4 23.5	31 5 29.4	18 1 5.9	12 4 23.5	21 3 17.6	10 - -	13 3 17.6	14 4 23.5	11 2 11.8	6 - -	13 5 29.4							
自立支援医療 （精神通院医療）	81 100.0	23 28.4	15 18.5	39 48.1	21 25.9	49 60.5	29 35.8	19 23.5	32 39.5	15 18.5	27 33.3	28 34.6	15 18.5	4 4.9	10 12.3							
高次脳機能障害	43 100.0	9 20.9	7 16.3	9 20.9	7 16.3	10 23.3	4 9.3	2 4.7	5 11.6	3 7.0	4 9.3	6 14.0	1 2.3	4 9.3	17 39.5							
発達障害	17 100.0	7 41.2	- -	8 47.1	1 5.9	12 70.6	8 47.1	3 17.6	9 52.9	6 35.3	9 52.9	3 17.6	4 23.5	2 11.8	- -							

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が41.8%で最も高い  
 障害種別：全体同様「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が高く、難病の人  
 では「通勤手段の確保」の割合が最も高くなっている

図 障害のある人にとって暮らしやすいまちをつくるために重要だと思う活動(町民(18歳以上の無作為抽出))



資料：障害者施策に関するアンケート調査（町民(18歳以上の無作為抽出)）

町民：「障害のある人の働く場の確保」の割合が41.7%で最も高い

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
障害者雇用における町内優良企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用に積極的な町内優良企業の広報紙掲載や表彰を通じて、一般就労の促進を図ります。</li> </ul>	福祉介護課
広域における就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県や奈良労働局の雇用促進事業と連動し、情報提供を行います。</li> <li>・西和7町の広域等で雇用促進の周知等の取組を実施します。</li> </ul>	福祉介護課
障害者雇用に関する情報提供や啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用法定率に関する情報提供や啓発を行います。</li> <li>・企業に対する障害特性等の啓発を行い、理解促進を図ります。</li> </ul>	福祉介護課
障害福祉サービス等の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等における各種就労支援事業を実施します。</li> </ul>	福祉介護課
進路指導等の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校等や障害者就業・生活支援センター等と連携し、卒業予定の生徒に応じた進路指導等の就労支援を行います。</li> </ul>	福祉介護課
障害のある児童生徒の職場体験・職場実習等の受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校等からの要請により、職場体験や職場実習等の受入を実施します。</li> </ul>	文化交流課 福祉介護課
障害者就労施設等からの物品調達の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「王寺町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき優先的な物品購入により収益増加や工賃向上を支援します。（雪丸グッズ販売や福祉事業所の生産品等）</li> </ul>	福祉介護課 （全部署）
福祉事業所のカフェ運営支援を通じた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の公共施設における福祉事業所のオープンカフェの運営支援や広報等を行います。 （雪丸カフェ ポエム）</li> </ul>	地域交流課 福祉介護課
福祉事業所の役場庁舎内の販売会等を通じた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎における福祉事業所の販売会や資源ごみの回収委託を通じて、収益増加や工賃向上を支援します。</li> </ul>	総務課 住民課 福祉介護課
障害のある人が活躍できる環境づくり【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内就労支援事業所等と協働し、障害のある人も地域福祉の担い手や働き手として活躍できる環境や仕組みづくりをめざして検討します。</li> </ul>	福祉介護課 社会福祉協議会

## (2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

### 基本的な方針

障害のある人が、スポーツ活動やレクリエーション活動に参加する機会を分け隔てなく得られるよう努めるとともに、心身の健康を保持し、仲間や地域の人々との交流で互いに理解を深め合うことができる体制づくりを推進します。

### 現状と課題

- 障害のある人へのスポーツ活動の参加を促進するため、町内に限らず県内も含め、広くスポーツイベントの開催情報や各種施設情報を、広報紙や町の公式サイトなどに掲載する必要があります。
- 障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種スポーツ施設では、障害のある人に配慮した整備を進める必要があります。
- 王寺アリーナのトレーニングルームでは、障害のある人や高齢者、女性などの筋力が弱い人でも安全に利用することができるトレーニング機器を導入しており、気軽に利用できる環境を整備しています。
- 新たに建設される「(仮称) 泉の広場防災センター」の体育館施設では、バリアフリー化により、障害のある人に配慮した設備になっています。
- 障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に参加したいという希望を持つだけでなく、参加へと結びつけるためには、ボランティアの存在や支援が重要となります。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、今後、参加したい活動について、「参加したいとは思わない」が4割以上と高く、「文化・スポーツ活動」は低い割合となっており、今後における参加促進の取組が必要となっています。

表 今後、参加したい活動について（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	動 文 化 ・ ス ポ ー ツ 活 動	等 セ ミ ナ ー 学 習 活 動 ・ 講 演 会	会 障 害 者 団 体 の 集 会	自 治 会 活 動 や 祭 り な ど の 地 域 の 行 事	ル 趣 味 な ど の サ ー ク ル 活 動	先 通 園 ・ 通 所 ・ 通 学 の 行 事	ア 福 祉 ・ ボ ラ ン テ ィ 活 動	そ の 他	参 加 し た い と は 思 わ な い と は	無 回 答
全 体	419 100.0	67 16.0	52 12.4	32 7.6	94 22.4	86 20.5	50 11.9	33 7.9	19 4.5	170 40.6	20 4.8
身体障害者手帳	252 100.0	40 15.9	36 14.3	21 8.3	60 23.8	59 23.4	18 7.1	25 9.9	11 4.4	101 40.1	9 3.6
療育手帳	56 100.0	6 10.7	1 1.8	4 7.1	10 17.9	8 14.3	16 28.6	1 1.8	5.4	17 30.4	5 8.9
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	15 24.6	7 11.5	10 16.4	13 21.3	11 18.0	6 9.8	5 8.2	4 6.6	30 49.2	2 3.3
難病	17 100.0	- -	1 5.9	1 5.9	3 17.6	3 17.6	1 5.9	2 11.8	4 23.5	7 41.2	1 5.9
自立支援医療 (精神通院医療)	81 100.0	14 17.3	13 16.0	11 13.6	18 22.2	15 18.5	11 13.6	5 6.2	4 4.9	36 44.4	3 3.7
高次脳機能障害	43 100.0	1 2.3	3 7.0	1 2.3	7 16.3	11 25.6	1 2.3	3 7.0	3 7.0	21 48.8	2 4.7
発達障害	17 100.0	3 17.6	- -	- -	7 41.2	2 11.8	13 76.5	1 5.9	- -	2 11.8	1 5.9

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「参加したいとは思わない」の割合が40.6%で最も高い  
 障害種別：全体同様「参加したいとは思わない」の割合が高く、参加したい具体的活動も「自治会活動や祭りなどの地域の行事」や「趣味などのサークル活動」の割合が高いが、発達障害のある人や子どもでは、「通園・通所・通学先の行事」の割合が最も高くなっている

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
スポーツ・レクリエーション情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツイベントやレクリエーションの開催情報や各種施設情報を、広報紙等に掲載し、スポーツ活動等への参加を促進します。</li> <li>・奈良県や奈良県障害者スポーツ協会の主催する障害者スポーツ大会の開催情報を広報紙等に掲載し、参加を促進します。</li> </ul>	生涯学習課 福祉介護課
スポーツ・レクリエーション施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種スポーツ施設において、障害のある人に配慮した設備の整備を行います。</li> <li>・障害のある人や高齢者、女性など筋力が弱い人に配慮したスポーツ機器の整備を行います。</li> <li>・避難所機能を併せ持つ防災拠点であり、生涯学習の拠点として体育館施設を備える「(仮称) 泉の広場防災センター」を整備します。</li> </ul>	生涯学習課
ボランティアの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・レクリエーション活動に参加したいという希望を持つ障害のある人を、参加へと結びつけていくため、ボランティアの参加を呼びかけます。</li> </ul>	社会福祉協議会



### (3) 文化・芸術活動の振興

#### 基本的な方針

障害のある人が、文化活動、芸術活動に参加し、楽しみながら様々な技術を修得し、それらの成果をたくさんの人に知ってもらうことによって、生活に生きがいと潤いをもたらすことができる環境づくりを推進します。

#### 現状と課題

- 障害のある人の文化・芸術活動の参加を促進するため、町内に限らず県内も含め、広く文化・芸術イベントの開催情報や各種文化活動の情報を、広報紙等に掲載する必要があります。
- 障害のある人が利用しやすいよう、町内の各文化関連施設では、障害のある人に配慮した整備を行っており、各種のサークルが自主的な活動を展開しています。
- 新たに建設される「(仮称) 泉の広場防災センター」は、生涯学習の拠点として、音響設備を備えた多目的室やホール、ギャラリースペースを備え、バリアフリー化により、障害のある人に配慮した設備になっています。
- 「福祉まつり」や「文化祭」等のイベントでは、町内の障害福祉サービス事業所に通う障害のある人の活動成果を発表する機会を確保し、地域住民との交流や理解を深めています。
- 奈良県では、平成 29 年度に全国で初めて「国民文化祭」と「全国障害者芸術・文化祭」を一体開催し、障害のある人とない人が共にステージを作り上げる交流イベントなども実施されており、障害のある人を取り巻く文化・芸術事業の今後における発展が期待されます。
- 障害のある人が文化・芸術活動に参加したいという希望を持つだけでなく、参加へと結びつけるためには、ボランティアの存在や支援が重要となります。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、今後、参加したい活動について、「参加したいとは思わない」が4割以上と高く、「文化・スポーツ活動」は低い割合となっており、今後における参加促進の取組が必要となっています。【再掲】

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
文化・芸術イベント情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・芸術イベントの開催情報や各種文化教室、サークル活動等の情報を、広報紙等に掲載し、文化・芸術活動への参加を促進します。</li> <li>奈良県が主催する文化・芸術イベントの開催情報を広報紙等に掲載し、参加を促進します。</li> </ul>	文化交流課 福祉介護課
文化施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の文化・芸術活動への参加や参画を進めるため、町内の各文化関連施設において、障害のある人に配慮した設備の整備を行います。</li> <li>避難所機能を併せ持つ防災拠点であり、生涯学習の拠点として、音響設備を備えた多目的室やホール、ギャラリースペースを備える「(仮称) 泉の広場防災センター」を整備します。</li> </ul>	文化交流課
文化・芸術イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉まつり」や「文化祭」等のイベントでは、町内の障害福祉サービス事業所に通う障害のある人の活動成果を発表する機会の確保に努めます。</li> <li>「福祉まつり」の開催では、企画・準備段階から障害のある人や障害のある人に関わる団体等に参画を呼びかけ、意見を取り入れるなどの工夫・改善を行います。【再掲】</li> </ul>	社会福祉協議会 文化交流課
ボランティアの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・芸術活動に参加したいという希望を持つ障害のある人を、参加へと結びつけていくため、ボランティアの参加を呼びかけます。</li> </ul>	社会福祉協議会

## 基本目標7. 情報提供の充実

---

### (1) 情報バリアフリー化の推進

#### 基本的な方針

障害のある人が可能な限り、自ら情報を取得し利用できるよう、広報紙や町の公式サイト等の様々な手段で、見やすく分かりやすい情報提供を行います。

#### 現状と課題

- 情報通信技術の急速な進展により、情報入手やコミュニケーションの形態・手段も多種多様なものへと変化している一方で、障害の内容によっては対応できず、利用が制限されている場合もあるため、情報提供のあり方を検討する必要があります。
- 障害のある人への情報の提供手段として、広報紙（「王伸」、「かわら版おうじ」）や町の公式サイト及び暮らしの便利帳への掲載、冊子・パンフレット配置、ポスター掲示などにより、行政サービスや障害福祉に関する情報提供を行っています。
- 町の公式ホームページでは、より見やすく簡単に検索できるよう、平成29年2月末に全面リニューアルを行っています。
- 町立図書館では、視覚障害のある人を対象とした点字新聞や県民だより点字版、拡大読書器などを配置しています。
- アンケート結果：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、障害のことや福祉サービスなどの情報の入手先について、「行政機関の広報紙やパンフレット」や「ご家族や親戚、友人・知人」が3割程度ある一方で、「町のホームページ」は1割以下で広報紙の3分の1以下となっており、町の公式サイトにおける障害福祉情報の充実を図る必要があります。また、今後充実してほしい情報について、「福祉サービスの内容や利用方法など」が4割程度となっており、福祉サービスの内容や利用方法などの情報提供を充実させる必要があります。

表 障害のことや福祉サービスなどの情報の入手先（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	新 聞、 雑 誌 等 の ニ ュ ー ス	テ レ ビ や ラ ジ オ の ニ ュ ー ス	行 政 機 関 の 広 報 紙 や パ ン フ レ ッ ト	ご 家 族 や 親 戚 、 友 人 ・ 知 人	町 の ホ ー ム ペ ー ジ	ベ ー ジ や イ ン タ ー ネ ッ ト	町 外 の ホ ー ム タ ー ム	所 や 施 設 職 員 の 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	会 （ 団 体 の 機 関 誌 な ど）	障 害 者 団 体 や 家 族
全 体	419 100.0	86 20.5	95 22.7	116 27.7	115 27.4	37 8.8	36 8.6	46 11.0	13 3.1		
身体障害者手帳	252 100.0	62 24.6	66 26.2	87 34.5	68 27.0	29 11.5	16 6.3	24 9.5	8 3.2		
療育手帳	56 100.0	5 8.9	10 17.9	5 8.9	17 30.4	-	4 7.1	11 19.6	3 5.4		
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	13 21.3	13 21.3	13 21.3	21 34.4	4 6.6	6 9.8	10 16.4	3 4.9		
難病	17 100.0	8 47.1	4 23.5	6 35.3	4 23.5	2 11.8	2 11.8	1 5.9	-		
自立支援医療 （精神通院医療）	81 100.0	10 12.3	11 13.6	18 22.2	19 23.5	5 6.2	14 17.3	10 12.3	3 3.7		
高次脳機能障害	43 100.0	10 23.3	12 27.9	11 25.6	14 32.6	2 4.7	1 2.3	6 14.0	3 7.0		
発達障害	17 100.0	3 17.6	5 29.4	1 5.9	6 35.3	1 5.9	2 11.8	5 29.4	1 5.9		

	や か か り つ け の 医 師 や 看 護 師	ケ ア マ ネ ジ ヤ ー	カ ー や 介 護 保 険 の フ ロ ー	病 院 の ケ ー ス ワ ー	員 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	の 所 、 幼 稚 園 、 学 校	通 所 施 設 や 保 育 所	口 の 相 談 民 間 支 援 の 事 業 所 な ど	口 の 相 談 民 間 支 援 の 事 業 所 な ど	行 政 機 関 の 相 談 窓	そ の 他	い た り 入 手 し て い な い	無 回 答
全 体	73 17.4	38 9.1	6 1.4	13 3.1	9 2.1	22 5.3	14 3.3	65 15.5	18 4.3				
身体障害者手帳	38 15.1	25 9.9	4 1.6	4 1.6	3 1.2	15 6.0	6 2.4	35 13.9	9 3.6				
療育手帳	2 3.6	-	1 1.8	6 10.7	2 3.6	1 1.8	4 7.1	13 23.2	5 8.9				
精神障害者 保健福祉手帳	16 26.2	5 8.2	-	2 3.3	5 8.2	3 4.9	3 4.9	6 9.8	3 4.9				
難病	3 17.6	1 5.9	-	1 5.9	2 11.8	-	1 5.9	1 5.9	-				
自立支援医療 （精神通院医療）	29 35.8	9 11.1	-	1 1.2	4 4.9	4 4.9	5 6.2	12 14.8	1 1.2				
高次脳機能障害	11 25.6	3 7.0	2 4.7	-	-	4 9.3	1 2.3	3 7.0	2 4.7				
発達障害	2 11.8	-	-	2 11.8	2 11.8	-	1 5.9	4 23.5	-				

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「行政機関の広報紙やパンフレット」の割合が27.7%で最も高い  
 障害種別：「ご家族や親戚、友人・知人」の割合は、すべての障害種別で高くなっているが、  
 「新聞、雑誌等のニュース」「福祉サービス事業所や施設職員」「かかりつけの医  
 師や看護師」の割合が高い障害種別もある

表 今後充実してほしい情報（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	容 福 社 サ ー ビ ス の 内 容 や 利 用 方 法 な ど	な で 困 ら な い 機 関 や 場 所 が あ る こ と	困 り を 解 決 す る こ と	提 供 窓 口 な ど	就 学 の 相 談 や 情 報	ど 病 院 や 医 療 制 度 な ど	提 供 す る 事 業 所 な ど	福 祉 サ ー ビ ス を 提 供 す る 機 関 な ど	地 域 で 行 わ れ る 活 動 な ど	社 会 情 勢 や 福 祉 制 度 の 変 化 な ど
全 体	419 100.0	<b>165</b> <b>39.4</b>	150 35.8	19 4.5	104 24.8	54 12.9	16 3.8	43 10.3			
身体障害者手帳	252 100.0	<b>112</b> <b>44.4</b>	86 34.1	4 1.6	63 25.0	37 14.7	12 4.8	29 11.5			
療育手帳	56 100.0	<b>19</b> <b>33.9</b>	14 25.0	10 17.9	7 12.5	9 16.1	3 5.4	4 7.1			
精神障害者 保健福祉手帳 難病	61 100.0	22 36.1	<b>27</b> <b>44.3</b>	2 3.3	17 27.9	5 8.2	1 1.6	6 9.8			
自立支援医療 (精神通院医療)	17 100.0	7 41.2	<b>9</b> <b>52.9</b>	1 5.9	7 41.2	4 23.5	-	4 -			23.5
高次脳機能障害	81 100.0	28 34.6	<b>38</b> <b>46.9</b>	1 1.2	30 37.0	6 7.4	1 1.2	9 11.1			
発達障害	43 100.0	<b>22</b> <b>51.2</b>	17 39.5	-	9 20.9	8 18.6	2 4.7	7 16.3			
	17 100.0	8 47.1	<b>11</b> <b>64.7</b>	6 35.3	3 17.6	2 11.8	-	3 -			17.6

	な 災 害 時 の 避 難 情 報	提 供 窓 口 な ど の 相 談 や 情 報	な ど の 余 暇 活 動 や レ ジャー ナル	ボ ラ ン テ ィ ア 団 体	そ の 他	わ か ら な い	特 に な い	無 回 答
全 体	62 14.8	38 9.1	10 2.4	7 1.7	6 1.4	23 5.5	55 13.1	30 7.2
身体障害者手帳	45 17.9	7 2.8	4 1.6	4 1.6	4 1.6	11 4.4	40 15.9	14 5.6
療育手帳	5 8.9	10 17.9	4 7.1	2 3.6	1 1.8	4 7.1	7 12.5	6 10.7
精神障害者 保健福祉手帳 難病	10 16.4	11 18.0	-	1 1.6	1 1.6	4 6.6	5 8.2	4 6.6
自立支援医療 (精神通院医療)	2 11.8	3 17.6	-	1 5.9	-	-	-	2 11.8
高次脳機能障害	8 9.9	17 21.0	2 2.5	1 1.2	-	5 6.2	8 9.9	3 3.7
発達障害	5 11.6	1 2.3	1 2.3	-	2 4.7	3 7.0	3 7.0	2 4.7
	2 11.8	3 17.6	-	1 5.9	-	1 5.9	-	1 5.9

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「福祉サービスの内容や利用方法など」の割合が39.4%で最も高い  
 障害種別：概ね全体と同様の傾向がみられるが、療育手帳所持者では「就学の相談や情報提供窓口など」や「就職の相談や情報提供窓口など」、発達障害のある人や子どもでは「就学の相談や情報提供窓口など」の割合が高くなっている

【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
多様な手段による 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報紙や町の公式サイト等において、行政サービスや障害福祉に関する情報、イベント情報、啓発等を掲載し、障害のある人やその家族が適切に情報を取得できるよう、見やすく分かりやすい情報提供に努めます。</li> <li>• 町の公式サイトでは、国や県の情報源とのリンクにより情報量を充実します。【再掲】</li> <li>• 町立図書館において、視覚障害のある人を対象に、点字新聞や県民だより点字版、拡大読書器などを配置し、情報提供に努めます。</li> <li>• 障害のある人に対する「合理的配慮の提供」に努め、障害のある人からの情報提供の要望に対し、柔軟に対応します。</li> </ul>	政策推進課 福祉介護課 文化交流課
障害手帳交付時の 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害手帳交付時に各種支援制度や申請手続きなどの説明を行い、利用推奨と支援拡大を促進します。</li> </ul>	福祉介護課

## (2) コミュニケーション支援体制の充実

### 基本的な方針

障害のある人が自立した生活や社会参加において、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、コミュニケーションの支援を促進します。

### 現状と課題

- 町主催の行事等では、障害のある人にも内容が十分に伝わるよう手話通訳や要約筆記の派遣を行っています。
- 障害のある人に対する「合理的配慮の提供」の視点から、各種イベントにおける手話通訳や要約筆記等の配慮を推進する必要があります。
- 「障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等（地域生活支援事業）における各種支援事業を推進する必要があります。
- 手話奉仕員養成講座の実施により、支援活動の担い手と住民意識の拡大を図っています。
- 手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語条例の制定や連動した福祉教育などにより、手話に対する理解の促進と普及に向けて取り組む必要があります。
- 県や県障害者支援センターが実施するコミュニケーション支援の各種事業の周知を図る必要があります。
- 情報通信技術(ICT)の普及に伴い、コミュニケーションツールの開発や利用の増加が見込まれます。
- アンケート：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者では、障害のある人の情報収集やコミュニケーションで必要なことについて、「障害のある人の立場に立った相談支援体制の整備」が4割以上となっており、障害のある人に応じた支援や取組を推進する必要があります。

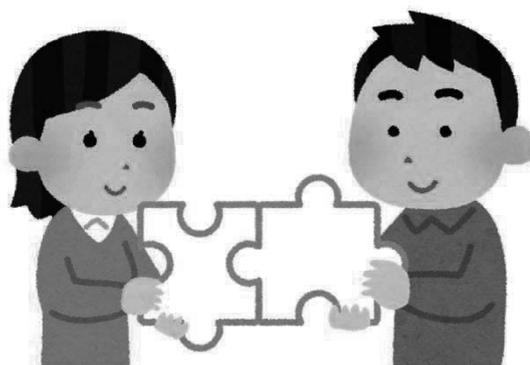
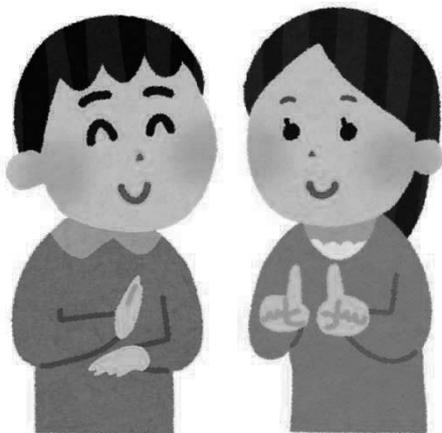


表 障害のある人の情報収集やコミュニケーションにおいて必要なこと（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

	全 体	イン ター ネッ トや アプ リケ ーシ ョン など 、個 々の 障 害 に 応 じ た 情 報 提 供	障 害 の あ る 人 の 立 場 に 立 っ た 相 談 支 援 体 制 の 整 備	障 害 の あ る 人 の 立 場 に 立 っ た 相 談 支 援 の 充 実	手 話 通 訳 者 、 要 約 筆 記 の 派 遣 な ど 、 コ ミ ュ ニ ケー シ ョン	そ の 他	特 に 必 要 な い	無 回 答
全 体	419 100.0	71 16.9	<b>193</b> <b>46.1</b>	13 3.1	9 2.1	86 20.5	47 11.2	
身体障害者手帳	252 100.0	43 17.1	<b>114</b> <b>45.2</b>	6 2.4	2 0.8	57 22.6	30 11.9	
療育手帳	56 100.0	4 7.1	<b>27</b> <b>48.2</b>	2 3.6	3 5.4	12 21.4	8 14.3	
精神障害者 保健福祉手帳	61 100.0	11 18.0	<b>31</b> <b>50.8</b>	1 1.6	2 3.3	8 13.1	8 13.1	
難病	17 100.0	2 11.8	<b>8</b> <b>47.1</b>	1 5.9	-	-	6 35.3	
自立支援医療 (精神通院医療)	81 100.0	17 21.0	<b>38</b> <b>46.9</b>	5 6.2	4 4.9	14 17.3	3 3.7	
高次脳機能障害	43 100.0	4 9.3	<b>20</b> <b>46.5</b>	1 2.3	1 2.3	9 20.9	8 18.6	
発達障害	17 100.0	5 29.4	<b>9</b> <b>52.9</b>	1 5.9	-	1 5.9	1 5.9	

資料：障害者施策に関するアンケート調査（各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス等利用者）

全 体：「障害のある人の立場に立った相談支援体制の整備」の割合が46.1%で最も高い  
 障害種別：全体同様「障害のある人の立場に立った相談支援体制の整備」の割合が最も高くなっている



【具体的な取組】

取組	具体的な内容	担当課
町主催行事等における手話通訳及び要約筆記の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町主催行事等では、障害のある人にも内容が十分に伝わるよう手話通訳、要約筆記等を派遣します。</li> <li>・障害のある人に対する「合理的配慮の提供」の視点から、各種イベントにおける手話通訳や要約筆記等の配慮に対し、担当部署への周知や確認を行います。【再掲】</li> </ul>	福祉介護課
障害福祉サービス等のコミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等（地域生活支援事業）における各種支援事業を実施します。</li> <li>◇意思疎通支援事業 （手話通訳者*・要約筆記者の派遣）</li> <li>◇日常生活用具給付等事業 （コミュニケーション支援機器の給付や貸与） など</li> </ul>	福祉介護課
手話奉仕員養成等事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等（地域生活支援事業）の手話奉仕員養成等事業を実施します。</li> <li>・手話奉仕員養成講座の実施により、支援活動の担い手と住民意識のさらなる拡大をめざします。【再掲】</li> </ul>	社会福祉協議会 福祉介護課
手話言語条例制定の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進と普及に向けて取り組みます。</li> <li>◇手話言語条例の制定</li> <li>◇手話言語条例と連動し、福祉教育などの取組を検討します。</li> </ul>	福祉介護課
県等のコミュニケーション支援事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や県障害者支援センターが実施するコミュニケーション支援の各種事業の周知を図ります。</li> <li>◇県 中途失明者等生活訓練事業、身体障害者補助犬の貸与</li> <li>◇県聴覚障害者支援センター 手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員に関する派遣及び養成事業、録画物製作・貸出事業</li> <li>◇県視覚障害者福祉センター 点訳・音訳奉仕員の養成・指導、点訳・音訳図書製作・貸出事業、対面読書サービス など</li> </ul>	福祉介護課
コミュニケーションツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションツール（タブレット端末等）を活用した新たな支援を検討します。</li> </ul>	福祉介護課
ふるさと納税を活用した補助犬支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者補助犬制度の普及促進を図り、ふるさと納税を活用した補助犬支援の仕組みづくりを検討します。</li> </ul>	政策推進課

## 第5章 障害福祉サービス提供の見込み量等

障害のある人等の自立支援や地域共生社会の実現に向け、課題となる「入所施設から地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行」などを促進するため、国の基本指針に基づき、これまでの実績や地域の実情に応じて、成果目標を設定します。

今回より新たに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と「障害児支援の提供体制の整備」が加わりました。

また、国が設定する成果目標を踏まえ、その目標を達成するための活動指標として、これまでの実績や直近の利用状況を基に、各サービスの見込量やその確保のための方策を設定します。

### 1. 障害福祉計画（第5期）の策定に向けた国の基本指針

国による「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」（平成29年1月6日）に基づき、本町の最新の障害福祉サービスの状況を反映した適切な目標設定が必要となります。

主なポイントは、次のとおりです。

#### ○地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

#### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（広域設置も可）。

#### ○障害児支援の提供体制の計画的な整備

##### ①地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センター（児童福祉法）の専門機能を強化し、地域における中核的な支援施設として位置づける

##### ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

##### ③地域社会への参加・包容の推進

##### ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障害児
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害\*や高次脳機能障害を有する障害児
- ・虐待を受けた障害児

##### ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

## 2. 国の基本指針に基づく成果目標

### (1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

#### ①現状と実績

第4期計画では、福祉施設の入所者数においては、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から、4%以上減少することを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定することとなっていました。また地域移行者数については、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定することとなっていました。

本町においては福祉施設の入所者数の目標値を、平成29年度末の入所者数が19人、地域移行者数の目標値については、平成25年度末から平成29年度末にかけて3人、と設定していました。

それぞれの目標に対して、福祉施設の入所者数の目標値は達成できる見込みであり、地域移行者数については達成している状況です。

#### ◎施設入所者数の実績（第4期計画）

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込	平成29年度末の目標 《達成見込》
入所者数		20人	21人	21人	20人	19人	19人
増減事由	増 新規入所	2人	1人	1人	—	—	—
	減 死亡による退所	△1人	—	—	—	—	—
	減 その他退所	△2人	—	△1人	△1人	—	—
	減 地域移行による退所	△2人	—	—	—	△1人	—

\* 目標の基準となる平成25年度末時点の施設入所者数は、20人となっています。

\* 平成29年度末時点の施設入所者数の目標は、地域移行者や新たな施設入所者の人数を加味し、平成25年度末時点の入所者数から1人の削減を見込んでいました。

\* 増減事由における「その他退所」は病院や介護保険施設を示します。

#### ◎地域生活移行人数の実績（第4期計画）

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込	平成29年度末の目標 《達成》
地域生活への移行した人数		3人	—	—	—	1人	—
内訳	居宅等への移行	1人	—	—	—	—	—
	グループホーム等への移行	2人	—	—	—	1人	—
平成25年度以降の累積人数		3人	—	—	—	4人	4人

\* 平成29年度末の地域移行者数の目標は、平成25年度末時点の入所者数から3人の移行を見込んでいました。

\* 平成25年度のグループホーム等への移行人数には、更正施設からの移行人数1名を含んでいます。

\* 平成26年度実績見込の移行人数1名を合算すると、第3期計画目標の8名に達します。

## ②第5期計画の成果目標の設定

第5期計画の福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき平成32年度における成果目標を以下のように設定します。

【国の目標値】	
①施設入所者の地域移行：平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行	
②施設入所者数の削減：平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減	
（※新たな施設入所者の人数を加味した上での削減人数）	

項目	第5期目標値	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	20人	平成28年度末時点の入所者
目標年度入所者数(B)	19人	平成32年度末時点の入所者数の見込み(※)
①【目標値】 地域生活移行人数(C)	2人	平成28年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	10.0%	移行割合(C/A)
②【目標値】 削減見込み(率)	1人	平成28年度末時点から平成32年度末までの施設入所者の削減数(A-B)
	5.0%	削減割合(A-B/A)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

### ①第5期計画の成果目標の設定

本計画より新たに設定される精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき、平成32年度における成果目標を以下のように設定します。

### 第5期計画の成果目標の設定

【国の目標値】	
●協議の場の設置：圏域または市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する	

王寺町第5期 成果目標	県及び保健所等と協議・連携を行いながら設置体制の整備を進める
----------------	--------------------------------

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### ①現状と実績

第4期計画より、新たに地域生活支援拠点等の整備が成果目標として定められ、西和7町の広域等において、その機能や役割、また先進地事例等の研究を行い、既存の資源活用や新規事業としての立ち上げなど、あらゆる整備方策の検討を進めてきました。

#### ◎地域生活支援拠点等の整備状況（第4期計画）

項目	数値	備考
平成29年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数	—	平成32年度末までの目標達成に延期となり、圏域での整備を目指して西和7町障害者等支援協議会等で継続協議中

#### ②第5期計画の成果目標の設定

地域生活支援拠点等の整備については、国が定める基本指針に基づき平成32年度における成果目標を以下のように設定します。

#### 第5期計画の成果目標の設定

【国の目標値】 ●障害者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備
--

王寺町第5期 成果目標	西和7町障害者等支援協議会等で協議を継続し、平成32年度末までに西和7町圏域内において、面的整備*を行う
----------------	--

\* 面的整備：地域において各事業所で機能を分担して整備する方式で、福祉施設や病院からの地域移行、親元からの自立や親亡き後を見据えた支援や体験利用、緊急時の受け入れ等を想定。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

##### ①現状と実績

第4期計画では、平成29年度の年間一般就労移行者数の目標値を、平成24年度の一般就労への移行者数の2倍以上とし、また平成29年度の就労移行支援事業利用者数の目標値を、平成25年度末時点の利用者数から6割以上増加することを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定することとなっていました。

本町においては福祉施設から一般就労へ移行した人数の目標値を、平成29年度末の時点で2人、就労移行支援事業の利用者数の目標値については、平成25年度末から平成29年度末にかけて4人、と設定していました。

それぞれの目標に対してはいずれも達成できる見込みです。

なお、就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする成果目標については、町内に就労移行支援事業所がなく、第4期計画期間においても整備予定がないため、設定はしていませんでした。

##### ◎一般就労移行者数の実績（第4期計画）

項 目	平成29年度	平成29年度末の目標 《達成》
平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行した人数（年間）	2人	2人

\* 目標の基準となる平成24年度の年間一般就労移行者数は、1人となっています。

\* 平成29年度末時点の一般就労移行者数の目標は、平成24年度の年間一般就労移行者数の2倍以上となる2人の移行を見込んでいました。

##### ◎就労移行支援事業利用者数の実績（第4期計画）

項 目	平成29年度	平成29年度末の目標 《達成》
平成29年度の就労移行支援事業の利用者数	5人	4人

\* 目標の基準となる平成25年度末時点の就労移行支援事業者数は、2人となっています。

\* 平成29年度の一就労移行支援事業利用者数の目標は、平成25年度末時点の就労移行支援事業者数の1.6倍以上となる4人の移行を見込んでいました。

## ②第5期計画の成果目標の設定

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき平成32年度における成果目標を以下のように設定します。

### 第5期計画の成果目標の設定

<p>【国の目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉施設から一般就労への移行：平成28年度実績の1.5倍以上</li> <li>○就労移行支援利用者数の増加：平成28年度末の実績から2割以上増加</li> <li>○就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上に</li> <li>○就労定着支援による就労定着率：各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%に</li> </ul>
--

#### ア) 一般就労への移行

項目	数値	備考
平成28年度末時点の年間移行者数	3人	
【目標値】平成32年度末時点の年間移行者数	<u>5人</u>	平成28年度末の実績の1.5倍以上の増加

#### イ) 就労移行支援利用者数の増加

項目	数値	備考
平成28年度末利用者	5人	
【目標値】平成32年度末時点の利用者数	<u>6人</u>	平成28年度末の実績から2割以上増加

#### ウ) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

王寺町第5期成果目標	現在、町内に就労移行支援事業所がなく、第5期計画期間においても整備予定がないため、設定はしません
------------	--

#### エ) 就労定着支援による就労定着率【新規】

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
【目標値】年度末時点の定着者数	—	<u>1人</u>	<u>1人</u>	各年度において就労定着支援の開始から1年後の職場定着率 $\geq$ 80%とします
【※活動指標】就労定着支援利用者数	1人	2人	2人	

\* 平成30年度の目標設定は行いません（年度内に1年の経過者がいないため）

## (5) 障害児支援の提供体制の整備【新規】

### ①第5期計画の成果目標の設定

障害児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき平成32年度までにおける成果目標を以下のように設定します。

<p>【国の目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援センターの整備 ：平成32年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置</li> <li>○保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ：平成32年度末までに各市町村において利用できる体制を構築</li> <li>○重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の整備 ：平成32年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置</li> <li>○保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備 ：平成30年度末までに各市町村または各圏域において協議の場を設ける</li> </ul>
--

#### ア) 児童発達支援センターの整備

王寺町第5期 成果目標	西和7町圏域内で1箇所
----------------	-------------

#### イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第5期 目標値	考え方
体制の構築	1箇所	町内に指定事業所あり(1箇所) 提供体制の維持とともに、児童発達支援センターの整備に伴う保育所等訪問支援の機能も合わせて整備する

#### ウ) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	第5期 目標値	考え方
整備箇所数	西和7町 圏域内で 1箇所設置	事前の事業所へのアンケートにより、西和7町内圏域内で2事業所が検討しており、提供体制の整備を図る

#### エ) 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備

項目	第5期 目標値	考え方
整備箇所数	西和7町 圏域内で 1箇所設置	ウ)と同様

#### オ) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

王寺町第5期 成果目標	町内で1箇所
----------------	--------

### 3. 障害福祉サービス等の活動指標

「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

#### (1) 訪問系サービス

##### ① サービスの内容

名称	内容
居宅介護(ホームヘルプサービス)	自宅での食事、入浴、掃除や買い物などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での食事、入浴、トイレなどの介護や、外出時の移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害などにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や、外出時の移動支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害がある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護などを行います。
重度障害者等包括支援	四肢全てに麻痺がある人や寝たきりの人に、必要な複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

##### ◎実績(第4期計画)

(月平均)

サービス名	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
		見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	実績見込値
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	時間	380	339	89.2%	400	314	78.5%	387
	人	21	20	95.2%	22	18	81.8%	21
重度訪問 介護	時間	110	0	0.0%	110	0	0.0%	0
	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0
行動援護	時間	72	58	80.6%	84	78	92.9%	74
	人	6	2	33.3%	7	2	28.6%	2
同行援護	時間	10	4	40.0%	10	8	80.0%	10
	人	2	1	50.0%	2	3	150.0%	3
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	- %	0	0	- %	0
	人	0	0	- %	0	0	- %	0

## ②現状の分析

### 居宅介護（ホームヘルプサービス）

それまでの実績急増を反映しての見込量に対し、実績は下回るものの、利用者数及び利用時間数ともに緩やかな増加傾向です。

### 重度訪問介護

1名分を見込んでいましたが、平成24年度以降より実績はありません。

### 行動援護

それまでの実績急増を反映しての見込量でしたが、利用者減少により実績は下回り、利用時間は微増となっています。

### 同行援護

利用時間数は見込量を下回るものの、利用者数は増加傾向にあります。

### 重度障害者等包括支援

以前より実績はなく、見込量及び実績値も0人で推移しています。

## ◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	時間	400	420	440
	人	21	22	23
重度訪問介護	時間	110	110	110
	人	1	1	1
行動援護	時間	95	95	110
	人	3	3	4
同行援護	時間	15	15	15
	人	4	4	4
重度障害者等包 括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

### ③見込量の考え方

#### 居宅介護（ホームヘルプサービス）

現状の緩やかな増加傾向を反映した見込量となっています。

#### 重度訪問介護

平成 24 年度以降の実績はありませんが、1 名分を見込んでいます。

#### 行動援護

1～2 名の利用者増加を見込んでいます。

#### 同行援護

1 名分の利用者増加を見込んでいます。

#### 重度障害者等包括支援

以前より実績はないため、見込んでいません。

### ④見込量を確保するための方策

#### 居宅介護（ホームヘルプサービス）、行動援護、同行援護

施設や病院から地域生活への移行をさらに推進していく上で、訪問系サービスの果たす役割は非常に重要なものとなっています。第4期計画期間における大幅な増加傾向の見込みと比較し、緩やかな増加傾向になっていますが、これは方策として掲げていた計画相談支援が充実し、サービス等利用計画を通じて、これまでの「サービス量の確保」だけでなく、利用者に応じた「適切なサービス量の提供」が図られたものと推察され、引き続き利用者支援とサービス提供の充実を継続します。

#### 重度訪問介護、重度障害者等包括支援

重度訪問介護と重度障害者等包括支援は、利用実績もなく、提供できるサービス事業所も限られることから、西和7町合同で委託する相談事業所との連携や、西和7町障害者等支援協議会等を通じて、広域における利用者支援とサービス提供の充実を促進します。

## (2) 日中活動系サービス

### ①サービスの内容

名称	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、日中に自宅以外での食事、入浴、トイレなどの介護を行い、創作的活動などの支援を行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就職を希望される人に、事業所や企業での作業や実習など、自分に合った職場探しのための支援を行います。
就労継続支援(A型)	施設において一般企業と同じように、雇用契約を結んで働きながら、知識や能力の向上を図ります。
就労継続支援(B型)	雇用契約を結ばずに、施設に通所して工賃を得て働きながら、知識や能力の向上を図ります。
就労定着支援【新規】	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	常に介護が必要な人に、医療的ケアに加え、食事、入浴などの介護を行います。

### ◎実績(第4期計画)

(月平均)

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
		見込量(A)	実績値(B)	B÷A(%)	見込量(A)	実績値(B)	B÷A(%)	実績見込値
生活介護	人日	1,094	1,074	98.2%	1,117	1,048	93.8%	1,097
	人	52	50	96.2%	53	49	92.5%	51
自立訓練(機能訓練)	人日	23	0	0.0%	23	0	0.0%	23
	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
自立訓練(生活訓練)	人日	9	0	0.0%	9	0	0.0%	23
	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
就労移行支援	人日	69	130	188.4%	92	57	62.0%	121
	人	3	8	266.7%	4	3	75.0%	5
就労継続支援(A型)	人日	69	84	121.7%	92	100	108.7%	149
	人	3	4	133.3%	4	6	150.0%	7
就労継続支援(B型)	人日	213	223	104.7%	236	408	172.9%	394
	人	17	14	82.4%	18	25	138.9%	26
療養介護	人	1	2	200.0%	1	2	200.0%	2

## ②現状の分析

### 生活介護

見込量に対して実績は下回るものの、利用人数や利用日数は微増となっています。

### 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練、生活訓練ともに数年に1件の実績となっています。これは、利用期限が設けられていることやサービス提供事業所が少ないことが考えられます。

### 就労移行支援

利用者の入れ替わりで実績は変動していますが、計画期間の最終年度には見込量に近い状況となっています。

### 就労継続支援（A型）

これまでの同一利用者による継続利用の傾向から、新規利用者の増加に伴い、大幅に見込量を上回っています。これは全国的な就労継続支援A型事業所の増加傾向やハローワークの斡旋等によるもので、特にJR沿線の大阪方面への通所利用者が増加しています。

### 就労継続支援（B型）

平成27年度から平成28年度にかけて、利用人数、利用日数ともに大幅に増加していますが、これは町内における新規事業所開設や、町外の就労移行支援事業所に通所する利用者が利用期限に伴い就労継続支援B型に変更したことによるものです。

### 療養介護

平成28年度より、18歳の年齢到達で障害児入所給付費の利用者が対象となっています。

## ◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日	1,120	1,143	1,166
	人	52	53	54
自立訓練 (機能訓練)	人日	23	23	23
	人	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	23	23	23
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	138	138	161
	人	6	6	7
就労継続支援（A型）	人日	149	149	149
	人	7	7	7
就労継続支援（B型）	人日	417	440	463
	人	27	28	29
就労定着支援【新規】	人	1	2	2
療養介護	人	2	2	2

### ③見込量の考え方

#### 生活介護

主に特別支援学校卒業後の新規利用の1名ずつの増加を見込んでいます。

#### 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練は、利用期限があり、利用者が入れ替わることやサービス提供事業所が少ないことから、これまでの同水準を見込んでいます。生活訓練は、機能訓練と同様、大幅な増加を見込めませんが、施設や病院からの地域移行時における訓練の需要を見込み、地域移行支援の見込量と連動させています。

#### 就労移行支援

利用期限があり、利用者が入れ替わるものの、増加傾向で見込んでいます。

#### 就労継続支援（A型）

一時の就労継続支援A型の事業所数の増加傾向が落ち着きを見せていることや、利用者の入れ替わりも考慮し、同水準を見込んでいます。

#### 就労継続支援（B型）

就労移行支援の利用後に就労に結びつかず、就労継続支援B型に移行する場合が想定され、近隣町における新たな就労事業所の開設等も想定されることから、新規利用の1名ずつの増加で見込んでいます。

#### 就労定着支援【新規】

新規事業として需要量が見込めないこともあり、1名から2名分を見込んでいます。

#### 療養介護

同一利用者による継続利用の推移で見込んでいます。

### ④見込量を確保するための方策

#### 生活介護

サービス提供事業所の活動内容などを把握し、一人ひとりのニーズに応じた利用ができるよう、委託相談事業所と連携し、情報の把握を行います。

#### 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービス提供事業所が少ないことから、委託相談事業所と連携し、事業所情報などの収集に努め、利用者の希望に沿ったサービス提供を行います。特に生活訓練では、施設や病院からの地域移行時における需要増が見込まれることを十分に認識し、対応します。

#### 就労移行支援

特別支援学校の卒業後の利用が見込まれることから、特別支援学校やサービス提供事業所、障害者就業・生活支援センターと連携し、西和7町を含む広域においてサービス提供を図り、体験実習から職場定着までの一貫した支援を図ります。

#### 就労継続支援（A型）

サービス提供事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、委託相談事業所、特別支援学校などと連携し、情報収集に努め、利用者の希望に沿ったサービス提供を行います。また、一般企業の参入に伴い、利用希望者がハローワークの求人広告等で直接、手続きを進めるため、適性把握や能力向上の検討が不十分なまま利用に至るケースが増加していることから、新規申請時には状況を確認し、事業所や関係機関と連携することで、より適切なサービス提供に繋がります。

#### 就労継続支援（B型）

サービス提供事業所や障害者就業・生活支援センター、委託相談事業所、特別支援学校などと連携し、利用状況の把握に努め、サービス利用の定着を図ります。

#### 就労定着支援【新規】

一般就労への移行者が、新たな職場や生活の環境変化に対応できるよう、障害者就業・生活支援センター等のサービス提供事業所を通じて、特に就労先の一般企業や以前通所していた就労事業所との連携を図り、家族との調整も進めながら、課題解決と支援充実に取り組みます。

#### 療養介護

新規利用の希望があれば、すぐに対応できるよう委託相談事業所と連携し、情報共有や受け入れ体制の確保を図ります。

### (3) 短期入所

#### ①サービスの内容

家族の病気などにより介助が受けられないときに、施設に短期間入所して、食事、入浴、トイレなどの介助を行います。

#### ◎実績（第4期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
		見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	実績 見込値
短期入所	人日	14	14	100.0%	18	30	166.7%	28
	人	4	3	75.0%	5	5	100.0%	6

#### ②現状の分析

支給決定人数は減少していますが、見込量に対する実績としては、利用人数、利用日数ともに上回っています。以前より、もしもの場合に備えた支給申請であり、実際の利用は限定的でしたが、利用状況は増加傾向にあります。

#### ◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	人日	28	32	32
	人	6	7	7

#### ③見込量の考え方

これまでの利用実績より、微増で見込んでいます。

#### ④見込量を確保するための方策

支給決定者数に対する利用者数の割合は、増加しているものの少なく、課題であった利用に至らない要因分析では、更新時における聞き取りで「利用機会がない」ことが多い結果となりました。一方で利用者やその家族からの聞き取りでは「利用するほど慣れてきて、本人が行くことに抵抗がなくなってくる」との回答もあることから、緊急対応用や家族の負担軽減としての需要だけでなく、利用者自身の環境変化等にも考慮し、体験利用等を含め、さらに利用を推奨します。

#### (4) 居住系サービス

##### ①サービスの内容

名称	内容
共同生活援助 (グループホーム)	世話人から、調理や洗濯などの家事の手伝いといったサービスを受けながら、仲間4～5人で共同生活をします。
施設入所支援	病院や施設に入所されている人に、夜間や休日に食事、入浴、トイレなどの介護を行い、医療的ケア、生活相談などの支援を行います。
自立生活援助【新規】	グループホーム等を利用し、一人暮らしを希望される人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

##### ◎実績(第4期計画)

(月平均)

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 実績 見込値
		見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	
共同生活援助 (グループホーム)	人	9	7	77.8%	9	8	88.9%	8
施設入所支援	人	20	21	105.0%	20	20	100.0%	19

##### ②現状の分析

###### 共同生活援助(グループホーム)

見込量に対して実績は下回るものの、利用人数や利用日数は微増となっています。

###### 施設入所支援

施設や病院からの地域生活への移行により、入所者数の減少を目指す成果目標の項目であり、見込量どおりの減少を実現しています。

##### ◎目標(第5期計画)

(月平均)

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	8	9	10
施設入所支援	人	21	20	19
自立生活援助【新規】	人	1	1	1

### ③見込量の考え方

#### 共同生活援助（グループホーム）

地域生活への移行者数の成果目標との整合性を図り、毎年 1 名の増加を見込んでいます。

#### 施設入所支援

入所者数減少の成果目標との整合性を図り、新規入所者も加味し、1 名減少を見込んでいます。

#### 自立生活援助【新規】

新規事業として需要量が見込めないこともあり、1 名分を見込んでいます。

### ④見込量を確保するための方策

#### 共同生活援助（グループホーム）

施設や病院からの地域生活への移行や障害者及びその家族の高齢化に伴う「親亡き後」などの対応において、今後さらに需要が見込まれるため、利用希望があった場合は、迅速な対応が出来るよう、サービス提供事業所や委託相談支援事業所と連携の上、空き情報を把握するなど、情報把握に努めます。以前より本町にはグループホームがなく、西和 7 町の広域等における資源を活用しながらサービス提供をしてきましたが、昨今の空家対策における転用等の先進的な取組事例もあることから、研究や検討を進め、県や西和 7 町の広域等における事業者の新規参入や提供体制強化の動きと合わせて対策を推進します。その他、新規事業所等が開設する際には、地域の理解が不可欠であるため、啓発事業を推進し、障害や障害者等に対する理解促進を図ります。

#### 施設入所支援

施設入所者数は、国の定める成果目標として削減が進められていますが、グループホームでは対応が困難な場合もあり、また家族の高齢化に伴う「親亡き後」などの対応において緊急を要する事態もあることから、真に必要な場合に即座に対応できるよう、委託相談事業所と連携し、入所可能な施設の情報収集や入所に至る手続きなど、利用支援の充実を図ります。

#### 自立生活援助【新規】

利用者から相談や希望には随時対応できるよう関係事業所等と連携しながら、事業を展開します。また新規事業であり、需要量は見込めないものの、サービス提供が可能な体制を構築します。

## (5) 相談支援

障害者等の地域での生活を支え、障害特性やニーズに応じた適正なサービス利用を推進するため、計画相談支援における指定特定相談支援事業所や地域移行支援及び地域定着支援における一般相談支援事業所などの相談支援事業所と連携し、相談支援体制を強化します。

また、西和7町障害者等支援協議会を通じて関係機関との連携を深め、広域におけるサービス提供体制の整備を推進します。

### ①サービスの内容

名称	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとの見直し（モニタリング※）などの支援を行います。
地域移行支援	入所や入院などをされている人に、住居の確保、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしの障害がある人に、夜間も含む緊急時の連絡や、相談などの支援を行います。

### ◎実績（第4期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
		見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	実績 見込値
計画相談支援	人	13	8	61.5%	17	9	52.9%	10
【参考】 (実人数)	人	102	96	94.1%	116	108	93.1%	120
地域移行支援	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1
地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0

### ②現状の分析

#### 計画相談支援

見込量に対して実績は下回るものの、利用人数は増加傾向です。第4期計画期間の当初では計画相談を実施する指定特定相談支援事業所が少なく、サービス利用計画の実施状況も低い状況でしたが、計画期間の最終年度ではサービス利用者のほぼ全員に実施されています。

#### 地域移行支援、地域定着支援

地域移行支援は平成28年度と平成29年度に1件の利用があり、地域定着支援の実績はなく、低い利用状況となっています。精神科病院等からの地域移行について潜在的な需要が見込まれるものの、居住確保の課題等その要因として考えられます。

◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	11	12	13
【参考】 （実人数）	人	132	144	156
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

③見込量の考え方

計画相談支援

サービス利用計画の実施が定着していることから、利用者数の増加傾向やその推移を反映したものとなっています。なお、算出数値は月平均であり、年間利用者数を12ヶ月で割ったものとなっております。

地域移行支援、地域定着支援

これまでの実績より、1名分を見込んでいます。

④見込量を確保するための方策

計画相談支援

サービス等利用計画は、サービスの支給決定における根拠となるだけでなく、その作成過程において利用者の状況やニーズを適切に把握し、支援体制を築くものであることから、サービスの根幹を占める非常に重要な位置づけとなります。サービス利用計画の実施が定着化した現状においては、質の向上を目指し、作成する指定特定相談支援事業所との協力や連携をさらに深めながら、より適切なサービス提供を行います。また、障害者等の自立を妨げることのない適正なサービス量を見極めるためには、給付に至る相談支援も重要であることから、窓口における相談業務や委託相談事業所との連携もさらに強化します。その他、西和7町障害者等支援協議会などを通じて、利用計画作成に関する研修等の実施を定期的実施していきます。

地域移行支援、地域定着支援

委託相談事業所と連携し、グループホームなどの居住の確保に努め、地域生活への移行や定着を推進します。また県や保健所、精神科病院などの関係機関と連携体制を強化し、対象者の把握を行うとともに、西和7町障害者等支援協議会で実施している不動産業界への協力依頼や啓発活動をさらに推進していきます。

## 4. 地域生活支援事業の活動指標

「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

### ①サービスの内容

名称	内容
相談支援事業	障害者やその家族等に相談や必要な情報の提供を行い、権利擁護*のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障害などにより、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	在宅で障害等がある人に、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、自立生活を促進するため、余暇活動などの社会参加や、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、障害者間の交流などを目的とした事業を実施します。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための訓練的な支援を行い、日常介護している障害者の家族などの一時的な負担軽減を図ります。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障害者で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたす恐れのあるものに対して、ホームヘルパーなどを派遣し、必要な支援を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用されている人に、実習及び訓練に必要な費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の就労などの社会活動を促進するため、自動車運転免許取得に要する費用や、自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流促進の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成・研修を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽では入浴が困難な人に対し、移動入浴車で浴槽を自宅に持ち組み、入浴介助を実施します。
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費や、後見人の報酬の一部を助成します。

◎実績（第4期計画）

サービス名	単位		平成27年度			平成28年度			平成29年度
			見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	実績 見込値
相談支援事業	月間	件	82	73	89.0%	90	78	86.7%	106
意思疎通支援事業	月間	件	1	1	100.0%	1	2	200.0%	2
日常生活用具 給付等事業	月間	件	32	31	96.9%	33	33	100.0%	34
移動支援事業	月間	時間	259	271	104.6%	274	284	103.6%	293
	月間	人	31	32	103.2%	34	27	79.4%	29
地域活動支援センター 事業	月間	人	4	7	175.0%	4	9	225.0%	10
日中一時支援事業	月間	時間	40	24	60.0%	40	4	10.0%	31
		人	3	2	66.7%	3	1	33.3%	2
生活サポート事業	年間	件	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0
更生訓練費給付事業	年間	件	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0
自動車運転免許取得・ 改造費助成事業	年間	人	1	2	200.0%	1	0	0.0%	011
手話奉仕員養成研修事業	年間	回	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
訪問入浴サービス事業	月間	人	-	-	-	-	-	-	2
理解促進研修・啓発事業	年間	回	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1
自発的活動支援事業	年間	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
成年後見制度 利用支援事業	年間	件	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0

## ②現状の分析

### 相談支援事業

委託相談事業所の相談件数であり、見込量に対して実績は下回るものの、増加傾向です。

### 意思疎通支援事業

定期利用者の増加により、見込量を上回っています。

### 日常生活用具給付等事業

見込量に近い状況で推移しています。実績の大半は、継続給付の排泄管理用具が占めています。

### 移動支援事業

見込量に対し利用人数、利用時間ともに上回っており、増加傾向にあります。これは、第4期計画から続くもので、サービス提供事業所の増加に伴う提供体制の充実に加え、65歳以上の介護保険対象者の需要増によるものと考えられます。

### 地域活動支援センター事業

利用者の増加により、見込量の倍増に近い実績となっています。

### 日中一時支援事業

見込量を下回り、増減はありますが、サービス提供事業所の増加や定期利用者の増加もあり、増加傾向に転じています。

### 生活サポート事業

実績はなく、見込量を下回っています。

### 更生訓練費給付事業

実績はなく、見込量を下回っています。

### 自動車運転免許・改造費助成事業

年度により実績の差はありますが、平成27年度には2件の実績がありました。

### 手話奉仕員養成等事業

平成29年度より社会福祉協議会と連携し、事業を実施しています。

### 訪問入浴サービス事業

平成29年度からの事業ですが、定期利用の実績があります。

### 理解促進研修・啓発事業

西和7町の広域において、委託相談事業所により毎年合同で実施しています。

### 自発的活動支援事業

西和7町の広域において、委託相談事業所により毎年合同で実施しています。

### 成年後見制度利用支援事業

実績はなく、見込量を下回っています。

◎目標（第5期計画）

サービス名	単位		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	月間	件	110	115	120
意思疎通支援事業	月間	件	2	2	3
日常生活用具 給付等事業	月間	件	35	36	37
移動支援事業	月間	時間	313	333	353
	月間	人	30	31	32
地域活動支援センター 事業	月間	人	10	11	12
日中一時支援事業	月間	時間	2	2	2
		人	32	32	32
生活サポート事業	年間	件数	1	1	1
更生訓練費給付事業	年間	件数	1	1	1
自動車運転免許取得・ 改造費助成事業	年間	件数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	年間	回	1	1	1
訪問入浴サービス事業	月間	人	2	2	2
理解促進研修・啓発事業	年間	回	1	1	1
自発的活動支援事業	年間	回	1	1	1
成年後見制度 利用支援事業	年間	件	1	1	1
成年後見制度法人後見 支援事業	団体 数	箇所	1	1	1

③見込量の考え方

相談支援事業

障害認定者の増加や相談内容の多様化、障害者本人や家族の高齢化等により、増加傾向で見込んでいます。

意思疎通支援事業

定期利用者の継続利用として、同水準で見込んでいます。

日常生活用具給付等事業

これまでの実績や直近の利用状況を基に、近年の推移を勘案しながら設定しています。

移動支援事業

これまでの実績や直近の利用状況を基に、近年の推移を勘案し、増加傾向で見込んでいます。

地域活動支援センター事業

これまでの実績や直近の利用状況を基に、近年の推移を勘案し、増加傾向で見込んでいます。

#### 日中一時支援事業

これまでの実績や直近の利用状況を基に、近年の推移を勘案しながら設定しています。

#### 生活サポート事業、更生訓練費給付事業

実績はほとんどありませんが、1名分を見込んでいます。

#### 自動車運転免許・改造費助成事業

これまでの実績より、1名分を見込んでいます。

#### 手話奉仕員養成等事業

社会福祉協議会と連携し、養成講座を実施します。

#### 訪問入浴サービス事業

平成29年度からの事業ですが、直近の利用状況より見込んでいます。

#### 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

西和7町の広域において、委託相談事業所による合同開催を継続的に実施する予定です。

#### 成年後見制度利用支援事業

これまで実績はありませんが、潜在的な需要を考慮し、1名分を見込んでいます。

#### 成年後見制度法人後見支援事業

現在、西和圏域で、新たに設立されるNPO法人の運営にかかる支援を平成30年度より予定しています。

### ④見込量を確保するための方策

#### 相談支援事業

委託相談事業所と連携し、生活全般に関する相談業務や情報提供、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、障害福祉サービスなどの利用支援を行います。また、年々増加する相談件数や障害者本人や家族の高齢化等への対応としては、平成27年度に相談員を増員し、平成29年度には相談支援事業所を増設するなど、支援体制強化を図っています。その他、西和7町障害者等支援協議会を通じて、関係機関との連携強化や情報共有を図り、相談内容の多様化に対応します。

#### 意思疎通支援事業

最近の実績は、継続利用者による定期的な利用のみですが、引き続き奈良県聴覚障害者支援センターと提携し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を実施します。また、国の進めるアクセシビリティ向上の方針に基づき、ICT新技術等の導入を検討します。

#### 日常生活用具給付等事業

利用希望者の把握に努めるとともに、生活の利便向上を図り、障害特性等に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

#### 移動支援事業

第4期計画期間より増加傾向ですが、これは事業所数の増加やサービス提供体制の整備以外に、他のサービスや制度の代用又は受け皿としての需要が増しているという実態があります。障害児では、通所事業所の休業日や日中一時支援の事業所減から来る土日祝日の預かり需要として、介護保険利用者では、原則通院のみに限られる付き添い介助の補填需要となっています。この状況に対し、西和7町の広域では平成27年度にガイドラインを設定し、一定の基準や特段の事情における柔軟な対応等を示しており、これに基づき利用者の事情に応じた支給決定を行います。

#### 地域活動支援センター事業

現在利用実績のある地域活動支援センターや委託相談事業所と連携し、利用状況や利用希望者の把握に努め、利用を促進します。

#### 日中一時支援事業

障害児通所事業所の増加に伴う需要減により、サービス提供事業所数は減りましたが、新たに平成29年度に町内事業所が提供事業所となっています。今後も、土日祝日の預かりや長期休暇、18歳以上の障害者における需要は依然として見込まれるため、委託相談事業所との連携や事業所情報の把握を通じて、サービス提供の確保を図ります。

#### 生活サポート事業、更生訓練費給付事業

対象となる利用者に制限があるため、実績はありませんが、事業啓発と申請時における速やかに対応を行います。

#### 自動車運転免許・改造費助成事業

改造費助成の制限期間を短縮するなど、現状に応じて実施規則を改正し、利用実績が増加しています。引き続き事業啓発による利用促進を行います。

#### 手話奉仕員養成等事業

平成29年度から社会福祉協議会と連携し、入門課程や基礎課程の養成講座の継続的な開催により、手話奉仕員を養成し、支援者の増加や支援環境の拡大を図り、聴覚障害者の社会参加、交流活動の促進等を推進します。

#### 訪問入浴サービス事業

平成29年度からの事業であり、サービス提供事業所数は限られますが、委託相談事業所との連携により、サービス提供事業所の把握とサービス提供の確保を図ります。

#### 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

西和7町の広域において、委託相談事業所による地域住民を含む研修の開催や自発的な取組への支援を実施し、障害や障害者等に対する理解促進と活動定着を推進します。

#### 成年後見制度利用支援事業

これまで実績はありませんが、申請があれば即時に対応できるよう委託相談事業所や、西和圏域で設立予定の成年後見制度法人後見事業の委託先となるNPO法人、西和圏域内の弁護士会等との連携し、対象となる利用者（2親等以内に親族がない住民税非課税者または生活保護者）の申立て費用や後見人報酬などの負担軽減を図ります。また、社会福祉協議会との連携を深め、権利擁護事業を推進します。

#### 成年後見制度法人後見支援事業

現在、西和圏域においてNPO法人の設立を予定しており、その運営にかかる支援を行い、成年後見にかかる相談支援や申立て等の手続きの支援、成年後見人等の受任、研修会等の開催、成年後見支援員の養成などを実現し、障害者の権利擁護を推進します。

## 5. 児童福祉法に基づく障害児支援サービスの活動指標

平成 24 年 4 月より児童福祉法が一部改正され、身近な地域において年齢や障害特性等に応じた適切かつ専門的な支援を提供できるよう障害児支援に関する制度が再編されました。

開始当初は、町内に障害児通所事業所は 1 箇所もありませんでしたが、現在では 3 箇所が開設し、町外の事業所開設も含めサービス提供体制は整ってきており、利用実績も順調に伸びています。

一方で、今期計画における国の基本指針では「障害児支援の提供体制の計画的な整備」が示され、「市町村または圏域における児童発達支援センターの設置」「保育所等訪問支援を利用できる体制構築」「市町村または圏域における主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置」「市町村または圏域における保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置」の 4 項目が掲げられ、今期計画中の達成に向けて早急に取り組む必要があり、今後、西和 7 町の広域において設置に向けた協議を進めていきます。

### ①サービスの内容

名称	内容
児童発達支援、医療型児童発達支援	通所利用の障害児への支援や、日常生活における基本的な動作の指導などを行います。
放課後等デイサービス	在学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどの休暇中に、生活能力向上のための訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育園などにおける集団生活への適応のため、専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出困難な障害児に対し、自宅訪問により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画の作成や、一定期間ごとの見直し（モニタリング）などの支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を必要数配置します。

## ◎実績（第4期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 実績 見込値
		見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	見込量 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	
児童発達支援	人日	149	140	94.0%	180	158	87.8%	206
	人	29	15	51.7%	35	19	54.3%	25
医療型児童発達支援	人日	10	29	290.0%	10	7	70.0%	10
	人	1	2	200.0%	1	1	100.0%	1
放課後等 デイサービス	人日	139	171	123.0%	157	183	116.6%	199
	人	16	19	118.8%	18	22	122.2%	24
保育所等訪問支援	人日	1	0	0.0%	1	1	100.0%	0
	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	0
障害児相談支援	人	0	3	- %	1	4	400.0%	4
【参考】(実人数)	人	44	36	81.8%	57	48	84.2%	49

## ②現状の分析

## 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

第3期計画期間の実績ほどではありませんが、利用人数、利用日数ともに増加傾向にあります。これは、早期療育の開始による児童発達支援利用者の増加や、サービス提供事業所の増加による1人あたりの通所事業所数の増加などが考えられます。

## 障害児相談支援

障害児利用支援計画を作成する指定障害児相談支援事業所が町内を含め増加していることもあり、平成28年度より利用者の全員達成で推移しています。

## ◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	246	280	320
	人	30	35	40
医療型児童発達支援	人日	10	10	10
	人	1	1	1
放課後等 デイサービス	人日	208	224	240
	人	26	28	30
保育所等訪問支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人	1	1	1
障害児相談支援	人	5	5	6
【参考】(実人数)	人	57	64	71
医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置)	人	0	0	1

## ③見込量の考え方

## 児童発達支援、医療型児童発達支援

第4期計画における利用者の急激な増加は落ち着いてきたものの、早期発見による療育開始の低年齢化などにより、引き続き増加傾向にあり、現状の伸びを基に見込んでいます。

## 放課後等デイサービス

第4期計画で急増した児童発達支援からの小学校入学による移行人数が多く、18歳到達での障害サービス移行による利用終了人数を上回る状況が続いており、引き続き増加傾向で見込んでいます。

## 保育所等訪問支援

平成28年度に1件の実績があり、1名分を見込んでいます。

## 居宅訪問型児童発達支援

新規事業であり、需要量は見込めませんが、1名分を見込んでいます。

## 障害児相談支援

町内の児童発達支援事業所が指定障害児相談支援事業所の指定をとり、町外の事業所も増加する中で、支援員の経験も豊富になり、対応ケースも増加したことから、平成28年度には利用者全員分の利用支援計画が完成しており、引き続き全員分を見込んでいます。

## 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】

新規事業であり、現時点では情報が乏しいため情報収集を行い、平成32年度までの配置を検討します。

#### ④見込量を確保するための方策

地域におけるライフステージに応じた切れ目のない支援の提供を目指し、障害児通所事業所や各相談支援事業所、その他のサービス提供事業所以外に、保健センターや医療機関、教育委員会事務局、特別支援学校、障害者就業・生活支援センターなどと連携し、福祉、保健、医療、教育、就労の関係機関による協力体制のもと、支援体制を確立します。

- 保健センターとの連携：通所事業所の情報を提供し、早期の療育開始に繋がります。
- 町内の幼稚園、小・中学校との連携：障害児担当者で構成される会議に参加し、障害福祉分野における支援制度の周知に努め、障害児支援における連携を強化します。
- 特別支援学校との連携：就学状況を把握し、特に卒業前の生徒では、福祉就労の予定状況を確認し、連携して対応します。

また、国が指針で示す障害児支援の提供体制の整備に向け、重度心身障害児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な障害児に対する支援では、サービス提供事業所の支援をはじめ、各関係機関からの支援を切れ目のなく受けられるよう連携を図るための協議の場を設け、その児童ひとりひとりに合う総合的な支援体制を構築していきます。

#### 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

支給手続きにおいては、対象児童だけでなく、保護者の就労状況を含めた家庭環境も確認し、その他のサービスや家庭支援なども検証することで、指定障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画との整合性を図り、適切なサービス量であるかを判断しながら、支給決定を行います。また、新規利用を希望する保護者に対しては、障害児通所事業所や相談支援事業所と連携し、定員状況や事業形態などの把握に努め、要望内容や障害適性に合った速やかな事業所案内を行います。なお、平成27年度に西和7町障害者等支援協議会において、支給決定に関するガイドラインの策定をおこない、国や県が策定するガイドラインと合わせて、より適切なサービス提供や支給基準を提示しており、サービス提供事業所への周知や各種研修を実施しています。今後は事業所を視察するなど、サービスの現場における実施状況を確認しながら、サービスの質の向上に取り組みます。その他、国が指針で示す「児童発達支援センターの設置」を西和7町の広域において協議し、障害児に対するより重層的な地域支援体制の構築を目指します。

#### 保育所等訪問支援

保護者への利用案内や受け入れる保育所等への周知により、利用を促進します。また、事業の主旨である保育所等における集団生活への適応の支援については、指定障害児相談支援事業所や通所事業所と連携し、障害児支援利用計画の作成を通じて、児童を取り巻く環境や保育士・担当教諭の対応を確認し、より対象児童の適性に合った支援となるよう、園や学校とも協力し、保護者の要望に応えます。

#### 居宅訪問型児童発達支援

新規事業であり、需要量は見込めませんが、支援員には専門的医療技術を要することから、委託相談支援事業所との連携により、提供可能なサービス提供事業所を把握するなど、申請時には迅速に対応できるようサービス提供体制を構築します。

## 障害児相談支援

現在、利用者全員の利用支援計画が作成されていますが、作成された利用計画書を受理するだけでなく、検証や提案を重ねることで、指定障害児相談支援事業所と協力しながら質の向上に努め、より適切なサービス提供を行います。特に給付に至る過程においては、要望を聞き取りつつ、扶養義務を損なうことなく、サービス依存を招くことのない適切な支給決定となるよう、窓口における相談業務や委託相談事業所との連携を強化します。また、増加傾向にある重度障害児などの困難なケースについては、サービス提供事業所だけに負担がかからないよう各関係機関と連携を図り、サービス提供における協力体制を構築します。その他、西和7町障害者等支援協議会などを通じて、利用計画作成に関する研修の実施や事業所間の連携を目的とした主体的な運営組織の設立を働きかけていきます。

## 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

コーディネーターの配置については、専門的な知識を有する人材の確保が必要となるため、現状の職員での登録が可能であるのか、新たな職員の雇用が必要であるのかなど、情報収集を行うとともに、様々な可能性を考え、配置の検討を行います。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 推進体制の整備

---

障害者施策は、保健、医療、福祉との連携をはじめ、教育、就労、まちづくりなど幅広い分野が協力して取り組む必要があるため、庁内の関係部署はもとより、関係機関との連携を一層強化し、定期的な実績把握と達成状況の点検・評価に努め、総合的かつ分野横断的に、実効性のある取組を進めます。

### 2. 西和圏域における取組

---

西和7町の広域において、相談支援事業を合同で委託し、専門的な知識や経験を有する相談支援専門員による相談支援体制を構築し、障害種別や相談内容に応じたきめ細かな対応により、障害のある人やその家族からの生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用支援などを行っています。

また、行政機関及び障害者団体、障害者施設、障害福祉サービス事業所等によって組織される障害者等支援協議会についても、西和7町の広域で取り組み、地域における課題の洗い出しや、解決を進めるための検討を重ね、地域に住む誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

さらに、平成30年度より西和圏域において、NPO法人の運営を支援し、成年後見制度法人後見支援事業を実施する予定であり、障害のある人の権利擁護のさらなる推進に取り組みます。

近年における制度改正や新たな事業などに対し、サービス提供事業所の確保等も含め、これらの西和7町の広域における取組により、課題解決を図り、施策の推進に努めます。

### 3. 国・県との連携強化

---

関係法令等の改正や、今後施行される法令等については、国の動向を注視しつつ、状況の変化を踏まえて施策を展開します。

また、県の障害者施策の把握や情報収集に努めるとともに、障害のある人の幅広いニーズに応え、対象の限られるサービス事業の提供事業所や専門的医療機関などの資源不足の課題に対応するため、一層の連携強化により施策の推進に努めます。

### 4. 計画の進行管理

---

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの概念を用いた進行管理により、進捗状況を確認するとともに、定期的な状況把握や点検・評価に努め、必要な見直しや対策を行います。

## 1. 王寺町附属機関の設置に関する条例

平成26年6月18日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者のうちから同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員(町の職員のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、特に定める場合を除き、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に、会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等は、特に定める場合を除き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長等が招集し、会長等がその議長となる。ただし、新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

4 会長等は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係ある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長等は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、また同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、それぞれ別表庶務の欄に掲げる部署において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条—第4条、第9条関係)

執行機関	名 称	担 任 事 務	人 数	構 成	任 期	庶 務
町長	王寺町障害福祉計画等策定委員会	王寺町障害者計画及び王寺町障害福祉計画の策定に関する事務	15人以内	(1)学識経験を有する者 (2)住民関係団体の代表者 (3)社会福祉関係団体の代表者 (4)保健医療関係団体の代表者 (5)その他町長が必要と認める者	2年	住民福祉部 福祉介護課

## 2. 王寺町障害福祉計画等策定委員会名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属
〈1号委員〉 学識経験者	◎渡辺 一城	天理大学教授
〈2号委員〉 住民関係団体	井村 知次	自治連合会会長
	西本 隆男	民生児童委員協議会会長
〈3号委員〉 社会福祉関係団体	吉田 廣	王寺町身体障害者協会会長
	○小泉 強	手をつなぐ育成会会長
	小笠原 京子	王寺町事業所代表 (特定非営利活動法人ポエム)
	中川 直美	王寺町事業所代表 (特定非営利活動法人なないろサーカス団)
	大前 美希子	西和圏域マネージャー
〈4号委員〉 保健医療関係団体	金子 英明	中和保健所精神保健福祉士
〈5号委員〉 教育関係	新川 朋子	王寺町教育委員
	吉田 努	王寺中学校校長
〈5号委員〉 行政代表	平岡 秀隆	王寺町副町長
	浅井 克矢	王寺町住民福祉部長

◎委員長 ○副委員長

### 3. 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画の策定に関する 諮問書・答申書

#### (1) 諮問書

王福第939-1号  
平成29年10月20日

王寺町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会  
委員長 渡辺 一城 様

王寺町長 平井 康之

王寺町障害者計画及び障害福祉計画策定について（諮問）

このことについて、標記計画を策定するに際し、貴策定委員会の意見を求め  
ます。

## (2) 答申書

平成30年2月26日

王寺町長 平井 康之 様

王寺町障害者計画及び  
障害福祉計画策定委員会  
委員長 渡辺 一城

### 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画の策定に関する答申書（案）

当策定委員会は、平成29年10月20日付けで諮問のありました王寺町障害者計画及び障害福祉計画の策定に伴う諮問事項に関して、各方面から障害福祉に携わる13名の委員で構成し、審議を重ねました。

この計画は、障害福祉施策の基本的な方針を定める「第3期王寺町障害者計画」と、障害福祉サービスの見込量を定める「第5期王寺町障害福祉計画」を一体的に策定し、王寺町として取り組むべき具体的な施策や目標値を策定するものであり、前期計画からの継承に加え、新たな関連法令やサービス等に対応し、施策の見直しや充実を図る必要があります。

また、障害福祉の分野は多岐にわたっており、切れ目のない支援を展開するためには、保健、医療、教育をはじめ、あらゆる分野との連携が求められます。そして、障害のある人が地域で安心して生活するためには、周りの住民の理解が不可欠であり、地域福祉の推進が重要となります。

これらの状況やアンケートの調査結果をもとに、次に示す取組を重点項目として審議し、別添計画書案を策定しましたので、これらの内容について、適切な対応が図られるよう要望し答申とします。

冒頭文

## 「王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画」答申の基本的事項

### 1. 答申に至る経緯について

- ①「王寺町障害者計画及び障害福祉計画策定のためのアンケート調査」の実施
  - ・生活実態と意向を明らかにするための基礎資料として、各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス(精神通院医療助成を含む)利用者及び町民(18歳以上の無作為抽出)へのアンケートを実施。
  
- ②「王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定委員会」の開催
  - ・王寺町附属機関の設置に関する条例に基づき、学識経験者・住民関係団体・社会福祉関係団体・保健医療関係団体・教育関係・行政代表などの障害福祉に携わる13名の委員で構成された策定委員会を開催。
  
- 第1回 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定委員会
  - ・王寺町附属機関の設置に関する条例に基づき、委員に委嘱状を交付。
  - ・同条例第5条により、私、渡辺が委員長となり、副委員長を小泉委員に決定。
  - ・事務局より、「王寺町障害者計画及び障害福祉計画策定のためのアンケート調査の結果について」の説明後に審議。
  - ・事務局より、策定委員会開催の今後の予定について説明。
  
- 第2回 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定委員会
  - ・事務局より、「王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画骨子案について（主に障害福祉計画部分）」の説明後に審議。
  - ・事務局より、各委員に施策や事業などに関する意見の提出を依頼。
  
- 第3回 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定委員会
  - ・計画の基本理念を「人と人がふれあい、みんなでつくるやわらぎのまち」に決定。
  - ・事務局より、「王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画素案について（主に障害者計画部分）」の説明後に審議。
  
- 第4回 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定委員会
  - ・事務局より、「王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画案について（主に前回からの修正部分）」の説明後に決定。
  
- ③パブリックコメントの実施
  - ・計画素案を町の公式サイト等で公開し、意見を募集。

## 2. 計画の目指す方向性、重点項目

### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

基本理念の「人と人がふれあい、みんなで作る やわらぎのまち」に基づき、「障害のある人を取り巻く、地域における全ての人や組織が一体となり、地域共生社会の実現に向けて取り組むまち」をめざし、差別解消法における合理的配慮の提供などの理解促進、地域福祉計画との連動による小さな拠点づくりやボランティア活動の支援などを通じて、障害のある人もない人もともに暮らしやすい地域共生社会の実現に向け、計画で示される様々な取組を推進していただきたい。

また、従来の枠組みにとらわれず、地域性を生かし、障害のある人が担い手や働き手として活躍できる仕組みづくりにも取り組んでいただきたい。

### (2) 独自性のある取組の積極的な推進

前期計画の期間中より、就労支援の一環として、町内福祉事業所によるオープンカフェの運営支援や、町内就労事業所からの優先的な物品調達による経済的支援など、王寺町独自の取組を推進されているが、今期計画で新たに提示された「障害のある人が担い手や働き手として活躍できる仕組みづくり」や「障害者雇用に積極的な町内優良企業への支援」、「手話言語条例の制定に向けた取組」、「ふるさと納税を活用した補助犬支援の仕組みづくりの検討」など、今後もさらに、独自性のある取組を推進していただきたい。

### (3) 障害のある子どもへの切れ目のない支援の推進

障害のある子どもへの切れ目のない支援を推進するため、障害の早期発見や学校等の受入体制の充実に努めていただきたい。

また、今期計画における国の方針では、障害児支援における新たな取組として、「関係機関の連携した支援」や「重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の構築」が示されており、西和圏域でサービス提供事業所の確保に努めるなど、連携体制の強化により、障害児支援の一層の推進に取り組んでいただきたい。

#### (4) 連携体制の強化

障害者施策は、幅広い分野が協力して取り組む必要があるため、関係機関との連携を一層強化し、総合的かつ分野横断的に取組を推進していただきたい。

また、これまでの相談支援事業に加え、新たに実施する成年後見制度法人後見支援事業や、今後取り組む地域生活支援拠点の整備など、西和圏域の連携により、サービス提供事業所や専門的医療機関などの資源不足や地域課題の解消に取り組んでいただきたい。

さらに、国や県との連携では、広域における就労支援として、雇用促進事業との連動を図り、取り組んでいただきたい。

最後に、計画の推進にあたっては、前述した内容を踏まえ、策定後における進捗状況の確認や定期的な点検・評価により、必要な見直しを実施できるよう、進行管理に努められることを期待し、答申の基本的事項とします。

以上

## 4. 用語集

本文や表中において、下記用語の最初の掲載箇所には\*印を付けています。

あ行	
アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。
一般就労	「労働基準法」及び「最低賃金法」に基づく雇用関係による企業への就労です。
医療的ケア	家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことです。
オストメイト	ストーマを持つ人のことで、人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいいます。
か行	
活動量計	歩数計が歩行活動を測定して歩数や歩行時の消費カロリーを表示するのに対し、歩行だけではなく家事やデスクワークなど、さまざまな活動を測定し、1日の総消費カロリーを知ることができる器具のことをいいます。
加配	個別に対応できるよう通常より教員を多く配置することです。
共生社会	あらゆる人が相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う社会であり、障害のある人が積極的に参加・貢献できる社会のことです。
強度行動障害	生活環境に対する極めて特異な不適応行動（自傷や他傷・こだわり・もの壊し・多動など）を頻回にとり、日常生活に困難を生じている行動上の状態の障害のことをいいます。
グループホーム	障害のある人が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同生活を行う形態であり、障害福祉サービスでは「共同生活援助」のことをいいます。
現物給付方式	医療機関での支払い手続きの簡略化と負担軽減を図り、一定の自己負担金のみを支払う方式のことです。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障害のある人などの代わりに、代理人が権利を表明することです。
高次脳機能障害	頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害のことをいいます。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方（社会的障壁）を取り除くため、お金や労力などの負担があまり重くない範囲において取り組むことです。
子ども・子育て支援事業計画	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」により国の基本指針に基づき各市町村で作成する計画であり、行政、地域、企業が協力し、子育てを社会全体で支え、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることなどを目的とし、幼児期の学校教育や保育についての見込量等が示されています。

さ行	
指定特定相談支援事業所	市町村によって事業者の指定を受け、障害福祉サービスの利用申請におけるサービス等利用計画の作成やモニタリングを行う事業所のことです。 障害児については、指定障害児相談支援事業所が実施します。
自動償還払い	医療機関での支払い手続きの際に、いったん請求された医療費を全額支払い、後日、指定された口座へ、自動的に自己負担金を除く額が振り込まれる方式です。
児童発達支援センター	就学前の障害のある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技術を取得し、集団生活に適應できるように支援を行うとともに、地域の中核的な支援施設として、家族への相談や障害のある子どもを預かる施設への援助・助言などを合わせて行います。
児童福祉法	次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する総合的基本法です。また、18歳未満の障害のある子どもを対象とする支援やサービス（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）についても定められています。
社会的障壁	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方等のことをいいます。
手話通訳者	音声言語を手話に、また手話を音声言語に変換する作業を「手話通訳」といい、「手話通訳者」とは都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された人のことをいいます。
障害者基本法	障害のある人の自立や社会参加の支援施策に関し、基本理念を定めた法律です。
障害者権利条約	障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約であり、日本は平成26年1月に障害者権利条約を批准しています。
障害者差別解消法	正式名を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とし、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止を定めた法律です。
障害者就業・生活支援センター	障害のある人に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行います。王寺町は、なら西和障害者就業・生活支援センター「ライク」の管轄となります。
障害者総合支援法	正式名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といい、障害の有無に関わらず、共に住み慣れた地域で暮らすことができる共生社会の実現を目指し、障害のある人や子どもが利用できる障害福祉のサービスについて定めています。サービスは大きく分けて自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具）と地域生活支援事業の2種類があります。
障害特性	それぞれの障害における特徴や状態、行動等のことで、それらを知り、理解することで 配慮のある接し方や支援をすることができます。

障害福祉サービス	障害者総合支援法で定められるサービスを示し、狭義では自立支援給付における介護給付や訓練等給付を示します。国がサービス体系等を定め、全国一律で実施されるもので、ホームヘルプサービスや施設への通所及び入所を利用するサービス、就労支援などがあります。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき身体障害と認定された人に交付されるもので、障害の内容や等級（1級から6級まで）が記され、各種福祉制度を受けるための証明となります。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法※）に基づき精神障害と認定された人に交付されるもので、障害の等級（1級から3級まで）や有効期間（2年間）が記され、各種福祉制度を受けるための証明となります。
精神保健福祉法	正式名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」といい、精神障害のある人の医療及び保護や、社会復帰の促進及び自立、社会参加の促進のために必要な援助などが定められ、精神障害のある人の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。
成年後見制度	知的障害や精神障害など、判断能力が不十分であるために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度のことです。
た行	
体組成計	「体組成」とは、筋肉や脂肪、骨など私たちの体を構成する組織のことを示し、その「体組成」を計測することができる器具のことをいいます。
地域生活支援拠点	障害のある人の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える支援体制の拠点として、相談（施設や病院からの地域生活への移行や親元からの自立など）、一人暮らしやグループホームなどの体験利用、緊急時の受け入れや対応、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点やコーディネーターの配置等）などの居住支援のための機能を備え、地域の実情に応じて整備するものです。 障害福祉計画で平成32年度末までの西和7町圏域内における面的整備（地域において各事業所で機能を分担して整備する方式）を成果目標に掲げています。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を継続的かつ包括的に提供する仕組みのことをいいます。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む。）を対象に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校のことをいいます。 旧・盲学校、旧・聾学校、旧・養護学校は、平成19年4月からの学校教育法の改正により「特別支援学校」へ一本化されています。

な行	
内部障害	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害など永続するもので、日常生活をするにあたり、制限をうける障害のことをいいます。
難病	原因不明や治療方法未確立、後遺症を残す可能性がある病気のことをいいます。平成25年4月から障害者総合支援法の対象に加わり、障害福祉サービスや相談支援の対象となっています。
日常生活用具	障害のある人が在宅で円滑な日常生活を営むために給付又は貸与する用具のことで、具体的には「介護訓練等支援用具」、「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」、「居宅生活動作補助用具（住宅改修）」などがあります。
は行	
発達障害	<p>発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥他動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。</p> <p>ただし、行政上の定義と医学的な診断名や診断基準名は異なる場合があります、注意が必要です。※以下は文部科学省が示す発達障害の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症：3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害のこと。</li> <li>・高機能自閉症：3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものであり、広汎性発達障害に分類されるもの。</li> <li>・アスペルガー症候群：知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものであり、広汎性発達障害に分類されるもの。</li> <li>・学習障害（LD）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。</li> <li>・注意欠陥他動性障害（ADHD）：7歳位までに現れ、その状態が継続し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害であり、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。</li> </ul>
PDCA サイクル	業務管理手法のプロセスのひとつであり、目標を設定し、①目標達成に向けた活動を立案する「計画（Plan）」、②計画に基づき活動を実行する「実行（Do）」、③活動を実施した結果を把握・分析し、考察する「評価（Check）」、④考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す「改善（Act）」の4段階の活動を継続して行います。

福祉的就労	障害などにより一般企業等での就労が困難な人に対し、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行うことです。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国や地方公共団体、民間企業は、障害のある人を一定割合以上で雇用することが義務づけられ、この割合を法定雇用率といいます。
ま行	
モニタリング	障害福祉サービスや障害児支援サービスの適切な利用のため、支給決定の期間内に、支給根拠であるサービス等利用計画や障害児支援利用計画を定期的に検証することをいいます。また、サービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者は、サービスの利用状況を確認し、必要に応じてサービス等利用計画や障害児支援利用計画を変更するとともに、対象者に変更申請の勧奨を行います。
や行	
ユニバーサルデザイン	施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方は、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、物理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）と併せて推進することが求められています。
ら行	
療育手帳	知的障害と判定された人に交付されるもので、障害程度の区分が記され、各種福祉制度を受けるための証明となります。
臨床心理士	心理学の専門家のうち、臨床心理学を学問的基盤に持ち、認定資格を有する者のことをいいます。発達障害や精神疾患等においては、専門的技術を用いて聞き取りや検査、観察等を行い、トレーニングやカウンセリングなどの支援を行います。

---

## 王寺町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画

発行年月 平成30年3月

発行 奈良県王寺町

編集 王寺町住民福祉部福祉介護課

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

電話 0745-73-2001(代) FAX 0745-73-6311

E-mail [fukushikaigo-f@town.oji.nara.jp](mailto:fukushikaigo-f@town.oji.nara.jp)

---



